

意見の概要及びそれに対する考え方

意見募集期間：令和 7 年 7 月 16 日（水）～ 8 月 15 日（金）
提出意見数：124 件

※ 今回の意見募集の対象は、次の 6 案です。

- ・「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」案（以下「明示規則」といいます。）（別紙 1）
- ・「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第六条第一項及び第二項の率を定める規則」案（別紙 2）
- ・「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第七条の書類等の作成及び保存に関する規則」案（以下「記録規則」といいます。）（別紙 3）
- ・「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案（以下「運用基準」といいます。）（別紙 4）
- ・「公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則」改正案（別紙 5）
- ・「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改正案（別紙 6）

※ 「意見の概要」については、基本的に、提出された意見の表記を維持していますが、各案の名称を明確化の観点から編集している場合があるほか、意見提出者名等が特定され得る部分、事業者の秘密に関する部分、長文の御意見等について一部省略するなどの編集をしている場合があります。

※ 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」については、以下「本法」といいます。また、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」については、以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」といいます。

(1) 従業員基準に関する意見について

No.	意見の概要	考え方
1	「従業員基準」の追加について、いつを起点に判断すれば良いかの明確化と、頻繁に基準見直しが必要とならないことを要望する。 理由) 中小受託事業者に該当するか否かで、支払い条件等をはじめとする変更の手続きが必要な状況だが、変更手続きには一定の期間が必要。(受託事業者だけでなく、中小受託事業者側も相当な工数がかかると推測) また、弊社都合ではあるが、多数の取引先と取引があるため、各取引先の従業員数調査・確認だけでも相当の時間を要することも想定されるため。(規模が小さい事業者で、かつ該当数が多く見直し頻度も多ければ多いほど、負担が大きいと考える。)	御意見として承ります。 なお、従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。また、製造委託等をする取引の相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれます。
2	(2) 従業員数基準の適用時点 従業員数の基準は、発注時、業務実施時、納品時、支払時など、どの時点の人数をもって取適法の適用を判断すればよいのか、また、都度判断が必要となるのか、明確な指針を示していただきたい。	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。
3	3. 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（運用基準） (1) 第2法の対象となる取引・2規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）に、従業員基準や資本金基準を確認すべき頻度（例えば年1回）の目安を記載してほしい。 資本金はそれほど頻繁に変動するものではないが、従業員数は登記もされていないため、意識の高くない中小受託事業者の回答遅延に振り回される恐れがある。	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。
4	・従業員数は、見積時・契約時など、どの時点の公知のデータを正とする	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした

	のか明示頂きたい。	時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。
5	(5) 賃金台帳基準の従業員数の確認頻度 従業員数は変動するため、確認頻度はどの程度を想定しているのか。毎月複数回取引をする場合にその都度確認するのは現実的ではないが、基準人数ぎりぎりの場合は少しの変動で適用が変わる可能性もあるため、どのように考えているか、実務上の指針を示していただきたい。	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。また、製造委託等をする取引の相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者には該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれます。
6	人数の300名の区切りは、本法への意見としてボーダーラインの人数はどの様に判断すべきかとの問い合わせが多数あることを承知している。 適正取引講習会によると「原則として発注した時点の人数」とされているが、なおも不安を感じる。 当社として、取適法を来年度より実施するには、実務上、ボーダーラインの従業員数の企業と取引する場合、一貫して委託先を「取適法」の中小受託事業者と見做して取引することが取引の安全上、取るべき手法となる。 他方、年間を通してボーダーラインの従業員数を行き来する企業との取引は、今後継続して中小企業庁が行うであろう、取適法のアンケートには不具合を生じるのではないかと懸念する。 本法の規定を厳格に判断するのであれば、発注した時点での従業員数を各々調査し、その時点での違法性を判断することとなる。 代案として、「発注を行う年の前年の1/1と12/31の従業員数を加算し2で割る数値を次年度の取適法要件である従業員数とする」とすれば混乱を生じないのではないかと思慮する。	御意見として承ります。 取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。
7	【別紙4】運用基準案 内 2 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）（2）「常時使用する従業員」とは、日々変更がされるものであって、	「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入

	毎日取引先の「常時使用する従業員」の最新の情報を把握することは困難であり、ある一定日時についてどこかで正式に発表された数字を日本のすべての企業が見られる状態にし、共通の認識を持つべきである。そうでない場合、1年の間でも一定時期は「中小受託者」であったり、そうでない時期が発生するなど、管理しきれず、混乱をきたす恐れがあると考えます。すべての企業が共通の認識をもてるような「常時使用する従業員数」の定義を運用基準へ加えていただきたく、よろしくお願い致します。	れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとしています。 例えば、前々月（N-2月）中に賃金が支払われた対象労働者（以下「前々月賃金支払労働者」という。）について前月（N-1月）の末日までに賃金台帳が調製されてその数が把握可能となっていて、賃金台帳上の当該前々月賃金支払労働者の数をもって、当月（N月）中にされる製造委託等に係る「常時使用する従業員の数」とするものと取り扱います。
8	意見の対象 意見2件いずれも「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案（別紙4） 意見1 対象事項 運用基準案 第2 2 (3) 「規模に係る要件の適用は委託取引ごとに判断する」とされているが、「常時使用する従業員」の数は資本金と異なり登記その他の方法により公開されているものではない。委託事業者としては中小受託事業者からの聞き取りなどによって「常時使用する従業員の数」を把握せざるを得ないところ、頻回にわたる取引で都度これを確認することは事実上困難であり、中小受託事業者にとっても過度な負担となりかねない。 「常時使用する従業員」の数を確認して取適法の対象外と判断された場合には、受託事業者から常時使用する従業員が変動して同法の適用を受け	製造委託等をする事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はありません。従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。

	るに至った旨の通知があった場合などを除き、例えば確認から半年など一定の期間内は、仮に常時使用する従業員数の変動により客観的には同法の適用があることとなった場合でも、法執行を抑制するなどの対応を明確化されたい。	
9	「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案（別紙４）について 従業員数の確認について具体的な指針をお願いしたい。すなわち、委託事業者はいつ従業員数の確認を行うべきか。受託中小企業はいつの時点の従業員数を回答すべきかという点についてとなる。 原則論としては資本金同様どちらも発注時であろうが、現実的な問題として、委託事業者が発注時ごとに確認を行い、受託中小企業は発注時点での従業員数を回答することは双方の生産性を著しく減少させる懸念がある。特に回答側の受託中小企業においては、資本金と異なり変動しやすい従業員数を、受注時点で正確に回答することは困難と思われる。 期末時点の従業員数を基準とするような運用が望ましいのではないか。	御意見として承ります。 なお、従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。また、製造委託等をする取引の相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者には該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれます。
10	③ 従業員数の基準日を設けてください。 理由 従業員数は、日々変動します。その度に確認するのは、委託事業者、中小受託事業者ともに手間になります。例えば年度決算月末日の従業員数にするとか、基準日を設定いただけないでしょうか？	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。
11	別紙４ 第２ 法の対象となる取引・事業者 ２ 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準） 「資本金および従業員基準を確認すべき具体的な時期」について、従業員	御意見として承ります。 なお、従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。また、製造委託等をする取引の相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方

	数は頻繁に変動するものであり、委託先の従業員数を変化の都度、日々把握するのは委託する事業者側の負担として過大である。継続的な業務委託契約においては、年度開始時点（４月１日時点）などの、年１回程度とすることが望ましく、確認すべき具体的な時期の明確化が望まれる。	が中小受託事業者該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望めます。
12	従業員基準の運用について、注文時点の従業員数で判定される理解だが、遵守徹底が非常に困難であるため、以下ガイドラインを提案する １．１月１日もしくは直近決算日時点の従業員数にて運用判定を行う ２．直近１年以内に３００人（１００人）を跨いだ従業員数の変動があった事業者で、通知・公表を行わなかった事業者に対しての違反は勧告の対象外とする。ただし自らが委託事業者となった場合、もしくは中小受託事業者の条件に該当してから１年以上経過した場合はこの限りではない。	御意見として承ります。 なお、従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。また、製造委託等をする取引の相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望めます。
13	（４）「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案において、「常時使用する従業員の数」の算定時点が明記されていないが、取引開始時点とするよりも、会社法の基準とあわせて最終事業年度末とする等、特定の時点にすべきである。 【ご参考】会社法 第２条六項イ 六 大会社 次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。 イ 最終事業年度に係る貸借対照表（第４３９条前段に規定する場合にあっては、同条の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、第４３５条第１項の貸借対照表をいう。ロにおいて同じ。）に資本金として計上した額が５億円以上であること。	御意見として承ります。 なお、従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。また、製造委託等をする取引の相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望めます。
14	別紙４ 第２ ２ 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準） 新たに追加される従業員基準に関し、委託事業者側が中小受託事業者の従	「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第９条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入

業員数を把握する手段についてルールを定めるべきである。さもないと、発注する際に都度従業員数を確認するというステップが入ってしまう。よって、以下のいずれかの対応を義務付けていただきたい。 ・ 中小受託事業者が注文を受ける際に、取適法の適用対象である旨を委託事業者側に伝える 又は ・ 従業員数を中小受託事業者に入力させ、委託事業者側が閲覧できる公的なデータベースを用意する	れられる者（１か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 発注者は、特に「常時使用する従業員の数」の変動の多い受注者や、「常時使用する従業員の数」が従業員基準付近の受注者に製造委託等をするに当たっては、「常時使用する従業員の数」を確認するために積極的にコミュニケーションを取ることが望ましいと考えられます。 確認方法としては、書面又は電子メール等の電磁的方法などの記録に残る方法が望ましいと考えられます。具体的な方法としては、例えば、発注における見積依頼書に「従業員数が 300 人を超える場合は、以下のボックスにチェックを入れて御返送ください」等と記載することにより見積書返送時に従業員基準の該当性を確認する、相手方から提出してもらう見積書の備考欄に「従業員数は 300 人を超えていない」等の記載を記入してもらうなどの方法が考えられます。 また、例えば、前々月（N-2 月）中に賃金が支払われた対象労働者（以下「前々月賃金支払労働者」という。）について前月（N-
---	---

		1 月)の末日までに賃金台帳が調製されてその数が把握可能となっているときは、賃金台帳上の当該前々月賃金支払労働者の数をもって、当月(N 月)中にされる製造委託等に係る「常時使用する従業員の数」とするものと取り扱います。 なお、製造委託等をする取引の相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれます。
15	新下請法運用基準に従業員数が追加されたが「発注日」時点ということでリアルタイムな社員数を HP など公開している企業は無いためこの確認作業が非常に難解です。 人数は入退社等で変動するものであり、相手側に確認するとしても正確な情報が得られるのか？非常に疑問。 小規模でいつも一緒に仕事している従業員数一桁の会社なら即答できると思うが、300 人付近で複数営業所があるような会社の場合、本社の人事管理している部署ならばわかるが、現実的に末端の営業所員まで本日時点の社員数など把握していないことが多いと思われる。 直近 1 年以内に HP や書面確認で知りえた従業員数などももう少し具体的な確認方法を示してほしい	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意見に対する考え方を御参照ください。 なお、委託事業者が、中小受託事業者に対して、「常時使用する従業員の数」について確認したところ、中小受託事業者から事実と異なる回答を得たことにより、当該中小受託事業者に対する製造委託等について本法の適用がないものと誤認し、委託事業者が本法に違反することとなった場合、委託事業者による本法違反行為については是正する必要があるため、当該中小受託事業者に対する本法違反行為について、必要に応じて、指導及び助言を行うことがあります。直ちには、勧告を行うものではありません。
16	(3) 確認の時点および対応手法	御意見として承ります。

	「規模にかかる要件の適用は委託取引ごとに判断するが、従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用する。」とあるが、いつの時点の資本金および従業員を基準として判断すべきであることを明確にすべきである。 また、発注件数が多い企業において、取引の都度、従業員基準を確認することは困難である。中小受託事業者には非上場の会社も多いため、従業員数の情報を把握するには相手企業に直接確認するしかなく、双方にとって大きな負担となる。例えば、委託契約締結時に中小受託事業者を確認した際の従業員数が従業員基準を超えていたものの、その後に従業員数が変動し、かつ中小受託事業者が従業員数の変動を通知しない場合には、委託事業者が従業員数の変化を把握することが困難である。 したがって、今後、ガイドライン等を策定し、委託事業者側による対応方法の例（セーフハーバー）を明確にすべきである。例えば半期に一度など一定の期間ごとに確認を行う、中小受託事業者との契約書や注文書などにおいて従業員数の基準に該当する場合の通知義務を課す、中小受託事業者の従業員数情報を公的機関で収集し一般に開示する、リアルタイムで資本金や従業員数を確認できる専用のウェブサイトを整備するなどの措置が考えられる。	なお、製造委託等をする事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はありません。従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。 取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなりますが、当該相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者には該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望めます。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意見に対する考え方を御参照ください。
17	取適法の適用範囲の従業員追加に関して 「従業員を確認するフローの事前準備」「変動を事前に見越した対応」などを考慮する必要があるといった資料を拝見いたしましたが、従業員の確認方法として、なるべく確認工数を少なくして頂きたいです。 発注時点に都度従業員数の確認を行うのは現実的ではないと考えますので、例えばですが、確認時期を決めて年に1回の確認を行う等。	御意見として承ります。 なお、従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。また、製造委託等をする取引の相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者には該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望めます。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意

		見に対する考え方を御参照ください。
18	従業員数の把握にあたって、期待される確認方法／コミュニケーションについて、運用基準又は QA 等において、明示いただきたい	従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意見に対する考え方を御参照ください。 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
19	「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第 9 条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1 か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定するものとするとのことであるが、親事業者は下請事業者に対して、何を確認して判断すればよいのか。下請事業者に問い合わせなくてはならないのか、有価証券報告書・HP など親事業者側で検索可能な公開情報を参考にすることで足りるのかなど、具体的に教えてほしい。	取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意見に対する考え方を御参照ください。 なお、製造委託等をする取引の相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれます。
20	別紙 4 の 7 頁の 2. 規模に係る要件（資本金基準・従業員基準）について。 従業員は、資本金とは異なり変動が激しいと思います。 そのため去年は 290 人だったが、今年は 310 人、翌年は 280 人など変動する企業も多々あると思います。その都度、取適法の対象か否かを把握し、対応していくのは非現実的です。 また委託先の「賃金台帳の調製対象となる対象労働者」の数はどのように把握するのでしょうか。そのようなデータを公開している企業を見たことがありません。 公正取引委員会が上記データを公開するなどしない限り、運用が難しいと思います。	「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第 9 条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1 か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。

		従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意見に対する考え方を御参照ください。 なお、製造委託等をする取引の相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望めます。
21	法の対象条件に従業員基準が追加され、委託取引ごとに判断を要することは理解したが、頻繁に変動するためタイムリーな運用が困難。 1. 取引先のホームページで確認する運用で良いのか。 2. ホームページで公開していない/ホームページが無い取引先についてはどのように確認するのか。 3. 注文書発行日時点での判断で良いか。その後従業員数が減ったとしても当該取引内で法対象の該非は変わらない認識で良いか。	「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。そのため、製造委託等をした時点において従業員基準に該当した場合には、その後の「常時使用する従業員数」の変動の有無にかかわらず、当該製造委託等に係る取引当事者は本法の適用対象となります。
22	1. 従業員の判定基準について 先日 事例として、見積書に記載欄を設けるといった例を紹介いただきました。	「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以

	当社でも所定の書面にて対応予定ではあるが、以下2点において、今後、運用基準の改正等にあたり、事例の紹介をテキストに載せる等、方針を示していただけますか。 ・どう判定するか 例 既存の見積書に人数を記入する欄を設けるだけでよいのか、新規に書面を準備する必要があるのか ・どう記録を残すか 例 書面としての残し方、電子記録(メール、メッセージ)の可否、残す期間(永久、2年間 等)	外のもの(以下「対象労働者」という。)をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者(労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等)の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 確認しようとする場合には、委託事業者や中小受託事業者にとって過度な負担とならず、かつ、記録が残る方法で確認することが望まれます。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No.14の御意見に対する考え方を御参照ください。
23	5 従業員数基準についての意見です。 従業員数の確認方法ですが、以前、公取の立法担当者の方のご講演にて、取引先のHPで確認する等の方法も考えられる旨のご発言がありました。HPの数字は最新のものとは言えず、また従業員数の数え方についても1か月未満の一時的な雇用を含んでいる場合等もあるかと思いますが、HPによる従業員数の確認を実施していた場合には、HPの人数記載に誤りがあり、中小受託事業者に該当する状態となっていたことを知らずに90日サイトで支払っていた場合等でも、勧告を直ちに行うことはしない旨を明確にさせていただきたいと思います。 また、そのほかの確認手段の例示も行っていたいただければ幸いです。	取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No.14の御意見に対する考え方を御参照ください。
24	<2 規模に関する要件> ・従業員数は資本金と異なり公知の数値が存在せず、正確な人数の把握が	取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確

	出来ない上に、常に変動する。どのような手段を用いて従業員数を把握すべきか、明示頂きたい。	認していただくこととなります。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意見に対する考え方を御参照ください。
25	運用基準第2の2(2)について、取引先の従業員数を調査する手段が公的にはないことから、取引先の従業員数をどのように確認すればよいのか記載していただきたい。 取引先の企業ホームページ若しくはパンフレット等の自ら公表している資料、又は信用調査会社において作成する調査報告書において、従業員数が記載されている場合に、その内容を信頼して法適用の有無を判断することは認められるのかも合わせて記載いただきたい。	取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意見に対する考え方を御参照ください。
26	・第2の2について 今後は定期的に受託事業者に従業員数を確認することになるが、先方の申告ベースになってしまうところ、当該申告が誤っていた場合や適切に確認義務を講じていた場合に下請法違反があったとしても、それが3条義務違反のような軽微なものであれば摘発はしないなど、確認措置を講じていれば一定許される限度があるのであればしめしてほしい。	中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。
27	・発注者が取引先の従業員数を把握するために個別に取引先に都度確認しなければならない場合、仮に取引先から伝えられた誤った情報に基づき下請法違反となった場合は、発注者は免責になる事を確認いただきたい。 (取引先にとっても、リアルタイムで従業員数を把握し、常時従業員全員で共有し、発注者側に正確に伝えるのは実務上極めて困難と推察する。)	中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。
28	・もし、受託事業者側に従業員数を確認したにもかかわらず、受託事業者側の事由(対象労働者数のカウントミス、数の伝え間違い等)によって、受託事業者側の従業員数を誤って把握し、自身が委託事業者に該当すると認識せず、結果として本法の規定に抵触することとなった場合、委託事業	中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	者側が免責される余地がないのか、見解を明示いただきたいです。	
29	なお、委託事業者が上記を踏まえた対応を行っていたにもかかわらず、中小受託事業者が取適法上の「中小受託事業者」に該当するに至ったことに気づかないまま、取適法に沿わない委託を行った場合、委託事業者が行政指導や行政処分等の対象にならないことを明確にすべきである。 同様に、中小受託事業者からの従業員数の回答に誤りがあった場合、回答を拒否した場合、回答がなかった場合において、委託事業者が行政指導や行政処分等の対象にならないことを明確にすべきである。	中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。 製造委託等をする取引の相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者には該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれます。
30	(4) 従業員数が開示されない場合の取り扱い 基本的に従業員数は中小受託事業者直接向確認するしかないが、開示してもらえない場合や、開示された情報が誤っていた場合の対応について、委託者側がどのような対応を取ればよいのか、また、何らかの証拠（履歴等）を残すことで委託者側の防御となるのか、具体的な運用例を示していただきたい。	中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。
31	・第2・2(2)についての意見（従業員数の判断時点） 従業員数は、どの時点を経準に判断すべきか（発注時点という理解でよい）を、明記いただければと存じます。 ・第2・2(2)についての意見（従業員数について事実と異なる回答があった場合の措置） 取引相手の従業員数は容易に把握できるものではなく、相手方がホームページ上で外部に公表している情報や、相手方への質問・回答等により従業員の有無を確認したとしても、事実と異なっていたり、時間の経過により変化しているなどの可能性もあります。一定程度合理的と考えられる手段で従業員数を確認した上で本法の適用対象外と判断したものの、結果と	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。 中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	して客観的な従業員数と異なっていたために本法違反が生じた場合にまで直ちに委託事業者に対して勧告・公表の措置をとることは酷であり、むしろ中小受託事業者に該当し得る事業者への委託を控えることにもつながりかねないと考えられます。 そこで、取適法においても、フリーランス法の運用と同様（令和6年12月18日版フリーランス・事業者間取引適正化等法 Q&A の問 13）、上記のように合理的と考えられる手段を用いたものの結果として従業員数の誤りが生じ、違反が生じたような場合は、まずは指導等を行うにとどめ、勧告・公表を直ちに行うことはしないとの運用とすべきと考えます。	
32	No. 2 該当する規則（案）： 【別紙 4】運用基準案 該当頁： 8 頁/1 行-9 行目 該当文章： 2(2)「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式20号等）の数によって算定するものとする。 (3)規模に係る要件の適用は委託取引ごとに判断するが、従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用する。 意見の具体的内容：	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。 中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。

	従業員基準に関しては、委託事業者及び中小受託事業者双方の負荷軽減等の観点から下記の対応をお願いしたい。 ①委託取引毎の確認は不要とし、委託事業者は中小受託事業者から回答のあった「常時使用する従業員の数」に依拠して、当該回答の日から１年以内は取引を行うことが出来るようにする。 ②中小受託事業者が事実と異なる回答をした場合でも、その回答に依拠することが容認され、委託事業者は法令違反とならないようにする。 ③上記①、②の対応が出来ない場合は、確認方法の例示や確認の時点、中小受託事業者が事実と異なる回答をして委託事業者が本法令に違反した際の執行方針等につき、ガイドライン作成や公正取引委員会ウェブサイトのQAへの掲載をして明示する。 意見の理由： ①従業員基準は「事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者」の数に依拠することとなるところ、現在は終身雇用制度が主流ではなくなり労働市場が流動化している。 そのような中、委託事業者に発注の都度従業員要件の確認義務を課すのは、委託事業者の業務を煩雑化するだけでなく、人手が不足する中小受託事業者に、委託事業者のために常に労働従業員数を回答出来ることを義務付けており、中小受託事業者に多大なる負担をかけることとなる。 ②委託事業者の立場では中小受託事業者の賃金台帳の確認は困難であり、中小受託事業者の回答を事実として捉えるしかない。 ③所謂フリーランス法に関する公正取引委員会ウェブサイト上のQAには、「従業員の使用」について、確認方法の例示や確認の時点、受注事業者が事実と異なる回答をし発注事業者が法令違反した場合の執行方針等が記載されている。	
--	---	--

33	4 従業員数基準についての意見です。 日々発注する場合、発注時に毎回従業員数について確認をすることは困難なため、取引開始時に従業員数を確認し、その後定期的（1年に1度程度）従業員数を確認していく等の運用が考えられます。そして、取引開始時に取適法対象取引でないことが確認できた取引先に対して、90日サイト取引を行っていたところ、定期的な確認の間の期間に一時的に従業員数が基準を満たさず、中小受託事業者該当状態になっていた場合、支払遅延として、直ちに勧告の対象となるのでしょうか。 日々発注する場合、発注時に毎回従業員数について確認をすることは現実的ではなく、取引先にも過大な負担を強いることもなるため、上記のような定期確認を実施していた場合には、勧告を直ちにすることはしない旨を明確にさせていただきたいと思います。	取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No.14の御意見に対する考え方を御参照ください。 従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。そのため、製造委託等をした時点において従業員基準に該当した場合には、その後の「常時使用する従業員数」の変動の有無にかかわらず、当該製造委託等に係る取引当事者は本法の適用対象となります。 なお、中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No.15の御意見に対する考え方を御参照ください。
34	「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」の規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）において、『「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。』とあるが、この数を【いつ】【誰が】算定するのか、どの時点での【数】をどの期間の適用判断に用いるのか明記が必要。 また適用に影響がある【数】の変動があった場合は、その算定を【いつ】【誰が】行うのか、委託事業者が常時把握する義務はあるのか明記も必要。 仮に中小受託事業者の自己申告だとすると、その正確性は何に依って担保されるのか？それは取引企業間での確認に留まるのか、公的に申請、登録	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。 そして、「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかど

	および公表されるのか？中小受託事業者の自己申告に誤りがあった場合の責任は委託事業者にも及ぶのか？ 新たに取適法の対象となる中小受託事業者に対する決済条件の変更には時間を要します。中小受託事業者、委託事業者がそれぞれ容易かつ間違いなく【数】を把握できる方法を早期に提示していただきたい。	うか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 なお、中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。
35	*別紙 4 * ● 8 頁（2） ・「…以外のもの（以下「対象労働者」という。）」の「もの」は「者」ではないでしょうか。 ・従業員数は、公表されていないことも多く、受託事業者側に開示を求めてもその内容が正確であることの保証はなく、また時期によってもその数が大きく変動しうるので、どのように確認すべきかの判断が非常に難しいと考えています（運用基準にある、賃金台帳を確認すれば確実かもしれませんが、賃金台帳の開示を求めることは現実的ではないと考えます）。 そのため、どのような形・どのレベル感で従業員数を確認すればよいか、確認方法のモデルケースのようなものを示していただきたいです。	ある対象を更に要件を重ねて限定する場合には、「もの」を用いるとされておりますので、原案どおりとします。 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第 9 条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1 か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。取引の相手方に従業員数の確認を行う場合、取引の相手方の賃金台帳の閲覧や写しの取得は必須ではありません。 なお、中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意見に対する考え方を御参照ください。
36	今回の下請法の改正において、資本金基準を満たさない場合であっても、	取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要が

	従業員数の基準が、委託側、中小受託側いずれも満たす場合もいわゆる下請法（取適法）が適用されるものと伺っております。 （１）なお、この従業員数はどのようにして把握、調査すればよいのでしょうか？ 懸念事項）従業員数は会社によっては変動も大きく、少なくとも月単位で変動している会社が多いのではないかと思います。 中小受託にあたる企業のウェブサイトには従業員数が載っていない場合、また、載っていても常に正確な数字とは限らない場合がございます。 こちらどのようにして従業員基準を満たす、満たさないの判断をすることを想定されているのか、ガイドラインや Q&A などでも明確にさせていただきたいと存じます。	ある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意見に対する考え方を御参照ください。 製造委託等をする取引の相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれます。 なお、中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。
37	（２）中小受託側から申告いただいた従業員数を正として扱うことができるのでしょうか？ 懸念事項）（１）でも記載したとおり、正確な従業員数がウェブサイト上からは判断できない以上、直接取引先となる中小受託側に従業員数の確認をすることも１つの手段として考えられます。中小受託側が誤って間違った従業員数を伝えてきた場合、こちらとしては正確な従業員数を確認する手立てがないと思われるのですが、その場合でも委託側に何か責任が生じるのでしょうか？委託側は何かしら従業員数を中小受託側に確認した証跡がなければ、責任対象となってしまうのでしょうか？	取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意見に対する考え方を御参照ください。 なお、中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。
38	上記案 ２ 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）の（２）の従業員の算定方法について、改正案では、「常時使用する従業員の数は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定する」と規定されておりますが、取引先に上記の「賃金台帳の調製対	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第 9 条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入

	象となる対象労働者数」を確認する際には、取引先（受託者）の賃金台帳の写しを取得し確認する必要があるのか、電話等の口頭による聞き取りで十分なのかご教示いただけますと幸いです。 また、上記改正案には、「賃金台帳の調製対象となる対象労働者数」の確認する頻度（期間・回数）について明確ではありませんが、改正案が施行された場合、例えば、1年間でどの程度の期間ごとに確認する必要があるのかご教示いただけますと幸いです。 なお、「取引の都度確認する」となると、取引の都度、問い合わせ及び回答が必要となり、委託者、受託者双方の事務負担が大きいと考えておりますので、考慮いただけますと幸いです。	れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判断する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。取引の相手方に従業員数の確認を行う場合、取引の相手方の賃金台帳の閲覧や写しの取得は必須ではありません。
39	1. 総論 法の対象となる取引・事業者の規模に係る要件として、従業員基準の導入が検討されておりますが、運用基準如何によっては、取適法違反に対する予見可能性、透明性が担保されないという事態になりかねません。従業員基準の導入にあたっては、従業員基準の明確化や従業員数の管理方法を明確にさせていただく必要があると考えます。 2. 従業員基準の問題点 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準案」の「第2 法の対象となる取引・事業者」「2 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）」において、「常時使用する従業員の数」は、「賃金台帳の調製対象となる対象労働者の数」であることが明らかにされました。 しかし、従業員数は、以下の4点から、取適法適用に関する予見可能性の確保が難しく、公平かつ透明性が確保された制度設計にすべきと考えます。	「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判断する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。取引の相手方に従業員数の確認を行う場合、取引の相手方の賃金台帳の閲覧や写しの取得は必須ではありません。 製造委託等をする取引の相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者には該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御

・ 受託事業者に賃金台帳の開示を求めることは受託事業者に対して従業員の個人情報漏洩のリスクを負わせる結果となりかねず、従業員数については賃金台帳によらずに受託事業者の自己申告によらざるを得なくなると予想されること ・ 従業員数については、資本金とは異なり会社の HP に記載されていないことが多く、公開情報からの収集は困難であること ・ 従業員数は会社の業績や時期によって常に変動するものであり、変動を常に把握することが困難であること ・ 従業員数の変動対策として、受託事業者に従業員が変動した場合に通知を求める方法が考えられますが、変動の度に通知を求めることは受託事業者に対してかえって負担をかけることになる上、通知忘れを完全に防ぐことは困難であると予想されること 3. 提案・改善案 「従業員基準」を導入するのであれば、取適法違反とならない要件を設けていただきたいと思います。例えば、委託事業者が以下のような対策をとったにもかかわらず受託事業者の従業員数を把握しきれなかった場合には、委託事業者は免責されるというような基準をご検討いただきたく存じます。 ・ 委託事業者が受託事業者に対して従業員数に関する情報を求める行動（賃金台帳以外の代替手段の模索、受託事業者へ協力を求める等）をした場合。 ・ 上記のような行動を一定期間続けた記録を委託事業者が保持する場合 ・ 受託事業者に法律的またはプライバシーに関する制約で賃金台帳を提供できないといったやむを得ない外部要因がある場合 ・ 委託事業者が従業員数の開示を求めたにもかかわらず、受託事業者が賃	対応いただくことが望まれます。 なお、中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。
---	--

	金台帳の開示も、自己申告も行わない場合 ・賃金台帳や、受託事業者による従業員数の申告に誤りがあった場合 ・受託事業者が従業員数の変動に関する通知を怠った場合 4. 結論 今回の下請法改正は、価格構造転嫁を図るという趣旨に沿った意義のある改正とは考えますが、より透明性を確保し、委託事業者・受託事業者共に運用しやすい基準を設けるためにご検討いただけますと幸いです。	
40	<意見内容> 【従業員基準関係】 ・従業員数の確認方法について、HP 情報や取引先に連絡し確認する他に考えられるものがあれば、ご提示いただきたい。また、日々継続的に取引（発注）を行っている取適法適用対象外の委託先の従業員数について、どのタイミング、どのようなサイクルで確認する必要があるか、ご教示いただきたい。 ・従業員数の確認に際して、賃金台帳の従業員数を客観的に証明する帳票の提示まで求める必要はないとの理解でよいのか、ご教示いただきたい。 ・受託者が委託者に対して誤った従業員数を提示したため、委託者が「(相手方は) 中小受託事業者には該当しない」と誤認した場合でも勧告の対象になるのか、ご教示いただきたい。	「常時使用する従業員の数」に関して、従業員基準を満たすか否かについては、製造委託等をした時点を基準として判断されます。 継続的な取引の場合であっても同様に、個々の製造委託等において、「製造委託等をした時点」を基準として判断されます。なお、一定期間共通して適用される事項を定める契約を締結した時点では、製造委託等をした時点には当たりません。 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとしています。取引の相手方に従業員数の確認を行う場合、取引の相手方の賃金台帳の閲覧やその写しの取得は必須ではありません。 なお、中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回

		答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。
41	・意見 4：別紙 4 9 ページ 従業員要件につき、賃金台帳は当該最新の賃金台帳上の人数でよいのか。 また賃金台帳は通常、他社への開示義務はないものと理解しておりますが、本法令の施行に伴い何らかの開示根拠ができるのか？ もしできず、開示なされない場合はどのように対応すべきか、また人数が故意または過失により誤りがあり、それにより中小受託事業者でないと誤認した際に委託事業者には科される手続き規定・実体規定上の課題と対策について明示してほしい。	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第 9 条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1 か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。取引の相手方に従業員数の確認を行う場合、取引の相手方の賃金台帳の閲覧や写しの取得は必須ではありません。 製造委託等を受ける事業者において、「常時使用する従業員の数」を説明する義務はありませんが、製造委託等をする事業者からの確認に適切に対応していただくことが望まれます。 なお、中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。
42	【4】第 2 2 (2)について 取引の都度相手方の正確な「常時使用する従業員」の数を正確に把握する	御意見として承ります。 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労

	ことは非現実的である。また、これを把握するために、委託事業者が、取引の都度、中小受託事業者に当該事項について確認する（報告をさせる）ことをした場合、中小受託事業者の負担が返って増加する。 については、委託事業者の権利を制限する法律である以上、実態として必要以上の制限とならぬよう、その運用にあたっては、以下のように、より具体的な運用基準を定める必要がある。 運用基準例：委託をする立場の事業者が年１回以上当該確認をし、当該確認から次の確認までの期間中に、委託をされる側の事業者の”常時使用する従業員”の数が変動（減少）することによって、直近の当該確認時においては従業員要件を充足しないものであったにもかかわらず、次の確認までの期間中において従業員要件を充足することとなった場合において、委託をする立場の当該事業者が当該充足の事実を認識していなかったときは、仮に委託をする立場の当該事業者が下請法に抵触する行為を行っていたとしても、当該行為にかかる下請法上の抵触について、指導又は措置命令を行う運用は行わない。	働基準法第９条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（１か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第１０８条及び第１０９条、労働基準法施行規則第５５条及び様式第２０号等）の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判断する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 なお、中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。
43	【意見対象項目（該当箇所）】 運用基準案 7-8 頁 【意見】 今回の法改正により、資本金基準に加えて「常時使用する従業員数」による基準が導入されることは、より多くの中小事業者を保護する観点から意義あるものと理解している。他方で、実務上の運用においては以下のような深刻な課題が存在する。	「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第９条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（１か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第１０８条及び第１０９条、労働基準法施行規則第５５条及び様式第２０号等）の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判断する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業

1. 客観的な従業員数の把握が困難 従業員数をホームページ等で公開していない企業もあり、そのような企業とは従業員数の客観的な確認が困難である。電話等で確認を行った場合でも、記録としてのエビデンスが不十分であり、法令遵守の観点からも不安が残る。 2. 大量の取引先に対する確認作業の負担 多数の取引先を抱える企業にとって、従業員数の確認作業を一社ずつ行うことは、非常に大きな負担となる。特に、従業員数が変動する可能性があることを踏まえると、定期的な再確認も必要となり、購買活動そのものが制約されるおそれがある。 3. 取引先側の業務負担の増加 従業員数の確認依頼に対して、取引先側にも対応が求められることとなり、特に中小企業にとっては業務負担の増加が懸念される。結果として、取引の円滑性が損なわれる可能性も否定できない。 提案事項： 上記の課題を踏まえ、以下のような対応を要望する。 ● 従業員数確認のための標準様式（照会書・覚書等）の提供 ● 従業員数確認のための運用フローの例示 ● 従業員数の変動に対応するための合理的な確認頻度や運用基準の明示 ● 「常時使用する従業員」の定義について、実務担当者にも理解しやすいガイドラインやFAQの整備	員の数」を確認していただくこととなります。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意見に対する考え方を御参照ください。
---	---

	● 一定の条件下での「みなし適用」や「推定適用」の導入	
44	・第2の2(2)では「常時使用する従業員」の定義の詳細が記載されているが、しかし事業者における実務上の対応という点ではなお不足があり、各事業者における法令遵守対応のための事務的な負担に対する想像力が欠落していると言わざるを得ない。 まず、いつの時点における従業員の数であるかが不明である。仮に一回限りの単発的取引だとしても、製造委託等の契約をした時点と中小受託事業者において給付をした時点で従業員数は変動しうる。ましてや継続的な取引関係であるとすればなおさらである。単発的な取引の場合と継続的な取引を行う場合それぞれについて判断すべきタイミングを明確化すべきである。 次に、従業員数の情報をどのように共有すべきか不明確である。賃金台帳の調製対象となる対象労働者と簡単にいうが、人事部門や総務部門において関連する管理業務に従事する担当者であれば格別、営業部において取引先と折衝する営業担当や、法務部門で下請法遵守対応を統括する担当者などにおいては、当該対象労働者数を逐一把握することは、現状において困難かつ非現実的である。人事部門において当該情報をリアルタイムで把握し、かつ営業部門や法務部門において当該情報が必要になったときは随時情報共有できるようにすべきと貴委員会が本気で考えているのであれば噴飯ものである。貴委員会がやれというなら多くの事業者はやるだろうが、せめてその旨を運用基準において明記すべきであろう。	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。 継続的な取引の場合であっても同様に、個々の製造委託等において、製造委託等をした時点を基準として判断されます。なお、一定期間共通して適用される事項を定める契約を締結した時点では、製造委託等をした時点には当たりません。 取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意見に対する考え方を御参照ください。
45	・委託契約の締結時点においては、従業員数が従業員要件を上回っており中小受託事業者に該当していたが、契約期間途中において中小受託事業者側で人員整理等があり、従業員数が従業員要件を下回ることとなった場合は、その時点から発注者は委託事業者として扱われるのでしょうか。そう	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。そのため、製造委託等をした時点において従業員基準に該当した場合には、その後の「常時使用する従業員数」の変動の

	なると、契約期間中、定期的に従業員の雇用状況を常時注視しないといけなくなるため、例えば、従業員要件における従業員数は契約締結時点で判断し、契約期間更新の時期に改めて従業員要件を確認すれば足りる、などといったという運用にしていきたいと考えています。	有無にかかわらず、当該製造委託等に係る取引当事者は本法の適用対象となります。
46	意見 1：従業員数 300 人基準の追加について 該当文書：「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案（別紙 4） 該当箇所：P7？8、第 2 法の対象となる取引・事業者 2 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準） 意見文： 中小受託事業者の従業員数は変動が頻繁にあることが想定され、正確に把握するのは委託事業者にとって難しいと考えます。 中小受託事業者の従業員数の確認においては、委託事業者の過度の負担を避けるべく、下請法改正の恩恵を受ける中小受託事業者が従業員基準の開示義務（適時的確に正確な情報を提供する）を負う制度設計としていただきたくお願い申し上げます。当該基準の公正な運用のため、正確性の担保も必須となります。 <例> ・受託事業者が虚偽の従業員数情報を提供した場合の罰則を設ける。 ・下請法適用の受託事業者を登録制とし、従業員数を含む企業情報を検索、閲覧できるようにする。 ・従業員数を確認するタイミングを年 1 回に限定する。（毎年 4 月 1 日現在の人数とする、等） これにより短期間のうちに適用対象／対象外を行ったり来たりするケー	製造委託等をする事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はありません。従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなりますが、当該相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれます。 製造委託等を受ける事業者において、「常時使用する従業員の数」を説明する義務はありませんが、製造委託等をする事業者からの確認に適切に対応していただくことが望まれます。

	スへの対応、管理を簡素化。	
47	● 8 頁（3） ・「規模に係る要件の適用は委託取引ごとに判断するが、従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用する。」の記載について、「従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用する。」は「従業員基準は資本金基準を充足しない場合に適用される。」という趣旨でしょうか。 ・また、資本金要件と従業員要件の適用の優先関係について言及している趣旨を明らかにしていただきたいです。資本金要件を満たすとして委託事業者該当する場合でも、従業員要件を満たすとして委託事業者該当する場合でも、義務、遵守事項に相違はないので、資本金要件又は従業員要件のいずれかを満たす場合は委託事業者となる旨記載すればよく、優先関係について論じる必要はないのではないのでしょうか。	従業員基準を定める本法第2条第8項第5号において、同項「第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ次項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合を除く」と規定するのとおり、従業員基準は、資本金基準が適用される場合には適用されないとの規律となっております（同項第6号も同趣旨）。この規律から、資本金基準の要件を満たすかどうかについて、従業員基準よりも先に検討されることが明らかであるため、運用基準もこれに倣ったものであることから、原案どおりとします。そして、資本金基準の要件を満たさない場合には、従業員基準の該当性を判断することになります。
48	(2) 「第2 法の対象となる取引・事業者」「2 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）」の(3) 「規模に係る要件の適用は委託取引ごとに判断するが、従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用する。」との点について、より具体的には、資本金基準により一次的な法の適用の有無の判断を行い、資本金基準によって法の適用がないと判断される場合には、従業員基準により二次的な法の適用の有無の判断を行うという構造であるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。資本金基準と従業員基準の関係については、No. 47 の御意見に対する考え方を御参照ください。
49	(6) 資本金基準と従業員基準の適用順序 資本金基準と従業員基準の適用順序はどのような意図で定められているのか、「資本金基準が適用されない場合」とはどのような状態を指すのか、具体的な運用例を示していただきたい。	資本金基準と従業員基準の関係については、No. 47 の御意見に対する考え方を御参照ください。
50	(1) 「第2 法の対象となる取引・事業者」「2 規模に係る要件（資本	「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労

	金基準及び従業員基準)」の(2) 「常時使用する従業員の数」について、「その事業者の賃金台帳の調整対象となる対象労働者の数によって算定する」とされていますが、登記事項である「資本金の額」とは異なり「賃金台帳の調整対象となる対象労働者の数」は対外的に公表されているものではないので、法の適用の有無を判断するために取引の相手方の「賃金台帳の調整対象となる対象労働者の数」を確認しなければならないとすると、事業者には大きな負担と混乱を生じさせることが危惧されます。また、「常時使用する従業員の数」は常時変動し得るものであるため、これをカウントする時点を一定の時点に特定しなければ取引の都度これを確認する必要が生じることとなり、同様に事業者には大きな負担と混乱を生じさせることが危惧されます。したがって、取引を委縮させないためにも「常時使用する従業員の数」の算定基準として「その事業者の賃金台帳の調整対象となる対象労働者の数」を用いることは適切でなく、より事業者にとってアクセスが容易で安定的な数値を算定基準とすべきと考えます。	働基準法第9条に規定する労働者をいう。)のうち、日々雇い入れられる者(1か月を超えて引き続き使用される者を除く。)以外のもの(以下「対象労働者」という。)をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者(労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等)の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判断する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 事業者への負担等に鑑み、原案どおりとします。
51	2. 規模による要件 従業員基準について以下の通り意見いたします。 ① 中小受託事業者の従業員数は、連結での従業員数へ変更を希望します。 理由 事業持ち株会社やグローバル企業の日本法人または支社の場合、従業員数は少ない場合があります。 委託事業者は、売上げや連結での従業員数が委託事業者よりもはるかに大きい企業を中小受託者として扱う場合が起こり得ます。 ② 中小受託事業者の従業員数は、その事業者の賃金台帳上の従業員数	御意見として承ります。 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者(労働基準法第9条に規定する労働者をいう。)のうち、日々雇い入れられる者(1か月を超えて引き続き使用される者を除く。)以外のもの(以下「対象労働者」という。)をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者(労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等)の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判断する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業

	外の従業員数への変更を希望します。 理由 賃金台帳は、個人情報の関係から関係者以外は閲覧できません。 委託事業者が、中小受託事業者の賃金台帳の従業員数を確認するには中小受託事業者から回答を得ない限り確認できず、場合によっては正確な回答を得られない可能性もあります。 また、度々確認することになるので、両者の工数もかかってしまいます。 以下の案を提案します。 案 1 中小受託事業者がHP上で公表している従業員数 案 2 経済産業省 gBizINFO（法人基本情報）に公開されている従業員数 案 3 信用調査機関が提供している信用調査上の従業員数	員の数」を確認していただくこととなります。 なお、中小受託事業者受注者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。
52	2 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）（P7）について新たに導入される従業員基準（製造委託等 300 名又は役務提供委託等 100 名）に該当するか否かの判断時期はいつなのか。例えば「下請事業者への発注時」など、具体的に教えてほしい。 また、継続的取引の場合はどうか（26 年 1 月 1 日以降の初回発注時に一度確認すればそれで足りるか）。	「継続的取引」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。
53	2. 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」「第 2 法の対象となる取引・事業者」の「2 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）」について 継続的取引の場合、委託事業者から中小受託事業者に対し従業員数を定期的に確認する手順が必要になってくるが、日々の発注の都度確認することはコストアップとなり、現実的に対応が難しいと考えます。このため、継	「継続的取引」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。

	続的取引を行う場合に具体的にどの程度の頻度で確認すればよいか（少なくとも年に１度の確認が必要など）基準を示していただきたいです。	
54	２ 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準） （２）「常時使用する従業員の数」の確認方法 「常時使用する従業員の数」が労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳の調製対象となる者の数によって算定されるとされているが、その情報は一般に公開されておらず、かつ中小受託事業者には非上場会社も多いため、委託事業者が発注の時点で正確な従業員数を把握することは困難である。また、委託事業者が取引の都度、従業員の数を確認することは、過度な負担となる。例えばホームページなどに公表されている情報を基に取引を行ってもその情報が期末時点のものであり、更新が行われていない場合も想定される。実際には従業員数が 300 名を下回っていたことが判明した場合、直ちに行政指導や行政処分等の対象とされるのは不合理である。従業員数の確認については、委託事業者に法的に義務付けられてはいないものと理解しているが、仮に何らかの事由で委託事業者への行政措置の検討がなされた場合において、確認できなかったことについて合理的な理由がある場合においても行政指導や行政処分等の対象となり得るのかを明確にすべきである。 また、公正取引委員会や中小企業庁等からの調査において、委託事業者に対して中小受託事業者の従業員数の情報提供が求められた場合に、その回答が義務であるのか、回答しないことにより委託事業者に不利益が生じるのかを明確にすべきである。従業員数の確認については、委託事業者のみに責任を負わせるのではなく、中小受託事業者の対応も明確にすべきである。中小受託事業者は、委託事業者から従業員数の確認を受けた場合、真摯に回答すべきであり、従業員数が 100 人や 300 人などの閾値を超える見	「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第 9 条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（１か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。製造委託等をする取引の相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれます。 また、製造委託等をする事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はありません。従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなりますが、当該相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応

	込みがある場合には、事前に委託事業者に見通しを伝達することが望ましい旨を明確にすべきである。	いただくことが望まれます。 製造委託等を受ける事業者において、「常時使用する従業員の数」を説明する義務はありませんが、製造委託等をする事業者からの確認に適切に対応していただくことが望まれます。 なお、中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。 公正取引委員会が、本法第 12 条に基づき委託事業者に対して中小受託事業者の従業員数の情報提供を求める場合は、その報告徴収が本法第 12 条に基づくものであることを明示いたします。 また、本法第 12 条に基づく報告の求めに対して報告をせず又は虚偽の報告をした場合には、罰則が予定されています。 中小受託事業者における対応等、頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
55	(3) 従業員数の確認方法及び調査義務の有無 従業員数は登記簿謄本等の公的書類には記載されていないため、どのように人数を確認すればよいのか、また、確認方法によっては取適法の要件を満たさないケースがあるのか、委託者側に情報を調べる義務があるのか等、実務上の運用を明確にしていきたい。	「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第 9 条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1 か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定するものとしています。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意見に対する考え方を御参照ください。 また、製造委託等をする事業者において、「常時使用する従業員

		の数」を確認する義務はありません。従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなりますが、当該相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれます。
56	【P. 8】 第2 法の対象となる取引・事業者 2 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準） (2) 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。 <意見> 委託事業者が中小受託事業者に対し、賃金台帳の対象労働者の数を確認したものの、中小受託事業者側の都合により確認することが出来ない、誤った情報が提供される、又は情報そのものを提供いただけない可能性も考えられるところ、委託事業者側に帰責性が存在しない場合においてまで、す	製造委託等をする事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はありません。従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなりますが、当該相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれます。 中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。 公正取引委員会による調査における従業員数の確認等については、No. 54 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	べからく委託事業者が確認を怠ったものとして取り扱われる整理となるのか。 従業員数の確認行為自体は法令上、義務付けられてはいないものと思料しているものの、後に何らかの事由で委託事業者への行政措置の検討が為された場合において、すべからく行政指導、行政処分等の対象となり得るのか。 また、例えば資本金の多寡によって中小受託事業者に該当するか否かを判断すること等も可能であると思料しているところ、必ずしも委託事業者が中小受託事業者の正確な従業者数を手元に控えているとも限らないことから、公正取引委員会及び中小企業庁等からの各種調査において、取引先となる中小受託事業者の従業員数を親事業者側に聴取されても回答は必須ではないと考えてよいか。またその場合、回答しないことにより委託事業者に不利益はないと考えて良いか。	
57	＜該当箇所＞ 2 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準） (1) 法の対象となる取引当事者の資本金の額若しくは出資の総額の区分（資本金基準）又は常時使用する従業員の数の区分（従業員基準）は、取引の類型ごとに定められている（法第2条第8項 及び第9項）。 (2) 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。	①について 取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 ②従業員数の判断時点について 従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。 ③具体的な確認方法について 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労

	(3) 規模に係る要件の適用は委託取引ごとに判断するが、従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用する。なお、例えば、2事業者が相互に委託取引を行っている場合には、資本金基準で委託事業者に該当する者が従業員基準で中小受託事業者に、資本金基準で中小受託事業者に該当する者が従業員基準で委託事業者に、それぞれ該当することがある。 <意見> ・受託事業者の従業員数は変動する場合が多く、受託事業者・委託事業者ともに連絡・確認作業に莫大な工数が必要となり、運用が非常に困難な事、混乱が予想されるため、以下の案の検討を頂きたい。 ①受託事業者の従業員数、資本金等を一覧開示するなど、信頼性と簡便性を担保する仕組みの提供 ②従業員数をどの時点で判断するべきかについて、具体的な指針を提示頂きたい。(例：会計年度末) ③受託事業者の従業員数確認における具体的な方法・頻度等のガイドを明示して頂きたい 例：従業員数は1回/年程度、受注側の報告値、ホームページや調査会社などの情報で判断すれば良い等	働基準法第9条に規定する労働者をいう。)のうち、日々雇い入れられる者(1か月を超えて引き続き使用される者を除く。)以外のもの(以下「対象労働者」という。)をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者(労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等)の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 従業員数の具体的な確認方法の例等としては、No.14の御意見に対する考え方を御参照ください。
58	■P8 常時使用する従業員の把握が困難です。 自社でも適正に把握するよう努めその方法を検討しますが、把握のタイミングにより差異が生じ、違反になってしまうことが考えられます。 法に則り適正に管理できるよう、国主体で定期的に「常時使用する従業員」の調査を行い、DB化、インターネット等で公表し、委託事業者が使用できるよう希望します。	取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No.14の御意見に対する考え方を御参照ください。

	(国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」のような公表サイト)	
59	P7～8 2 (2) 従業員数の確認タイミングや頻度 【意見】 ・年次で従業員数の報告タイミングとその適用期間を定め、統一した運用として頂きたい。(例：毎年 4/1 日時点の従業員数を基準、6 月より適用し、翌年の 5 月末までが適用期間とし、年次で更新のうえ運用する) ・(従業員数が 300 人以下になる場合) 受託事業者が中企庁へ従業員情報の届け出をし、委託事業者が情報取得できる公開データベース等の整備をいただきたい。 ・賃金台帳と個別契約の時期について明確化いただきたい(月に何回も発注する場合、取引先の給与支払日によって、同じ月でも取適法対象と対象外が混在することとなる懸念あり) ・大企業の完全子会社や外資系企業の日本法人は、資本関係やグループの経営資源を背景に、独立した中小企業と比較して顕著に優越した交渉力を有している。このような事業者を保護の対象に含めることは、立法目的である「取引適正化の推進と弱者保護」の趣旨を逸脱し、法の適用範囲を不必要に拡大する結果を招く恐れがある。実態として十分な価格交渉力を有する事業者については、形式的な企業規模のみに基づかず、取引適正化法の適用対象外とする運用基準を明確に定めることが妥当と考える。 【対応案(アクション)】 1 回/年の確認で対象年の従業員数を決定等(年度または暦年のイメージ) 【理由】 ・ルールを決めない場合、委託事業者が一斉に問い合わせを行うため、受託事業者の負担が膨大になることが予想されるため、猶予措置等を取りご検討いただきたい。	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者(労働基準法第 9 条に規定する労働者をいう。)のうち、日々雇い入れられる者(1 か月を超えて引き続き使用される者を除く。)以外のもの(以下「対象労働者」という。)をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者(労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等)の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意見に対する考え方を御参照ください。 「常時使用する従業員」は、賃金台帳の調製対象となる労働者を基準とするため、自己が使用者となる労働者を計上することになります。 常時使用する従業員の例等については、今後、中小受託取引適正化法のテキスト等においてお示しする予定です。

	・発注の都度、従業員数を確認することは双方にとって実行困難。 ・従業員数が公表されず、個社で確認の場合のエビデンスが不明。 ・従業員数は、公取委指定フォーマット等により、年１回公表を義務付け等 【質問】 対象となる従業員について ・従業員数の確認方法（人数の正しさ）について、推奨するものはあるか？ ・従業員には連結対象子会社や、海外拠点の従業員は含まれるか？ （取引先の親会社が３００人以上の場合、取適法から外れる理解で良いか？） ・受託側の連結対象（親会社）が大企業の場合も従業員基準は適用されるのか？ ・派遣社員、契約社員、パートタイム労働者は含まれないという理解でよいか定義願いたい	
60	■P7 ２．規模に関わる要件（資本金基準および従業員基準） 「取引内容と資本金基準」では法の適用範囲以外になるが、「従業員基準」により法の適用をとなる場合において、委託事業者より中小受託事業者の資本金が大きい場合は、適用範囲外となるようご検討をお願いします。	御意見として承ります。
61	2「従業員数 300 人以下」の基準の妥当性 特に懸念されるのは、下請法の適用対象として新たに設けられた「従業員数 300 人以下」という一律の基準です。この基準は、アパレル産業のサプライチェーンを十分に考慮していないと考えます。アパレルの製造業においては従業員数 300 人未満の企業が多数を占めており、本改正案のままで、非常に幅広い事業者が新たな保護対象となり、発注元企業の負担を過	頂いた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。

	剩に拡大させることを強く懸念します。中には、発注元企業が大手商社の子会社から生地や資材を仕入れているケースが多数存在します。しかし、その子会社が単体で見れば従業員数 300 人以下である場合、今回の法改正の対象となり、親会社である大手商社の潤沢な資金力を背景に持つ企業が「中小受託事業者」として保護されることになります。一方で、それらの子会社に発注を行う、より小規模で資金力に乏しい発注元企業が、下請法の「親事業者」として厳しい規制を受けることは、真に保護すべき企業との間で不均衡が生じます。	
62	当社は資本金 3 億円超、従業員数 300 名以下の商社です。親会社は上場の総合商社で、当社自身の売上規模は数百億円です。 今回の法改正の従業員数基準の追加により、得意先（従業員数 300 名超）から見た当社の立場が中小受託事業者になってくるケースが発生すると考えております。 今回の法改正の主旨は更なる下請事業者の保護にあると考え、当社自身が守られるべき事業者になってしまう事に違和感を感じております。 施行以降、該当する当社得意先は、当社に対して例外なく 60 日以内の現金を支払わなければならないのでしょうか？	御意見として承ります。 本法の適用対象となる場合には、4 条明示や遵守事項等の義務を負うことになります。
63	【該当箇所】 第 2・2(1) 【意見】 形式基準である従業員基準に照らせば、中小受託事業者に該当する企業であっても、大企業の完全子会社や外資系企業の日本法人等、十分に交渉力のある企業は取適法の適用対象外であるという実質基準を運用基準に設けるべきである。 【理由】	御意見として承ります。

	取適法は、中小受託事業者の保護を目的とする法律であり、今般の下請法改正も、委託事業者と中小受託事業者との交渉力の格差を是正し、適切な価格転嫁を実現する環境を整備することを趣旨としているものと理解している。 かかる目的・趣旨に照らせば、大企業の一事業部門ともいえる大企業の完全子会社や、外資系企業の日本法人等、十分な価格交渉力を有する企業については、取適法が保護すべきものとして想定している中小受託事業者からは外れると考えられる。 そのため、これらの企業に対して取適法を適用する実益は乏しく、運用基準で実質基準の適用を明記することが望ましい。	
64	・意見 5：全般 当社は資本金 5 億超の商社であるが、従業員数が 300 人以下となっている。 商社という特性上、特に「商社の金融機能」において、当社の仕入先に対する支払サイトは当社の軸の 1 つである。 本法令の施行においてそのメリットが消失することにより、当社が取引に介在する意義が薄れ、当社業績に負のインパクトを与えうるものと思料している。 このような場合、何らかの表明により当社が中小受託事業者であることを外れることができないか、という例外措置について検討いただきたい。	御意見として承ります。
65	■常時使用する従業員数の確認方法に関して 運用の実効性を高め、かつ、確認実務の効率化・標準化を進めることを目的に、公的データを活用した確認フローを許容するガイドラインをお示し願いたい。例えば、社会保険適用事業所検索システム (https://www2.nenkin.go.jp/do/search_section/) に掲載の被保険者数	「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第 9 条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1 か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対

	を、常時使用する従業員数の参考値を確認するための一つの手段とすることなど。	象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。
66	・継続取引する中小受託事業者のいつの時点の従業員数を参照するか明示していただきたい。（例えば、毎年 3 月末日時点など） 相手先事業者がいつの間にか適用対象になることで、取適法違反とするのはいかがなものか。 ・グループ企業の場合の人数をどう判断するか明示していただきたい。 例えば、グループ全体では 300 人超だが、直接の取引先が窓口の本社機能のみで 50 人という場合がありますが、法の趣旨と合わないのではないか。	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。 継続的な取引の場合であっても同様に、個々の製造委託等をした時点を基準として判断されます。 なお、一定期間共通して適用される事項を定める契約を締結した時点では、製造委託等をした時点には当たりません。
67	【別紙 4】運用基準案に対するコメント 従業員数での区切りは、企業規模の実態を考慮したものと評価できるが、一方で多国籍企業の日本法人の場合、300 名以下は取適法対象となるのは不合理である。 多国籍企業は、本国に研究開発機能を、また世界中に販売拠点を有し、日本法人の購買や販売に特化した人数では、その企業としての体力差を測るのは不合理である。 現に、米国当局による米国内での製品試験費用を拠出する場合、その製品の輸入・販売者の米国法人の規模により負担割合を決定するのではなく、前出のように全世界の従業員数や売上規模を判断材料としている。 よって、従業員数も全世界に展開する人数合計にて判断すべきである。	御意見につきましては今後の検討の参考とさせていただきます。
68	2 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）	中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であ

	「常時使用する従業員」について、「その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定する」とありますが、ここでいう「賃金台帳」は、登記簿上に記載されている「資本金」と異なり、公表されているものではなく、委託事業者にとって確認が容易ではありません。また、中小受託事業者のホームページ上で従業員数が公表されている場合がありますが、たとえば「※従業員数には業務委託者を含む」といった具合に、必ずしも「賃金台帳」と同じ数とは限りません。 したがって、委託事業者は中小受託事業者へ問い合わせる他、正確な「常時使用する従業員」の数を把握する術がありません。この場合、従業員基準の判断は、中小受託事業者の対応如何に左右されるため、確認を行った結果、中小受託事業者が回答しない、又は回答に誤りがあった等により、委託事業者が本法の適否判断ができない、又は誤った場合は、委託事業者への行政指導等は行わない旨を明確にしていただけませんか。 また、委託事業者の上記負担を考慮し、資本金基準及び従業員基準に関する該当有無の確認タイミングは、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」（令和 6 年 5 月 31 日、公正取引委員会・厚生労働省）第 2 部 - 第 - 2 - 2 - （1）で示された業務委託の期間始期及び終期の解釈を準用し、委託事業者と中小受託事業者との間で基本契約が締結されるのであれば、当該基本契約の締結時及び更新時に発注がなされたこととし、当該基本契約の締結時又は更新時に行えば良いこととしていただけませんか。すなわち、当該基本契約に紐づく個別契約（個別取引）の都度、資本金基準及び従業員基準に関する該当有無の確認を行う必要はないこととしていただけませんか。	った場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。 従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。 継続的な取引の場合であっても同様に、個々の製造委託等において、製造委託等をした時点を基準として判断されます。なお、一定期間共通して適用される事項を定める契約を締結した時点では、製造委託等をした時点には当たりません。 なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法においても、基本契約が締結された場合に、当該基本契約に基づき個別契約がなされるときには、個別契約ごとに、「特定受託事業者」に該当するかについて判断されることになる点で、考え方に差異はありません。
69	別紙 4	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした

	従業員基準 常時使用される従業員数の確認方法の一例として、例えば、（１）委託する都度、改正取適法の規定に基づく「常時使用される従業員」の正確な人数を委託先より報告してもらう、かつ、（２）委託先による従業員数基準に該当するか否かの報告の正確性について、契約上で、保証する旨を表明してもらう、とどのような方法が考えられる。 上記方針を採用していれば、委託事業者における確認対応として、同法上の問題はないか。	時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されません。 製造委託等をする事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はありません。従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなりますが、当該相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれます。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意見に対する考え方を御参照ください。
70	【意見】 1. 別紙 4「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案新旧対照表（以下「運用基準案」といいます。）・第 2・「2 規模にかかる要件（資本金基準及び従業員基準）」(2) について 「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定する」と定められています。 労働基準法施行規則第 55 条は、概要、常時使用される労働者について様	1. 「常時使用する従業員の数」は、その事業者が使用する労働者（労働基準法第 9 条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1 か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定するものとしています。 なお、「労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等」の「等」としては、例えば労働者名簿（労働基準法第 107 条）を念頭に置いています。

式第 20 号、日々雇い入れられる労働者について様式 21 号、により賃金台帳を調製しなければならないと定めています。 運用基準案の上記文言の末尾は、「様式第 20 号等」とされており、「等」という文字が入っていますが、 同文言の冒頭で「常時使用する従業員」という文言が使われていることから、ここでは様式 20 号の対象となる「常時使用される労働者」だけを指しており、日雇い労働者は 1 ヶ月を超えて引き続き使用されない限り、除外されるという理解でよいのでしょうか？ この理解が正しい場合、「第 20 号」の後の「等」はどのような意味で記載されているのでしょうか？ また、労働基準法施行規則第 55 条の「常時使用『される』」という文言と異なり、「常時使用『する』」という文言を使うことで、別の概念を読み込んでいる、ということはないのでしょうか？ 2. 運用基準案・第 2・「2 規模にかかる要件（資本金基準及び従業員基準）」(3) について 「規模に係る要件の適用は委託取引ごとに判断する」とされていますが、従業員基準の判断時について、次の事例について考え方をご教示いただきたいです。 質問の前提として、賃金台帳を更新するのは、賃金の支払日とされています。従って、正社員、非正規社員の全てについて、毎月特定の日（例：毎月 25 日）に賃金を支給している場合、「常時使用する従業員の数」が月に	2.・3. 本法の対象となるかは、個別事案ごとに判断されることとなりますが、従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。そのため、製造委託等をした時点において従業員基準に該当した場合には、その後の「常時使用する従業員数」の変動の有無にかかわらず、当該製造委託等に係る取引当事者は本法の適用対象となります。 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第 9 条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1 か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判断する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。 継続的な取引の場合であっても同様に、個々の製造委託等において、製造委託等をした時点を基準として判断されます。なお、
--	---

一度変動する可能性があることになります。そのため、ある特定の給与支払時における「常時使用する従業員の数」が300人（あるいは100人）を超えたが、1ヶ月後の次の支払時には下回った、というような自体があり得ます。支給日が月に2以上あるような会社（例：アルバイトは翌月初め、正社員は毎月25日）や、より短い期間（1週間など）で人を雇っている会社では、さらに頻繁に変動します。 このような事情で、「常時使用する従業員の数」に変動が生じることにより、従業員基準を満たしたり満たさなかったり、ということが起こった場合の扱いについて、取適法の運用開始前に、考え方を明確にさせていただきたいと考えています。次の①から⑥のようなケースを想定して、考え方を整理していただけるとありがたいです。 ① 一つの業務だが納期までに相当な期間を要する契約（例：契約後、半年ほど先に納品、支払いが予定されているプログラム作成にかかる契約）の事例において、契約締結時は従業員要件を満たし取適法適用対象だったが、その後、従業員要件を満たさなくなった場合 ② 上記①の契約の事例において、上記①と同様に当初は従業員要件を満たしていたが、一旦、従業員要件を満たさなくなり、その後、再度従業員要件を満たした場合 ③ 上記①の契約の事例において、上記①とは逆に、契約締結等時は従業員基準を満たしていなかったが、その後、従業員要件を満たした場合	一定期間共通して適用される事項を定める契約を締結した時点では、「製造委託等をした時点」には当たりません。
---	---

④ 上記③の場合に、一旦従業員要件を満たしたが、再度従業員要件を満たさなくなった場合 ⑤ 継続的な委託取引（役務提供委託（例：清掃事業の再委託）や特定運送委託）の場合に、契約締結時には従業員基準を満たし取適法の適用対象だったが、その後、従業員基準を満たさなくなった場合 ⑥ 上記⑤とは逆に、契約締結時には従業員基準を満たさず取適法の適用対象ではなかったが、その後、従業員基準を満たすことになった場合 3. 運用基準案・第2・「2 規模にかかる要件（資本金基準及び従業員基準）」(3) について 「委託取引ごとに判断する」という点につき、委託事業者が取適法に対応するために中小受託事業者の「常時使用する従業員の数」を把握する方法・頻度について、考え方を明確にしていきたいです。 把握する方法については、①中小受託事業者からの回答（表明保証を含む）を前提とする、②中小受託事業者からの賃金台帳の提供を受けて委託事業者が確認する、といった方法が考えられますが、①で足りると考えてよいでしょうか。 この点に関して、従来、親事業者の禁止行為について「違法性の意識」がなくても下請法違反になるとの下請取引適正化推進テキストの記載から、親事業者の主観面は問わないという考えもあり得たと思いますが、従業員	
---	--

基準について、委託事業者の主観面は考慮されるでしょうか。具体的には、上記①②いずれの方法であっても、中小受託事業者から提供された情報が誤っており、取適法の適用がないと委託事業者が誤信した場合について、取適法が適用されるか、という問題です。

資本金要件については、会社法 908 条 1 項前段の反対解釈から、登記の後であれば善意の第三者に対しても資本金の額を対抗できるため、親事業者の主観面を考慮する必要はないと解釈できそうですが、従業員基準は登記で公示されるわけではないので、同じように扱うことはできないと考えています。

次に、把握する頻度についてです。継続的な委託取引の途中で「常時使用する従業員の数」が変動する可能性があります、これをどの程度の頻度で確認する必要があるかという点について、考え方を明らかにしていただきたいです。

賃金支払時に賃金台帳が更新されることから、毎月賃金を支払う会社では毎月確認すべきという考え方がある一方で、委託取引に関する契約の更新時期（例えば、1 年ごと更新の委託取引契約であれば、確認も 1 年ごと）とする考え方がありそうですし、あるいは、委託取引開始時にのみ確認すれば良い、という考え方もないわけではないと考えています。

また、別の方法として、中小受託事業者、「常時使用する従業員の数」に対し従業員基準の当てはめが変わるような変動が生じた場合に通知する義務を課す方法が考えられますが、このような方法を採用した場合に、中小受託事業者が適時に報告しなかったため、委託事業者が取適法の適用の有無の判断を誤った、というケースについても、考え方を明らかにしていた

	だきたいです。	
71	2. 従業員数基準について、今回一定の明確化はされたものと考えますが、従業員数の変動により取適法の対象外だった企業が適用対象となる場合について、仮に当該企業にその旨の連絡を義務付けたとしても、適時にその連絡がなされない結果、当該企業に発注する側がその点を適時に把握できない状況も想定可能です。そのような場合に発注する企業側が取適法に基づき不利益を被るとなると、当該企業としてはそのような企業には発注しないという選択肢しか取り得ないことにもなりかねません。そうした意味で、取適法の運用において、従業員数の変動により取適法の対象外だった企業が適用対象となる場合について、通知の猶予期間を示していただければと思います。	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。
72	【該当箇所】 第2・2(2) 【意見】 「常時使用する従業員」の数（以下、単に「従業員数」という）によって、中小受託事業者として取適法の保護対象とされる点につき、従業員数の法令解釈上の判断時点と、従業員数が変動した場合のルールについて、運用基準で明確に規定すべきである。たとえば、従業員数の法令解釈上の判断時点で中小受託事業者には該当しない企業において、その時点以降に従業員数の変動があり、従業員数の閾値を下回ることになったとしても、閾値を下回る前の取引については中小受託事業者として扱われないことを明確化すべきである。 【理由】 従業員数の法令解釈上の判断時点と従業員数が変動した場合の対応等を、あらかじめ明確に運用基準に規定することが望ましい。	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。そのため、製造委託等をした時点において従業員基準に該当した場合には、その後の「常時使用する従業員数」の変動の有無にかかわらず、当該製造委託等に係る取引当事者は本法の適用対象となります。 取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなりますが、製造委託等をする取引の相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者には該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれます。

そして、たとえば、従業員数の法令解釈上の判断時点で中小受託事業者に該当しない企業に対し、受領日の 120 日後に代金を支払う条件で発注し、その後、受領日の 90 日後に当該企業の従業員が減少し、中小受託事業者の閾値（300 人または 100 人）を下回ったというような場合に、当該取引において当該企業が中小受託事業者として扱われると、その時点で 60 日以内の代金支払期限を超過しているとして、委託事業者に支払遅延が生じることとなり、不合理である。この論点は、資本金基準においても同様であり、資本金基準についても解釈が明確化される必要があるが、上記のとおり従業員数は日々変動しうるものであることから、より問題となる。 なお、フリーランス法については、フリーランス法 Q&A（令和 6 年 12 月 18 日時点）の問 7・8・9 の答において、業務委託をする時点で、受注事業者が「従業員を使用」していれば、当該受注事業者が特定受託事業者に該当しない点が明確化されており、取適法についても同様の明確化が望まれる。 【意見】 委託事業者（取適法上の「委託事業者」ではない場合も、「委託事業者」という場合がある。以下も同じ）が、受託事業者（委託事業者から製造委託等を受けている「中小受託事業者」に該当しない企業。以下も同じ）の従業員数変動を適切に把握するための仕組みを作って適切に管理していたにもかかわらず、委託事業者の責任によらず正確に従業員数の把握ができなかったがために、形式的に取適法違反が生じた場合は、公正取引委員会として運用上は問題にしないことを明確化すべきである。 具体的には、次の 2 点である。 ①	なお、中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No. 15 の御意見に対する考え方を御参照ください。 製造委託等を受ける事業者において、「常時使用する従業員の数」を説明する義務はありませんが、製造委託等をする事業者からの確認に適切に対応していただくことが望まれます。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No. 14 の御意見に対する考え方を御参照ください。
--	--

委託事業者が、年に1日の基準日を定めた上で、法令解釈上の判断時点の従業員数について受託事業者を確認をし、または受託事業者から報告を受けることにより従業員基準の該当性判断をしている場合に、当該確認時点または報告時点では中小受託事業者該当しないものの、その後の従業員数変動により中小受託事業者該当するに至ったことに気づかないまま取適法に沿わない委託をしたとしても、刑罰・勧告・指導の対象としないこと ② 受託事業者からの従業員数の回答に誤りがあった、受託事業者が従業員数の確認に対する回答を拒否した、または委託事業者から従業員数の確認を依頼していたにもかかわらず受託事業者から回答がなかったために、取適法対象の中小受託事業者該当すると判断できないまま取適法に沿わない委託をしたとしても、刑罰・勧告・指導の対象としないこと。なお、資本金基準に関して中小受託事業者の登記懈怠がある場合についても同様である。 【理由】 ① 従業員数は日々変動しうるものである一方、受託事業者の従業員数を把握するには受託事業者に直接確認するしかない。委託事業者によっては、日々、数百、数千、あるいはそれ以上に及ぶ多数の取引先と委託取引をしているが、取引のつど、日々変動しうる従業員数を確認することは到底不可能である。また、受託事業者にとっても、取引のつど、社内の従業員数について正確に把握の上、委託事業者に回答するのは相当な負荷である。従業員数の確認・報告等のための効率的な情報集約方法を、仕組みとして設ける必要がある。	
--	--

	② また、フリーランス法については、フリーランス法 QA（令和 6 年 12 月 18 日時点）の問 13 の答において、発注事業者による受注事業者への従業員使用の確認に対して、当該受注事業者が事実と異なる回答をした場合について、事案の内容に鑑み、発注事業者にただちに勧告や命令をしないとしており、取適法についても同様の明確化が望まれる。 ③ 国際的な競争の中で、中小受託事業者においてもリソース（特に従業員基準を充足する中小受託事業者は従業員数が少ないため割けるマンパワーも限られている）は限られており、業務効率を上げるには、このような確認による負担を減らすことも重要で軽視はできないため、負担がなるべく軽減されるような形での制度設計・運用が望まれる。 【意見】 中小受託事業者は、委託事業者から従業員数の確認を受けた場合に、真摯に従業員数の回答に応じるべきであること、および、従業員数が 100 人・300 人といった閾値を超えることが見込まれる場合には、前広に委託事業者に見通しを伝達すべきであることを、明確化すべきである。 【理由】 資本金とは異なり、従業員数を確認する上で登記のような法令上の仕組みがなく、中小受託事業者に対して直接確認する以外に把握する方法がない以上、中小受託事業者に望まれる実務を明確化する必要がある。 労務費転嫁指針において、発注者・受注者双方の取組みがガイドされたように、委託事業者だけでなく、中小受託事業者も含めた相互の協力があったこそはじめて、実効的な運用がなされると考える。	
--	--	--

	【意見】 自社の行う取引が取適法適用対象となるか否かを判断するに当たり、中小受託事業者の従業員数はどのような手段で確認すべきか、公正取引委員会からベストプラクティスを提示すべきである。 なお、政府の主導で、中小受託事業者の従業員数を把握しやすい仕組み（たとえば、誰もがアクセス可能な官公庁提供のホームページ等に、各社が従業員数を登録の上、年1回の更新を行い、誰もが閲覧可能な仕組みを作ること等）を構築することも考えられる。 【理由】 自社のホームページ等で従業員数を公表している企業もあるが、万一、公表されている情報と賃金台帳の調製対象となる労働者数との間に相違がある場合には、後者を基準として取適法適用の有無が判断されると理解している。そうすると、賃金台帳は、資本金が記載されている登記簿のように外部の者が自由に閲覧できるものではなく、委託事業者から中小受託事業者に対し閲覧を求めてもそのまま閲覧できるものでもない、外部からアクセス困難な資料であるため、中小受託事業者の従業員数を確認する手段としては、もはや、取引のつど、個別に中小受託事業者を確認する以外に想定できず、中小受託事業者が労働者の増減（退職者・中途採用者等を含む）を日次で管理し、委託事業者が発注日時点で毎回確認をとることは、委託事業者・中小受託事業者双方にとって、実務的な負担が著しい。 なお、従業員数の定義に用いられている賃金台帳は、労働基準法上は事業所ごとに作成されることとなっており、複数の事業所を有する場合等、（中小受託事業者の該否基準である）企業全体の人数の合計値が記載されていることが制度的に確保されているものではない。	
--	--	--

	加えて、運用基準案では、従業員基準は、労働基準法による定性的な「労働者」概念を基準に定義されているため、中小受託事業者の解釈によって人数管理に実務上ゆらぎが生じうる可能性がある点も懸念される。	
73	1. 運用基準において記載されていないことについての意見 (1) 従業員数基準について 従業員数は、資本金のように登記等で公示されるものではないため、ある取引先が「中小受託事業者」に該当するか否かを判断するためにその取引先の従業員数を把握しようとする、その取引先に直接従業員数を確認するほかない。また、従業員数は、採用や退職により日々変動しうるため、ある取引先が「中小受託事業者」に該当するか否かが日々変動しうることになる。このような従業員数の性質から、従業員数基準について以下の3点を明確化していただきたい。 ①発注後に受託者の従業員数が減少し閾値を下回った場合も「中小受託事業者」に該当しないことの明確化 法令の解釈として、「中小受託事業者」に該当するか否かの判断時点は発注時点であると考えられるが、発注時点で「中小受託事業者」に該当しない受託者が発注以降に従業員数の変動があり、従業員数基準の閾値を下回ることになったとしても、閾値を下回る前に発注された取引については「中小受託事業者」と扱われないことを明確化していただきたい。例えば、発注時点で「中小受託事業者」に該当しない事業者と、受領日の120日後に代金を支払う条件で発注し、その後、受領日の90日後に当該事業者の従業員が減少し、「中小受託事業者」の閾値(300人または100人)を下回ったというような場合に、当該取引において当該事業者を「中小受託事業	従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。そのため、製造委託等をした時点において従業員基準に該当した場合には、その後の「常時使用する従業員数」の変動の有無にかかわらず、当該製造委託等に係る取引当事者は本法の適用対象となります。 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者(労働基準法第9条に規定する労働者をいう。)のうち、日々雇い入れられる者(1か月を超えて引き続き使用される者を除く。)以外のもの(以下「対象労働者」という。)をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者(労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等)の数によって算定するものとしています。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなりますが、当該相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望めます。なお、中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No.15の御意見に対する考え方を御参照ください。

者」として扱われると、その時点で 60 日以内の代金支払期限を超過しているとして「委託事業者」に支払遅延が生じることとなり、不合理である。この論点は、資本金基準においても同様であり、資本金基準についても解釈を明確化していただく必要があるが、上記のとおり従業員数は日々変動しうるものであることから、より問題となる。 （なお、フリーランス法については、令和 6 年 12 月 18 日時点「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）Q & A」（https://www.mhlw.go.jp/content/001358289.pdf。以下、「フリーランス法 QA」）の問 7・8・9 で明確化済みであり、取適法についても同様に明確化いただきたい。） ②公正取引委員会として運用上問題にしない場合の明確化 前述のとおり、従業員数は日々変動しうるものである一方、取引先の従業員数を把握するには当該取引先に直接確認するしかないため、公正取引委員会の「運用」として、委託者が、取引先の従業員数変動を適切に把握するための仕組みを作って適切に管理していたにもかかわらず、委託者側の責任によらず正確に従業員数の把握ができなかったがために取適法違反が生じた場合は、公取委として運用上は問題にしないことを明確化していただきたい。具体的には以下（a）及び（b）の 2 点。 （a）[確認時点・確認頻度・確認方法が適切な場合について] 委託者によっては、日々、数百、数千、あるいはそれ以上に及ぶ多数の取引先との間で委託取引を行っているが、発注の都度、日々変動し得る従業員数を確認することは到底不可能である。また受託者にとっても、取引の都度、当該時点における社内の従業員数について正確に把握の上委託者に対し回答を行うのは相当な負荷である。従業員数の確認・報告等のための	製造委託等を受ける事業者において、「常時使用する従業員の数」を説明する義務はありませんが、製造委託等をする事業者からの確認に適切に対応していただくことが望まれます。
--	---

	効率的な情報集約方法を、業務の仕組みとして設ける必要もある。 そのため、具体的な運用方法として、委託者が、年に1日の基準日を定めた上で、基準日時点の従業員数について受託者側に確認を行い又は受託者側から報告を受けることにより従業員数基準の該当性判断を行っている場合に、当該確認時点又は報告時点では「中小受託事業者」に該当しないものの、その後の受託者の従業員数変動により受託者が取適法対象の「中小受託事業者」に該当するに至ったことに気づかないまま取適法に沿わない委託を行ったとしても、刑罰・勧告・指導の対象としないことを事実上運用として認めていただきたい。 (b) [受託者の回答が誤っていた場合等の扱いについて] ・受託者側からの従業員数の回答に誤りがあった、受託者側が従業員数の確認に対する回答を拒否した、または委託者から従業員数の確認を依頼していたにもかかわらず受託者から回答がなかったために、取適法対象の「中小受託事業者」に該当すると判断できないまま取適法に沿わない委託を行ったとしても、刑罰・勧告・指導の対象としないことを事実上運用として認めていただきたい。なお、資本金基準に関して中小受託事業者側の登記懈怠がある場合についても同様である。(例えば、フリーランス法については、フリーランス法 QA の問 13 で明確化済みであり、取適法についても同様に明確化いただきたい。) ③受託者側の従業員数の開示対応（双方の協力） ・前述のとおり、従業員数は、資本金とは異なり確認を行う上で登記のような法令上の仕組みがなく、取引先に対して直接確認する以外に把握する方法がない以上、運用基準やガイドラインによって、受託者は、委託者から従業員数の確認を受けた場合に、真摯に従業員数の回答に応じるべきで	
--	--	--

	あること、及び、従業員数が100人・300人といった閾値を超えることが見込まれる場合には、前広に委託者に見通しを伝達すべきであることを、明確化していただきたい。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、委託者側・受託者側双方の取り組みについてガイドされたように、委託者側だけでなく、受託者側も含めた相互の協力があってこそはじめて、実効的な運用がなされ则认为る。 ・なお、従業員数の定義に用いられている賃金台帳は、労働基準法上は事業所ごとに作成されることとなっており、複数の事業所を有する場合など、（中小受託事業者の該否基準である）会社全体の人数の合計値が記載されていることが制度的に確保されているものではない。さらに、賃金台帳は、資本金が記載されている登記簿のように外部の者が自由に閲覧できるものではなく、委託者から受託者に対し閲覧を求めても賃金台帳をそのまま閲覧できるものでもない。加えて、今回の運用基準案では、従業員数基準は、労働基準法による定性的な「労働者」概念を基準に定義されているため、受託者側の解釈によって人数管理に実務上ゆらぎが生じうる可能性がある点も懸念される。受託者側の正確な人数把握に資する方法等をガイドライン等で明確化していただきたい。 ・また、例えば、政府の主導で、実効性を担保するため取引先の従業員数を把握しやすい仕組み（例えば、誰もがアクセス可能な官公庁提供のホームページ等に、各社が従業員数を登録の上、年1回の更新を行い、誰もが閲覧可能な仕組みを作ること等）を要望する。	
74	B: 取適法対象是非 わが社は商社で、販売先から委託事業（殆ど製造委託）を受けて、製造メーカー（現下請事業者）への委託事業取次業務を行っており、価格の決定をわが社が行っている為、その取引を現下請法の対象取引としておりま	資本金基準を満たさない場合であっても、従業員基準を満たす場合における当事者間で、製造委託等がなされたときには、本法の適用があります。 個々の事情を踏まえた本法の適用については、個別事案により

	す。 資本金約40億円の為、現下請法では親事業者の立場にしか有り得ませんでした。従業者数が約200名（単独：連結では約500名）の為、改正される取適法の保護対象かと思われます。 そこで下記の場合はどのような対応をすれば宜しいのでしょうか？ ①資本金3億円超で従業員300人超の会社からの製造委託を受けた場合 わが社が取得する製造委託等代金は60日以内に満額受け取れるのでしょうか？ ②わが社が300人超の会社に製造委託をする場合 製造メーカーが従業員300人超で有る場合は取適法対象（特に支払期日・価格相談）としなくて宜しいのでしょうか？	ますが、例えば、資本金の額が3億円超・従業員数が300人超の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条に規定する者を除く。）から、資本金の額が3億円超・従業員数が300人以下の法人たる事業者に対し、製造委託がされた場合、資本金基準は満たしませんが、従業員基準を満たすため、本法の適用があります。 また、本法は、資本金基準を満たす場合、又は資本金基準を満たさない場合でも、従業員基準を満たす場合に、製造委託等をしたときに適用されることとなります。資本金基準と従業員基準の関係については、No.47の御意見に対する考え方を御参照ください。
75	第2 法の対象取引・事業者 2 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準） ・「常時使用する従業員の数」が労働基準法第108条に規定する賃金台帳の調製対象となる者の数によって算定されるとされているが、当該従業員数は非公表で、委託事業者において正確な従業員数を把握することが困難である。委託事業者は契約相手方に確認した情報をもとに本法の適用有無を判断することが想定されるが、都度契約相手方に「常時使用する従業員の数」を確認することは委託事業者及び受託事業者双方にとって過度な負担となり、さらに確認に時間を要するなど円滑な取引に支障をきたすと考えられる。事業者の過度な負担は取引の萎縮化を招くおそれがあるため、各社のホームページ、帝国データバンク、東京商工リサーチなど公表さ	取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判断する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなります。 従業員数の具体的な確認方法の例等については、No.14の御意見に対する考え方を御参照ください。 なお、中小受託事業者に従業員数を確認したところ、誤った回答であった場合については、No.15の御意見に対する考え方を御参照ください。 従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。そのため、製造委託等をした時点において、「常時使用する

	れている情報に基づく確認等、事業者の業務負荷も考慮した簡便的な確認方法の例を示していただきたい。 ・委託事業者が契約相手方に「常時使用する従業員の数」をヒアリングして確認する場合、委託事業者において、契約相手方から伝達された情報の正確性まで確認する必要はない（伝達された情報に誤りがあり取適法の対応を行えなかった場合でも行政指導や行政処分等の対象にならない）という理解で良いか。仮に委託事業者において「常時使用する従業員の数」の正確性を担保する必要があるとした場合、どのような方法で確認することが想定されるか具体的に示していただきたい。 ・業務委託の契約相手方が業務委託時点で中小受託事業者でない場合、当該相手方が契約期間の途中で中小受託事業者に該当することになったとしても、フリーランス法と同様に、本法の適用対象外になると考えて良いか。 ・「常時使用する従業員の数」は、当該法人の国内外支店・国内外拠点におけるすべての労働者の数であるという理解で良いか。	従業員の数」が従業員基準を満たしていない場合には、その後の「常時使用する従業員数」の変動の有無にかかわらず、当該製造委託等については、引き続き本法は適用されません。 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとしています。そのため、自己が使用者となる労働者を計上することになります。
76	(3) 2(2)に「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。」と記載があるが、対象となる従業員について具体的な記載をホームページのQ&A等で公開いただきたい。	常時使用する従業員の例等については、今後、中小受託取引適正化法のテキスト等においてお示しする予定です。
77	別紙4の従業員基準について質問です。	「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入

	その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定するものとする。 上記の記載があるが、派遣社員は実際に働いてる派遣先でなく、賃金台帳に記載される派遣元の従業員としてカウントするもので間違いないか。 また、取締役（いわゆる重役）については、その勤務の実態に基づいてカウントするか否か判断されるもので間違いないか。 上記について、判断に迷う点であるので、運用基準案に追記していただきたい。	れられる者（1 か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定するものとしています。そのため、自己が使用者となる労働者を計上することになります。 常時使用する従業員の例等については、今後、中小受託取引適正化法のテキスト等においてお示しする予定です。
78	別紙 4 従業員の定義 ・改正案に記載された「対象労働者の定義」及び「算定方法」に基づくと、「常時使用される従業員」とは、正社員かどうかといった雇用形態にかかわらず、事業者に一箇月を超えて継続的に使用される日雇い労働者を含むと理解してよい。 ・また、他社と契約して派遣されてくる派遣社員や、業務委託契約を通じて業務を行う他社の従業員は含まれない、との理解でよい。	事業者が使用する労働者（労働基準法第 9 条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者であって 1 か月を超えて引き続き使用されるものは、「常時使用する従業員」に含まれます。 「常時使用する従業員」は、賃金台帳の調製対象となる労働者を基準とするため、自己が使用者となる労働者を計上することになります。
79	4. 従業員基準の追加（新第 2 条第 8 項、第 9 項関係） (1) 従業員数に数える従業員の範囲 従業員数に加える従業員、除外できる従業員はどのように判断すればよい	常時使用する従業員の例等については、今後、中小受託取引適正化法のテキスト等においてお示しする予定です。 資本金基準と従業員基準の関係については、No. 47 の御意見に

	か、具体的な基準を明示していただきたい。例えば、パートタイマー、アルバイト、派遣社員、出向者、休職者等の取扱いについても明確にしてい いただきたい。「資本金基準が適用されない場合」とは、具体的にどのような 状態を指すのか、明確にしていいただきたい。	対する考え方を御参照ください。
80	別紙４について以下、実務を円滑にするため明確化のための質問をいたし ます。 質問１ 第２ ２（２） 別紙４でいうところの「常時使用する従業員」は、中小企業基本法上の 「常時使用する従業員」と必ずしも一致するわけではないという理解でよ いでしょうか。 質問２ 第２ ２（２） 別紙４でいうところの「常時使用する従業員」は、事業者Ａが契約した 派遣会社から派遣されて事業者Ａで働いている社員は含まれないという 理解でよいでしょうか。 質問３ 第２ ２（２） 別紙４でいうところの「常時使用する従業員」は、事業者Ａと委任契約 に基づいている事業者Ａのために働いている者は含まれないという理解 でよいでしょうか。	「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労 働基準法第９条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入 れられる者（１か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以 外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用す る従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対 象労働者（労働基準法第１０８条及び第１０９条、労働基準法施行 規則第５５条及び様式第２０号等）の数によって算定するものと しています。 常時使用する従業員の例等については、今後、中小受託取引適 正化法のテキスト等においてお示しする予定です。
81	・第２の２(2)について	御意見として承ります。

	「常時使用する従業員」を労基 § 9 から日々雇い入れられる者（1 ヶ月を超えて引き続き使用される者を除く。）を除外したものとあるが、これは、中小企業基本法に定める常時使用する従業員や、企業結合届出の際に記載する常時使用する従業員と比べると少し広い認識である（具体的には試用期間中のものを除かない点等）。そうすると、 同じ文言を用いているのに、様々な解釈がでてきてしまっていて、非常にわかりづらいものになっているので、可能であれば統一した見解を用いるべきだと思う。	
82	改正下請法により「従業員数」基準が新たに設けられましたが、資本金基準において脱法行為が行われていたこと（下請法適用回避のため減資を行うなど）に鑑み、「従業員数」基準においても脱法行為が行われる懸念を抱いています。 法改正施行前に「会社分割」や「別会社（関係会社）への従業員の転籍」等により従業員数を減らすことなどの法適用を回避する行為が想定される。 第 2 条第 9 項の「トンネル会社規制」のような法律上の手当を「従業員基準」においても設けるなど、「従業員数」基準を適正に運用するための担保（規則等）が必要ではないかと考えます。 （昨年 11 月の手形サイトの短縮化ルールにより、弊社のある主要取引先の手形サイトが 120 日から 60 日に一旦なりましたが、同社は明らかに法適用逃れと思われる減資を実施して減資後、手形サイトは 120 日に戻りました）	改正前第 2 条第 9 項について、従業員基準においても適用されるよう改正されております（本法第 2 条第 10 項）。 御指摘を踏まえ、違反行為に対しては厳正に対処してまいります。
83	今回資本金基準に加えて従業員数基準が追加されたが、製造機能を持たず、従業員数が少なくて済む商社にも同じ適用の仕方をするようになってしまうのはいかがなものか。 商社が製造委託等の内容に関与しているため、改正後は委託事業者（資本	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。

	金 3 億円以上従業員数 300 人以下) → 商社 (資本金 3 億円以上従業員数 300 人以下) 間が中小受託取引になってしまう。この商社は東証プライム上場していて、とても中小とは言えない。法の趣旨にあっているとは思えない。	
84	運用基準案における 2 の常時雇用する従業員において引用している労働基準法の条文は誤りではないか？ 108 条、109 条ではなく、107 条、108 条が正しいのではないか？	本法における「常時使用する従業員」の数については、賃金台帳の調製対象となる労働者の数によって算定することを想定しております。 そのため、賃金台帳の作成・保存を義務付ける労働基準法第 108 条、第 109 条を記載しております。
85	特定運送委託について、いわゆる●●のような突発的な運送依頼をする際、通常、協同組合連合会に問い合わせをして依頼をする。その場合、実際の運送を行うのは、個人事業主の業務を実施している方が業務を行うが、誰が運ぶかの選定は協同組合連合会が行い、協同組合連合会から個人事業主に連絡が入り、業務実施の可否を個人事業主がして、受諾した場合、依頼者のところに集荷に来る。この場合、個人事業主と委託事業者の間では発注書等のやり取りは発生せず、協同組合連合会と委託者の間で情報のやり取りが行われるのが通常だが、本法の適用としては、個人事業主が中小受託事業者となるのか？それとも協同組合連合会が対象先になるのか？また、協同組合連合会が対象となるのであれば、資本金要件は出資金と読み替える必要があるのか？従業員要件は、協同組合連合会のどの人数を見る必要があるのか？	特定運送委託については、「事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること」をいいます（法第 2 条第 5 項）。 なお、御質問のケースについては、個別具体的な事案ごとに判断されることになり、一概にお答えすることはできませんが、通常、事業者が、本法の規模に係る基準を満たす発注者と外注取引先の間に入って取引を行う場合であっても、製造委託等の内容（製品仕様、事業者の選定、代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次ぎ、代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合には、本法上の委託事業者又は中小受託事業者とはならず、発注者が委託事業者、外注取引先が中小受託事業者となるものと考えられます。

86	P8 2 (3) 【質問】 ・資本金 3 億円未満の中小事業者間での製造委託契約で、(例) 委託側 400 名、受託側 50 名といった場合に適用されるとの理解で正しいか？ ・資本金 3 億円超の大企業間での製造委託契約で、(例) 委託側 400 名、受託側 50 名といった場合に適用されるとの理解で正しいか？ ・上記 Q は一例であり、委託側 3 億円未満・400 人、受託側 3 億円超・50 人の場合も適用されるため、網羅的に記載すべきではないか。	1 点目及び 2 点目について、御認識のとおりです。 頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
----	--	--

(2) 特定運送委託に関する意見について

No.	意見の概要	考え方
87	特定運送委託の対象となる事業者について、以下の場合にはどのように考えるべきなのか？ 委託事業者が倉庫事業者に商品を保管を委託している場合に、出荷指示をした際、倉庫事業者が運送の手配も含めて出庫業務を実施している。運送事業者は、倉庫事業者の付き合いがある事業者であり、委託事業者とは直接やり取りは発生していない。但し、対価の請求に関しては、保管料、出庫料については、委託事業者が倉庫事業者が請求書を発行。指定納品先までの運送料については、運送事業者から直接、委託事業者が請求書が発行される。この場合、直接的な依頼は委託事業者から運送事業者には行われていないが、委託事業者と運送事業者の関係としては、本法の特定運送委託の対象にあたるのか？※資本金要件、従業員要件は該当しているものとする。 また、倉庫業者から保管料、出庫料、運賃を委託事業者が請求されている場合は、倉庫事業者が特定運送委託の対象という認識でよいのか？	御質問のケースについては、個別具体的な事案ごとに判断されることになり、一概にお答えすることはできませんが、通常、事業者が、発注者と外注取引先の間に入って取引を行う場合であっても、特定運送委託の内容に全く関与せず、事務手続の代行を行っているにすぎないような場合には、本法上の委託事業者又は中小受託事業者とはならず、本法の規模に係る要件を満たせば、発注事業者が委託事業者、受注事業者が中小受託事業者となります。
88	運用基準 1－5 特定運送委託において、特定運送とは「物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」とあるが、相手方に運送するまでの拠点間の幹線輸送は、取適法の範囲となりうるか。例えば、工場で製造したものを物流センターまで運送するもので、取引の相手方にまで運送が及ばないもの。	特定運送委託における「運送の行為の一部を他の事業者に委託すること」とは、取引の相手方に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者に委託することをいいます。自社の工場から自社の物流センターまでの運送のような自社の拠点間の運送を他の事業者に委託することは、通常、取引の相手方に対する運送とはいえず、特定運送委託に該当しません。 もっとも、特定の「取引の相手方」向けに仕分けられた販売等の目的物を当該「取引の相手方」に対して運送する際に、自社

		の拠点とその運送経路の一部として利用する場合には、自社の拠点間の運送であっても、取引の相手方に対する運送の「経路の一部」の運送といえるため、このような運送を他の事業者委託することは特定運送委託に該当します。
89	運用基準 1－5 特定運送委託において、特定運送とは「物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者委託すること」とあるが、例えば、取引の相手方が社内（社内物流）である場合、その運送に係る運送委託は取適法の適用範囲となるのか。	本法の委託事業者は「法人たる事業者」を対象としており（本法第 2 条第 8 項参照）、同一法人の拠点間の運送が、当該拠点間の販売等に基づいて行われていたとしても、その販売等は同一法人の内部行為にすぎないため、特定運送委託に該当しません。
90	運用基準において、「特定運送委託」が追加となり、独占禁止法に基づいた「物流特殊指定」でも、運送委託に関して取引の適正化に努める告示があります。運送委託の内容が特定運送委託の適用であるか、物流特殊指定の適用であるか判断が難しいと考えます（※資本金額および従業員数による適用基準で判断することは前提）。ついては、委託する運送の内容が、特定運送委託に該当するのか、それとも物流特殊指定に該当するのか、運送の具体例を用いパターンを示していただきたい。	特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（以下「物流特殊指定」といいます。）においては「物品の運送又は保管」の「委託」を適用対象取引としているのに対して（物流特殊指定備考 1 及び 2）、特定運送委託においては「事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」の「委託」とされています（本法第 2 条第 5 項）。 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただき、本法の考え方の周知に努めてまいります。
91	「第 2 法の対象となる取引・事業者」について 物流特殊指定の「特定物流事業者」は、「資本金の額又は出資の総額が千万円を超える事業者の子会社を除く」との除外規定があるが、改正下請法	特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法の備考 2 第 1 号及び第 2 号は、「特定物流事業者」の対象から資本金の額又は出資の総額が一定額を超える事業者の子会社を除いています。

	においては、このような除外規定はないとの理解でよい（いわゆるトンネル会社の規制を除く）。改正下請法においては、このような除外規定はないのであれば、その旨を運用基準で明記すべきである。	本法において当該規定に相当する規定は定められておらず、資本金の額又は出資の総額が一定額を超える事業者の子会社であっても、「中小受託事業者」（本法第2条第9項）に該当することがあります。
92	特定運送委託における「運送」とは、自動車による運送に限られるのか、それとも、船舶その他による運送も含むのか。いずれの場合であっても、その旨を運用基準で明記すべきである。	特定運送委託における「運送」は、自動車、船舶その他の輸送手段を何ら限定していないので（運用基準第2の1－5参照）、原案どおりとします。
93	特定運送委託の「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」について、親会社の取引の相手方に対する運送が子会社に委託された場合、子会社にとっては「親会社の取引の相手方」は子会社の「取引の相手方」ではないため、子会社が当該運送を他の運送事業者へ委託したとしても、子会社のかかる運送委託は「特定運送委託」に当たらないとの理解でよい（なお、子会社のかかる運送委託が、役務提供委託に当たる場合があることは認識している。）。そのような理解でよいのであれば、その旨を運用基準で明記すべきである。	御指摘の事例は、発注事業者である子会社が他の事業者へ委託する運送が、「取引の相手方」（本法第2条第5項）に対する運送ではない場合、特定運送委託には該当せず、この点は運用基準第2の1－5(3)の記載から明らかであるため、原案どおりとします。 ただし、御指摘の事例であっても、役務提供委託（本法第2条第4項）又はみなし委託事業者・中小受託事業者規定（本法第2条第10項）に該当することによって、本法の対象になる場合があります。
94	1－5 特定運送委託 （3）取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送 改正物流効率化法の運用において「輸送の安全を確保するために運搬業務と一体的に行われる養生作業、固縛、シート掛け等については、荷役等に該当せず荷役等時間に含まれない」とされている点を踏まえ、これらの作業が「運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務」に含まれないことを明確にすべきである。	特定運送委託における「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれません（運用基準第2の1－5(3)）。一方、「運送」と一体的に行われる養生作業、固縛、シート掛け等は、委託事業者から特別の指示を受けて行うものを除いて、通常は「運送」に含まれ、「運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務」に

		は該当しないと考えられます。
95	2. 「第2 法の対象となる取引・事業者」に関して (1) 「なお、「委託」とは、事業者が、他の事業者に対し、その給付に係る仕様、内容等を指定して一定の行為を依頼することをいう。」との記載があるが、資本金・従業員基準が該当する場合であっても、宅配便の使用は、「その給付に係る仕様、内容等を指定して」に該当しないため、特定運送委託には該当しないと解釈するが、その理解で正しいか確認したい。	特定運送委託における「委託」とは、事業者が、他の事業者に対し、「取引の相手方」へ引き渡す物品、場所等の内容等を指定して「運送」の役務の提供を依頼することをいいます。 「委託」に該当するか否かは、運送サービスの名称・形態にかかわらず、個別の事例ごとに判断されます。
96	(2) 1-5(3)に「取引の相手方(略)に対する運送」とは、事業者の特定の事業(販売等)における取引の相手方(略)の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれない。」と記載があるが、販売等する製品を顧客に対して輸送する前提として、「自社工場から自社の販売拠点に輸送する運送」を委託する取引は、まだ相手方の占有下に至っていないので、完成品の運送であったとしても対象外という理解で正しいか確認したい。また、「取引の相手方に対する運送のうち、その経路の一部の運送を他の事業者に委託する」ことは本法の対象となり得るのか考え方を示していただきたい。	自社の拠点間の運送であって取引の相手方に対する運送の「経路の一部」の運送といえる場合の考え方については、No. 88 の御意見に対する考え方を御参照ください。
97	(2) 特定運送委託においてもホームページの「よくある質問コーナー(下請法)Q17(継続的な役務提供委託を行う場合の契約書を3条書面とする可否)」の見解が適用されるとの理解で良いか確認したい。	従前の「よくある質問コーナー(下請法)」のQ&A等の見解については、今後、今般の改正法の内容を踏まえたものをお示しする予定です。
98	(3) 物流特殊指定の適用条件では、「個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下(資本金の額又は出資の総額が三億円を超える事業者の子会社を除く。)の事業者であって」と規定しているが、本法の特定運送委託において「資本金の額又は出資の総額が三億円を超える事業者の子会社を除く」との規定を追加する考えがあるか確認したい。	特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法備考2第1号及び第2号の規定と本法の考え方については、No. 91 の御意見に対する考え方を御参照ください。

99	1. 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」「第2法の対象となる取引・事業者」「特定運送委託」の種類の説明について 以下に列挙する各取引類型は取適法の対象となるのか、上記運用基準での明確化をお願いしたいです。 (1) 同一法人の拠点間（工場から営業所など）の運送業務を中小受託事業者に委託するケース (2) 日本企業から海外のグループ会社に物を販売・輸出する場合に、当該日本企業が日本国内の拠点から日本国内の最寄りの港までの運送業務を中小受託事業者に委託するケース (3) 日本企業が海外メーカーから物品を購入・輸入した際に、日本国内の最寄りの港から当該日本企業までの運送業務を中小受託事業者に委託するケース	御意見として承ります。なお、自社の拠点間の運送の考え方については、No. 88の御意見に対する考え方を御参照ください。 また、特定運送委託の「取引の相手方」が海外法人である場合や、貨物の発送地又は到着地が国外である場合であっても、委託事業者と中小受託事業者との特定運送委託が日本国内で行われた取引であれば、本法が適用されます。 加えて、事業者が、購入した物品を自己の拠点に運送する場合、通常、「取引の相手方」（本法第2条第5項）に対する運送といえず、その運送を他の事業者に委託することは特定運送委託に該当しません。
100	3. 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」「第3委託事業者の明示の義務」「1. 明示すべき事項」について (1) 特定運送委託について、委託する貨物の重量・輸送距離・（輸送当日の交通状況に応じて中小受託事業者の判断に基づき）高速道路の利用等の事情で輸送代金の具体的な金額が決まるため、発注時に委託事業者側から4条書面に「製造委託等代金の額」を明示しておくことができません。こうした場合、単価や計算式のみあらかじめ取り決めておき、実際の輸送業務の委託において発生した具体的な金額については中小受託事業者側から提出される書面（請求書・運送実績報告）での代用は不可なのでしょう	委託事業者は、中小受託事業者に対して特定運送委託をした場合は、直ちに、「製造委託等代金の額」その他の明示事項を、書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければなりません（本法第4条第1項、明示規則第1条第1項各号）。 「製造委託等代金の額」は、中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあっては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金の額であり、具体的な金額を明示することが原則です。ただし、「具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情がある場合」には、「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を明示することも認められており（明示規則第1条第2項）、「具体的な金額を明示することが

	か。委託事業者側から製造委託等代金を明示することができないケースもあるため、こうした場合の代替案を示していただきたいです。	困難なやむを得ない事情」があり、具体的な金額ではなく「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を明示することが認められる場合として、例えば、「一定期間を定めた役務提供において、当該期間における提供する役務の種類及び量に応じて代金の額が支払われる場合であって、その提供する役務の種類及び量当たりの単価があらかじめ定められているとき」が挙げられます（運用基準第3の1(2)参照）。 そのため、特定運送委託をした委託事業者は、上記の場合であれば、「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を明示することも可能です。
101	（2）特定運送委託について、継続的な取引としてチャーター便での特定の地域の顧客に対する運送業務を委託した場合、顧客からの発注に応じて委託事業者から顧客への輸送をお願いすることになるため、中小受託事業者側で当日の朝に送り状に記載された配達先を確認の上、配送ルートを決めている。こうしたケースにおいて、契約書や4条書面等で運送を依頼する地域名等の大枠の給付内容を明記しているが、日々の配達先・配送ルートまで明記していない場合、4条書面における「中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、提供される役務。以下同じ。）の内容」の明示違反にあたるのでしょうか。特定運送委託の「給付の内容」の明示についてどこまでの記載が求められているのか運用基準に明記していただきたいです。	御意見として承ります。御指摘の内容について、今後、必要に応じ、中小受託取引適正化法のテキスト等においてお示しする予定です。 委託事業者は、中小受託事業者に対して特定運送委託をした場合は、直ちに、「中小受託事業者の給付の内容」その他の明示事項を、書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければなりません（本法第4条第1項、明示規則第1条第1項各号）。 「中小受託事業者の給付の内容」とは、委託事業者が中小受託事業者に委託する行為が遂行された結果、中小受託事業者から提供されるべき物品及び情報成果物（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあっては、中小受託事業者から提供されるべき役務）であり、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明示する必要があります（運用基準第3の1(3)参照）。 そして、取引条件等が不明確であることによる取引上のトラブ

		ルを未然に防止する観点から、「給付の内容」の記載は、中小受託事業者が当該記載を見て、その内容を理解でき、委託事業者の指示に即した給付の内容を作成又は提供できる程度の情報を記載することが必要です。そのため、特定運送委託の「給付の内容」の記載についても、中小受託事業者が当該記載を見て、その内容を理解でき、委託事業者の指示に即した「運送」の役務の内容を提供できる程度の情報を記載することが求められています。
102	特定運送委託取引について 1. 産業廃棄物収集運搬委託取引、無償サンプル品の運送委託取引、ダイレクトメッセージ・連絡文書等の運送委託取引については、販売物の運送委託取引ではないので特定運送委託取引に該当しないと理解して良いか？	特定運送委託における「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」（本法第2条第5項）とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいいます（運用基準第2の1—5(3)参照）。 産業廃棄物の運搬、サンプル品の運送、ダイレクトメッセージ・連絡文書等の運送は、通常、特定運送委託における「取引の相手方」に対する運送には該当しないものと考えられますが、「取引の相手方」に対する運送に該当するか否かは、取引の実態に応じて個別の事例ごとに判断されます。
103	2. 発荷主が令和7年4月1日施行改正貨物自動車運送事業法第12条に定める「真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するとき、相互の書面交付」を行っていれば、委託事業者は4条通知を行っていると見做されるのか？ また、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課が作成した「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」問2-1？問2-24の内容と、取適法に定める特定運送委託取引の委託事業者の義務・禁止行為とで、矛盾や変更は無いと理解して良いか？	委託事業者は、中小受託事業者に対して特定運送委託をした場合は、直ちに、明示規則で定めるところにより、明示事項を、書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければなりません（本法第4条第1項、明示規則第1条第1項各号）。 他方で、貨物自動車運送事業法第12条第1項では、「真荷主（自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業

		者以外のものをいう。第二十四条の五において同じ。)及び一般貨物自動車運送事業者は、運送契約を締結するときは、国土交通省令で定める場合を除き、次に掲げる事項を書面に記載して相互に交付しなければならない。」と規定されていますが、委託事業者が同項の規定による書面の交付をしたとしても、本法第4条に規定する要件を満たさなければ、同条の明示をしたこととはなりません。貨物自動車運送事業法第12条第1項の規定により交付した書面又は同条第3項の規定により当該書面に記載すべき事項を提供した電磁的方法と、同一の書面又は電磁的方法により、本法第4条の規定による明示をすることは可能であると考えられます。
104	3. 農業協同組合（農協）が中小運送事業者（業者）に委託して毎日行う生乳の集送乳（以下に商流を説明）は、特定運送委託取引に該当するのか？ 該当する場合、不定貫の液体運送のため、商流の全業務を生乳1kgあたりの運賃単価として農協と業者とで契約しているが、農協は業者に毎日4条通知を行う必要があるのか？ 4条通知を毎日行うことは、現実的にできないので、どう対応すれば良いのか？ (1) 業者が複数の生乳生産者からローリー車で生乳を集荷（集乳）する。 (2) 業者は、農協の指示により、農協の生乳委託販売先の指定生乳生産者団体が指定する販売先乳業者の工場に生乳を搬入（送乳）する。(1)(2)では、生乳の荷主は農協。 (3) 販売先乳業者の工場の生乳受入検査に合格したとき、指定生乳生産者団体と販売先乳業者との生乳販売が成立し、ローリー車から生乳を荷下ろしし、運送重量および運賃単価を乗じた運賃（委託代金）が確定する。荷下ろし完了を以って、農協が荷主の生乳の運送業務は終了する。	事業者が業として行う販売の目的物たる物品の当該販売における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することは、特定運送委託に該当します（運用基準第2の1—5(4)の類型5—1）。 特定運送委託における「販売…における取引の相手方」（本法第2条第5項）に該当するか否かは、取引の実態に応じて個別に判断することになりますが、通常、販売業務を受託する者（販売代理店等）はこれに該当しません。 農業協同組合が、業として行う販売の目的物たる物品（生乳）を、「販売…における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）」に対して運送する場合であれば、特定運送委託の対象となる運送に該当しますが、販売業務を受託する者に対して運送する場合であれば、通常は特定運送委託の対象となる運送に

	(4) 業者は、翌日の集送乳に備え、乳業工場または自社にて、ローリー車の内部洗浄作業を行う。これは付帯業務として農協と業者との契約に定められている。	は該当しません。 また、特定運送委託をした委託事業者による明示については、No. 100、No. 279 の御意見に対する考え方を御参照ください。
105	1 特定運送委託の類型 5-1 で「事業者が業として行う販売の目的物たる物品の当該販売における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること。」とされていますが、例えば、中小受託事業者に対し有償支給原材料を支給する（当該有償支給原材料の所有権は、委託事業者から当該中小受託事業者に移転）際に、当該中小受託事業者の事業所に当該有償支給原材料を運送する行為を、運送会社に委託することは、特定運送委託の類型 5-1 に該当しますか。運用基準に明記していただきたいと思います。	事業者が業として行う販売の目的物たる物品の当該販売における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することは、特定運送委託に該当します（運用基準第 2 の 1—5(4)の類型 5—1）。 特定運送委託における「販売…における取引の相手方」（本法第 2 条第 5 項）に該当するか否かは、取引の実態に応じて個別に判断することになりますが、物品の製造等の発注事業者が受注事業者に対して自己に対する給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を自己から購入させる場合、当該受注事業者は、通常、「販売…における取引の相手方」に該当すると考えられます。その場合、発注事業者が当該原材料等（有償支給原材料等）を受注事業者に対して運送する行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することは、特定運送委託に該当することとなります。
106	6 特定運送委託の類型 3 について、修理を受託した場合、取引の相手方から修理対象物を引き取る運送もありうると思います。 その場合に、引き取るための運送については、対象取引に含まれないという理解でよろしいでしょうか。 引き取りのための運送については対象とならない旨を、運用基準で明確にしていきたいと思います。	事業者が業として請け負う修理の目的物たる物品の当該修理における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することは、特定運送委託に該当します（運用基準第 2 の 1—5(4)の類型 5—3）。 事業者が業として請け負う修理の対象となる物品の「修理…における取引の相手方」から自己に対する運送は、「取引の相手方」に対する運送といえず、その運送を他の事業者へ委託すること

		は特定運送委託に該当しません。 ただし、発注事業者が受注事業者に対し、「取引の相手方」に対する運送（特定運送委託となる運送）と「取引の相手方」から自己に対する運送（特定運送委託とならない運送）を、一体不可分の取引として発注した場合には、規模に係る要件を満たせば、一体として本法の対象となります。
107	7 特定運送委託にかかる運用基準の、『運送の行為の一部を他の事業者に委託すること』とは、取引の相手方に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者に委託することをいう。」との部分について、取引の相手方への運送を行うにあたり中継拠点を経由するという際に、発送場所から中継拠点への運送の委託についても、「経路の一部の運送を他の事業者に委託」するものとして特定運送委託の対象となるという趣旨でよろしいでしょうか。特定運送委託の対象となる場合、運用基準で具体例を示すなどして明確にしていきたいと思います。	取引の相手方に対する運送の「経路の一部」の運送といえる場合の考え方については、No. 88 の御意見に対する考え方を御参照ください。 具体例については、本改正法施行後の事例の蓄積等を踏まえ、検討してまいります。
108	8 特定運送委託について、業として販売する商品の運送であっても、取引の相手方に対する運送の意図を含まない運送については、特定運送委託の対象外ということではよろしいでしょうか。例えば、具体的な販売先が決まっていない商品について、自社の在庫調整のため、製造拠点から別の地域の倉庫に運送を行うことは、取引の相手方に対する運送ではないため、特定運送委託の対象外となるということではよろしいでしょうか。運用基準で明確にしていきたいと思います。	特定運送委託における「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいいます（運用基準第2の1－5(3)参照）。 「取引の相手方」に対する運送に該当するか否かは、取引の実態に応じて個別の事例ごとに判断されますが、自社の拠点間の運送の考え方については、No. 88 の御意見に対する考え方を御参照ください。
109	○運用基準案へのパブリックコメント	物品の製造等の発注事業者が受注事業者に対して自己に対する

	<1-5 特定運送委託> ・特定運送委託の4つの類型が示されているが、加工外注先へ加工に使用する材料等の運送は、何れかの類型に該当するか、若しくは対象外かを明示頂きたい。 ・顧客から修理を請け負い、顧客に所有権がある物品の運送は、特定運送委託が適用されるか。 ・特定運送委託の対象は内貨のみであり、外貨は対象外であることを確認頂きたい。 ・内貨と外貨が混在している国際一貫輸送は、外貨が委託内容の大部分を占めるため、外貨を基準とし対象外であることを確認頂きたい。	給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を自己から購入させる場合については、No. 105 の御意見に対する考え方を御参照ください。 事業者が業として請け負う修理の目的物たる物品の当該修理における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することは、特定運送委託に該当します（運用基準第2の1—5(4)の類型5—3）。なお、「取引の相手方」（本法第2条第5項）に運送の対象となる物品の所有権が帰属しているか否かは、特定運送委託の該当性に影響しません。 特定運送委託の「取引の相手方」が海外法人である場合や、貨物の発送地又は到着地が国外である場合であっても、委託事業者と中小受託事業者との特定運送委託が日本国内で行われた取引であれば、本法が適用されます。
110	◆第2 法の対象となる取引・事業者 <該当箇所> 1—5 特定運送委託 「特定運送委託」とは、「事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品 又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」をいう（法第2条第5項）。	特定運送委託の定義等については、運用基準第2の1—5を御参照ください。 なお、特定運送委託の「委託」については No. 95 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	<意見> ・ 特定運送委託の定義を例示するなどして明確にして頂きたい。 （例：運送事業者が自ら運送形態を決定し、不特定の顧客に対して提供するような運送形態は対象としない等）	
111	■P5 1-5 特定運送委託 特定運送委託の対象の明確化を希望します。 発注者に対し宅配サービスを利用して納品するケースがあります。 宅配サービス(ヤマト、佐川、DHLなど)は、サイズ、配達先地域によって価格が決められていますが、カタログ品(標準品)として範囲対象外としてよいか、また、トラック輸送だけでなく、海上輸送、航空輸送する場合の委託も対象になるか。 「取引の相手方」とは、国内の取引の相手方のみを指すのか、または、海外の取引の相手方を含み、輸出の為に、国内トラック輸送と国際航空輸送を組み合わせで行う場合の双方の輸送も対象となるのか。 さらに、輸入品の諸経費(乙仲費用等)も対象範囲に含まれるか等、対象、対象外の明確化を希望します。	特定運送委託の「委託」については No. 95 の御意見に対する考え方を御参照ください。 特定運送委託の輸送手段については、No. 92 の御意見に対する考え方を御参照ください。 特定運送委託における「取引の相手方」が海外法人である場合や、貨物の発送地又は到着地が国外である場合であっても、委託事業者と中小受託事業者との特定運送委託が日本国内で行われた取引であれば、本法が適用されます。 特定運送委託における「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれません。ただし、特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、運送の役務以外の役務を提供させるときは、不当な経済上の利益の提供要請（本法第5条第2項第2号）として本法上問題となる場合

		があります。
112	3. 運送委託の対象取引への追加（新第2条第5項、第6項関係） (1) ポスト等に入れた荷物の取り扱いについて 受付ロッカーなど、書面や電磁的方法を使用しない委託については、どのような取り扱いとなるのか。4条書面の交付義務に違反しないのか、具体的な運用方法を明確にしていきたい。	特定運送委託の「委託」についてはNo. 95の御意見に対する考え方を御参照ください。 また、委託事業者は、中小受託事業者に対して特定運送委託をした場合は、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければなりません（本法第4条第1項、明示規則第1条第1項各号）。
113	(3) 販売商品の下取り業務を委託する場合の適用対象について 商品の発送時に古い自社商品を保有している取引先からの下取りを運送業者に依頼するケースがある。この場合、委託事業者は自社だが、発荷主は取引先となる。取適法の適用を受けるのは発荷主である取引先か、委託事業者である自社か、どちらになるのか明確にしていきたい。	事業者が業として行う販売の目的物たる物品の当該販売における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することは、特定運送委託に該当します（運用基準第2の1—5(4)の類型5—1）。 事業者が業として行う販売の目的物たる物品を、下取りのために「販売…における取引の相手方」から自己に対して運送する場合、「取引の相手方」に対する運送といえず、その運送を他の事業者に委託することは特定運送委託に該当しません。 ただし、発注事業者が受注事業者に対し、「取引の相手方」に対する運送（特定運送委託となる運送）と「取引の相手方」から自己に対する運送（特定運送委託とならない運送）を、一体不可分の取引として発注した場合には、規模に係る要件を満たせば、一体として本法の対象となります。
114	(5) バイク便について特定運送委託に該当するか バイク便サービスが特定運送委託に該当するか否か、またその判断基準について明確にしていきたい。	特定運送委託の「委託」についてはNo. 95の御意見に対する考え方を御参照ください。
115	(6) 運送の行為の一部に含まれる荷積み・荷下ろしと含まれない場合の違	特定運送委託における「取引の相手方（当該相手方が指定する

	いについて 運送の行為の一部として荷積み・荷下ろしが含まれる場合と含まれない場合の違い、またその判断基準について具体的に示していただきたい。	者を含む。)に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいいます。荷積み、荷下ろしの役務は、通常、「運送」の役務に含まれないと考えますが、「運送」に該当するか否かは取引の実態に応じて個別に判断することとなります。
116	(7) 類型の例が「顧客への引渡し」になっている意図について 運用基準案において、類型の例が「顧客への引渡し」となっているが、これはそのケースに限定する意図なのか、他のケースも含まれるのか、意図を明確にしていきたい。	特定運送委託における「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、御指摘の類型の例はその一例を示したものです（運用基準第2の1—5(4)）。
117	(8) 納品と下取り品の引き上げを委託する場合の委託事業者の区分について 納品時と下取り品引き上げ時、それぞれどちらが委託事業者となるのか、またその判断基準について明確にしていきたい。	下取り品の運送については No. 113 の御意見に対する考え方を御参照ください。
118	(9) 製造委託等の業務の中に運送部分を含む場合の取り扱いについて 製造委託等の業務の中に運送部分が含まれる場合、運送部分のみが取適法の適用対象となるのか、全体が対象となるのか、具体的な取り扱いを明確にしていきたい。	例えば、発注事業者が受注事業者に対し、業として請け負う製造の目的物たる物品の製造の委託（製造委託）と、当該物品の当該製造における取引の相手方に対する運送の行為の委託（特定運送委託）を、可分の取引として発注した場合には、規模に係る要件を満たせば、それぞれの取引ごとに本法の対象となります。ただし、これらの委託を一体不可分の取引として発注した場合には、規模に係る要件を満たせば、当該発注は一体として本法の対象となります。
119	(10) 特定運送委託該否の基準について	自社の拠点間の運送の考え方については、No. 88 の御意見に対

	運用基準案において、事例として記載されているのは全て「顧客に引き渡す場合」が前提となっているが、特定運送委託該否の判断においては「顧客に引き渡す場合」ではないことをもって、特定運送委託に該当しないという理解で問題なく、例えば自社内での A 工場から B 工場への部品の移動、委託先 A から委託先 B への中間成果物の運送などが該当しうるかを確認したい。	する考え方を御参照ください。 特定運送委託の対象となる物品は、事業者が、①業として行う販売の目的物たる物品、②業として請け負う製造の目的物たる物品、③業として請け負う修理の目的物たる物品、又は④業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品をいいます（本法第 2 条第 5 項）。事業者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品の半製品等は、それが当該販売等における取引の目的物に該当しない限り、特定運送委託の対象となる物品ではないため、その運送委託は特定運送委託に該当しません。
120	■特定運送委託に関して（産業廃棄物の運送委託） 消費財を製造・販売する委託事業者が、自社で発生した産業廃棄物を産業廃棄物処理を委託した事業者まで運送することは、業として行う販売・製造の目的物を取引の相手方に対して運送する行為にはあたらないため、特定運送委託には該当しないという理解で間違いはないか。	産業廃棄物の運搬等については、No. 102 の御意見に対する考え方を御参照下さい。
121	■特定運送委託に関して（自社利用の物品等の運送委託） 委託事業者が、自社で使用・消費するために購入または製造委託する物品の自社までの運送を委託することは、そもそも当該物品を事業者が業として販売・製造をしていなければ特定運送委託にならないかつ、取引の相手方に対する運送ではないため、特定運送委託には該当しないという理解で間違いはないか。 もし、自社で使用・消費する物品の運送の委託が、特定運送委託に該当するケースがあれば、具体的な想定事例を FAQ などの形で公開頂きたい。	特定運送委託における「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」（本法第 2 条第 5 項）とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいいます（運用基準第 2 の 1—5(3)参照）。 自社で使用・消費する物品を自社の拠点まで運送することは、通常、特定運送委託における「取引の相手方」に対する運送には該当しないものと考えられますが、「取引の相手方」に対する運送に該当するか否かは、取引の実態に応じて個別の事例ごと

		に判断されます。
122	■特定運送委託に関して（半製品の運送委託） 物品を製造・販売する委託事業者が、当該物品の「半製品」を以下の相手方に運送する場合、当該運送は特定運送委託に該当するか？物品の取引の相手方（販売先のお客さま）への運送ではないため、非該当と考えているが、間違いないか？ (1) 半製品の加工を委託している加工委託先 (2) 半製品の加工を委託している委託事業者の親会社・子会社 (3) 半製品の保管についての倉庫寄託契約を締結している倉庫業者 (4) 半製品の保管場所を賃貸借契約している貸主 (5) 半製品の保管場所を賃貸借契約している、委託事業者の親会社・子会社	半製品等の運送の考え方については、No. 119 の御意見に対する考え方を御参照下さい。
123	■特定運送委託に関して（通い容器の運送委託） 製造メーカーが自社の拠点から販売先に通い容器（自社容器）を使用して物品の納品・販売をしている場合、この通い容器を販売先から自社へ引取る運送を委託することは、販売目的物ではないかつ取引の相手方に対する運送ではないため、特定運送委託に該当しないという理解でよい。取適法該非について FAQ などの形で公開頂きたい。	自社で使用・消費する物品を自社の拠点まで運送する場合の考え方については、No. 121 の御意見に対する考え方を御参照ください。
124	■特定運送委託に関して 製造メーカーが業として販売している製品を、自社工場から自社の外部倉庫に大量のロットで運送してストックし、その後、当該製品のお客様からの発注に応じて、当該外部倉庫からお客様の指定場所まで小ロットで運送する、というケースがある。自社工場から外部倉庫までの運送と、外部倉庫からお客様への運送は、それぞれ分けて運送業者に発注をしているようなときに、自社工場から外部倉庫までの運送は、特定運送委託に該当しな	自社の拠点間の運送の考え方については、No. 88 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	いという理解で良いか。	
125	■特定運送委託に関して（支給材の運送委託） 製造メーカーが、自社が業として販売する物品の加工を第三者に委託しており、当該加工委託に用いる原材料は、製造メーカーが加工委託先の第三者に必要分を支給している。この取引において、支給品を製造メーカーから加工委託先に運送する取引は、特定運送委託に該当するか？以下それぞれのケースにおける該否の考え方を示していただきたい。 (1) 支給品が、無償支給の場合 (2) 支給品が、有償支給の場合	物品の製造等の発注事業者が有償支給原材料等を受注事業者に対して運送する場合の考え方については、No. 105 の御意見に対する考え方を御参照下さい。 また、物品の製造等の発注事業者が無償で提供する支給品を受注事業者に対して運送する場合、通常、「販売…における取引の相手方」（本法第2条第5項）に対する運送に当たらず、特定運送委託に該当しないと考えます。
126	第2 法の対象となる取引・事業者 1 - 5 特定運送委託 一般消費者を対象として物品を販売する事業者が、当該物品につき、取引の相手方（一般消費者）に対してプレゼントキャンペーンを行うことがあります。ここでいうプレゼントキャンペーンの内容は、事業者が取引の相手方（一般消費者）に物品をプレゼント（民法549条の「贈与」を指します。）するものです。また、取引の相手方（一般消費者）にプレゼントする物品は、「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和三十七年法律第百三十四号）（以下「景表法」という。）第2条第3項でいう「景品類」を含みますが、それに限らず、一般に「オープン懸賞」と呼ばれる、景表法上の「景品類」に該当しないプレゼントも含みます。 この場合、事業者がプレゼントキャンペーンの目的物たる物品のみを取引（ここでいう取引は「プレゼントキャンペーン」を指します。）の相手方（物品の被贈与者）に対して運送する行為の全部又は一部を他の事業者に委託することは、「事業者が業として行う販売」ではなく「贈与」に当たる	事業者が業として行う販売の目的物たる物品の当該販売における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することは、特定運送委託に該当します（運用基準第2の1—5(4)の類型5—1）。 特定運送委託における「販売…における取引の相手方」（本法第2条第5項）に該当するか否かは、取引の実態に応じて個別に判断することになりますが、贈与に係る物品（中元、歳暮等）を受贈者に対して運送する場合、有償の商品の一部として提供されているもの（商品に添付されて提供される景品等）を除き、通常、「販売…における取引の相手方」に対する運送に該当しないと考えられるため、特定運送委託には該当しません。 ただし、発注事業者が受注事業者に対し、「販売…における取引の相手方」（本法第2条第5項）に対する運送（特定運送委託となる運送）と、贈与に係る物品の受贈者に対する運送（特定運送委託とならない運送）を、一体不可分の取引として発注した

	ため、「特定運送委託」に該当しない、との理解で良いでしょうか。 他方、事業者がプレゼントキャンペーンの目的物たる物品を、事業者が業として行う販売取引の目的物たる物品と一緒に梱包して取引（ここでいう取引は「物品の販売」及びそれに付随する「プレゼントキャンペーン」を指します。）の相手方（物品の購入者かつ被贈与者）に対して運送する行為の全部又は一部を他の事業者に委託することは、単なる「贈与」に留まらず、「事業者が業として行う販売」にも当たるため、「特定運送委託」に該当する、との理解で良いでしょうか。	場合には、規模に係る要件を満たせば、一体として本法の対象となります。
127	P5 1-5 特定運送委託（1） 【質問】商流と物流の実態に即した例示をお願いしたい。 ①販社の管理下にある国内の販売店に向けて、事業者（＝荷主）が製造した物品の運送を他の事業者（＝運送事業者）に委託する場合、特定運送委託に該当するか。（条件：工場または倉庫から出荷した時点で販社への卸売り上げが計上される。） ②①で販社が子会社の場合で、子会社向けの運送を委託する場合でも特定運送委託に該当するか。該当しない場合、子会社の定義をお示しいただきたい。 ③国内の子会社である工場に向けて、事業者（＝荷主）が製造した物品あるいは国内外のサプライヤーから納入された物品の運送を委託する場合、特定運送委託に該当するか。該当しない場合、子会社の定義をお示しいただきたい。 ④海外の子会社である販社に向けて、事業者（＝荷主）が製造した物品の船積みを他の事業者（＝運送事業者、船社）に委託する場合、特定運送委託に該当するか。（条件：船積み時点で輸出売り上げが計上される。） 該当しない場合、子会社の定義をお示しいただきたい。	事業者が業として行う販売の目的物たる物品の当該販売における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することは、特定運送委託に該当します（運用基準第2の1-5(4)の類型5-1）。 特定運送委託における「取引の相手方」には運送の発注事業者と親子会社や兄弟会社の関係にある法人、海外法人も含まれます。 特定運送委託における「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれません。そのため、船舶への貨物の積込は、通常、「取引の相手方」に対する運送に該当せず、特定運送委託に該当しないものと考

	⑤資本関係のない海外の販売代理店（＝Distributor）に向けて事業者（＝荷主）が製造した物品の船積みを他の事業者（＝運送事業者、船社）に委託する場合、特定運送委託に該当するか。（条件：船積み時点で輸出売り上げが計上される。） ⑥海外の子会社である工場に向けて事業者（＝荷主）が製造した物品あるいは国内外のサプライヤーから納入された物品を船積みする場合、特定運送委託に該当するか。（条件：船積み時点で輸出売り上げが計上される。）該当しない場合、子会社の定義をお示しいただきたい。 ⑦海外の子会社である工場経由で海外の資本関係のないサプライヤーの工場に向けて事業者（＝荷主）が製造した物品あるいは国内外のサプライヤーから納入された物品を船積みする場合、特定運送委託に該当するか。（条件：船積み時点で海外の子会社に対する輸出売り上げが計上される。） 【質問】 ・受荷主が、発荷主から受荷主までの運送を運送事業者に委託する場合は、「特定運送委託」に当たらないか。 ・運送委託先が100%の物流子会社の場合、「特定運送委託」に該当するか。	えられますが、取引の実態に応じて個別の事例ごとに判断されます。 着荷主（受荷主）が物品を自己に対して運送する場合の運送委託については、No. 106、No. 113 の御意見に対する考え方を御参照ください。 特定運送委託が親子会社間等の取引であっても本法の適用が除外されるものではありませんが、実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、運用上問題としておりません。
128	P5～6 1－5 特定運送委託（3） 【質問】引き取り物流の際、空容器返却を発荷主として委託する場合も対象外でよいか。	着荷主（受荷主）が物品を自己に対して運送する場合の運送委託については、No. 106、No. 113 の御意見に対する考え方を御参照ください。
129	P21 7 不当な経済上の利益の提供要請（6） 【質問】運送に係る役務提供委託と特定運送委託の違いは何か。	運用基準第2の1－4、1－5を御参照ください。
130	P22 〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉 7－13 従業員の派遣要請 【意見】	御指摘の事例は、特定運送委託において想定される違反行為事例として、一例をお示ししたものにすぎないので、原案どおり

	・無償での永続的な派遣は当然 NG と考えるが、委託者・受託者の双方が安全対策の合意確認のために、必要な最低限の現地立ち合いを求めることは必要な対応と考えられるが、この記載内容では全て違反事例と捉えられるのではない。 ・具体的な違反行為及びガイドラインの明示をお願いしたい。 (理由) ・自身の事業所内での事故発生時や事故防止対策の為、中小受託業者の管理者が現場確認を実施する事はあり得る為。 【意見】 ・事故発生時の原因分析と再発防止策検討の為の一時的な派遣要請について、違反とならない形で行える方法をご指導頂きたい。 【質問】サプライヤーが自らの業務品質向上の為、自主的に行っている立会、パトロール活動は対象外で良いか。	とします。 委託事業者が、中小受託事業者に対して「自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することは、不当な経済上の利益の提供要請（本法第5条第2項第2号）として本法上問題となります。 委託事業者が中小受託事業者に運送の役務以外の役務を提供させることについては、No. 148、No. 150 の御意見に対する考え方を御参照ください。
131	【特定運送委託関係】 ・「特定運送委託」とは、「事業者が業として行う販売、・・・取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること」であるため、取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送ではない場合や、販売等を目的としたものではない運送委託（例：事務所移転時における荷物の運送等）は対象外と理解しているが、以下事象について対象となり得るかご教示いただきたい。 ①販売等を目的としない自社物流センター間又は取引先センター間の配送（例：センター統廃合を理由とする配送や、販売ルートとして想定していない倉庫間での在庫移動に係る配送等） ②取引先に一度納品したが、商品を返品する場合や引取する場合の配送	①について、自社の拠点間の運送の考え方については、No. 88 の御意見に対する考え方を御参照ください。 ②について、自社の商品を引き取るための運送の考え方については、No. 106、No. 113 の御意見に対する考え方を御参照ください。 本法の「支払期日」は、「給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供受けた日。以下同じ。）から起算して、60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない」とされています（法第3条第1項）。特定運送委託にあつては、「支払期日」の起算日は、「中小受託事

・ 役務提供委託の支払期日の起算日に関して、現行の運用基準 第 4 の 2 (4) ただし書きにて「個々の役務が連続して提供される役務であって、次の要件を満たすものについては、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして取り扱う。」旨定められているが、特定運送委託についても同様に取り扱うべきである。 ・ 第 4 の 7 (6) において「…運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務…」と規定されているため、同 7-14<特定運送委託において想定される違反行為事例>に記載ある事象についても、無償で作業をさせた場合の事例（荷下ろし等の作業に要する費用を補填していれば違反とならない）で相違ないか。 ・ 第 4 の 8-12(1) で「長時間の待機の待機をさせたにもかかわらず、…必要な費用を負担しなかった」と記載があるが、ここでの「長期間の待機」はどの程度の時間を想定されているか。	業者からその委託に係る役務の提供を受けた日」（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日）であり、原則として、中小受託事業者が提供する個々の役務に対して「支払期日」を設定する必要があります。ただし、個々の役務が連続して提供される役務であって、次の要件を満たすものについては、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして取り扱われます（運用基準第 4 の 2(4)参照）。 ○ 代金の支払は、中小受託事業者と協議の上、月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して行われることがあらかじめ合意され、その旨が明示されていること。 ○ 明示において、当該期間の製造委託等代金の額が示されていること、又は代金の具体的な金額を定めることとなる算定方式（役務の種類・量当たりの単価があらかじめ定められている場合に限る。）が明記されていること。 ○ 中小受託事業者が連続して提供する役務が同種のものであること。 委託事業者が中小受託事業者に運送の役務以外の役務を提供させることについては、No. 148、No. 150 の御意見に対する考え方を御参照ください。 不当な給付内容の変更（本法第 5 条第 2 項第 3 号）に該当するか否かは個別の事例ごとに判断することになり、一律の基準を設けることは困難であると考えております。
--	---

		なお、運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」がないのに、貨物の荷積み、荷下ろし予定時刻等を変更させ、中小受託事業者の「給付の内容を変更させ」ることにより、中小受託事業者にとって当初の委託内容にはない待機が必要となった場合には、その待機時間の長短や当初の委託代金の支払の有無にかかわらず、委託事業者がその費用を負担しないことが「中小受託事業者の利益を不当に害」する場合があります、不当な給付内容の変更（本法第5条第2項第3号）として本法上問題となります。
132	法第2条第5項は「特定運送委託」とは、「事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者委託することをいう。」と定めています。 例えば事業者が業として行う販売において、売買の目的物を顧客（売買契約の相手方）に対して運送する行為は同項に該当します。 他方、販売を業として行う事業者が、例えば売買の目的物を倉庫業者の倉庫にいったん保管するために運送を委託することがあります。あるいは、自社の拠点間（工場？各地の支店、支店？支店）の輸送のために販売の目的物たる物品の運送を委託することがあります。こういった運送の委託は、「事業者が業として行う販売・・・の目的物たる物品・・・の当該販売・・・における取引の相手方（略）に対する運送の行為」の委託に該当するのでしょうか。 該当しないのであればガイドラインでその旨を明確にいただき、該	自社の拠点間の運送の考え方については、No. 88 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	当するのであればガイドライン 1-5(4)の類型に例示していただきたくお願いいたします。	
133	(4)「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案(別紙4)に対する意見 ・第2・1—5についての意見(特定運送委託に該当しない例の明示) 「特定運送委託」に該当する例について明記いただいておりますが、該当しない例も明記いただくと実務上さらに参考になると考えます。 たとえば、 ア 物品の販売事業者が、自ら販売する物品を保管するために自社の倉庫又は保管を委託した倉庫業者の倉庫等に運ぶ場合に、その物品の運送を他の事業者に委託すること。 イ 物品の販売事業者の顧客(買主)が、買い取った物品を当該販売事業者の店舗等から自らの倉庫等へ運ぶ場合に、その物品の運送を他の事業者に委託すること。 ウ 物品賃貸事業者が、リースの対象となる物品をユーザー(借主)の事業所に運ぶ場合に、その物品の運送を他の事業者に委託すること。 エ 事業者が、中元、歳暮等としての贈与に係る物品を顧客の事業所に運ぶ場合に、その運送を他の事業者に委託すること。 などが特定運送委託に「該当しない例」として挙げられていたと認識しておりますが、こうした非該当事例も、事業者の理解の便宜のため、(運用基準または下請取引適正化推進テキスト等において)明記いただければと存じます。 ・第2・1—5(3)についての意見(「特定運送委託」に船舶や航空機に	原案どおりとしますが、特定運送委託に該当しない例の明記については、本改正法施行後の事例の蓄積等も踏まえ、検討してまいります。 特定運送委託の輸送手段については、No.92の御意見に対する考え方を御参照ください。 中小受託取引適正化法のテキスト23頁QA22では、「鉄鋼メーカーが顧客渡しの契約で製品を販売している場合など、運送中の製品の所有権が鉄鋼メーカーにあるときは、鉄鋼メーカーは自己の所有物の運送を他の事業者に委託しているに過ぎず、当該役務は自ら用いる役務であるので、役務提供委託には該当せず、本法の対象とはならない。一方、運送中の製品の所有権が既に顧客に移っている場合で、顧客から有償で運送を請け負う場合には、他者に提供する役務を他の事業者に委託することになるので、役務提供委託に該当する。」とお示しておりました。 本改正法施行後は、鉄鋼メーカーが、販売した製品を顧客に引き渡す場合に、その製品の運送を他の事業者に委託することは、運送中の製品の所有権の帰属にかかわらず、特定運送委託に該当することとなります。

	よる運送を含むか) 「特定運送委託」に関する改正の議論は、企業取引研究会においても主として車両（トラック）による運送を念頭に議論が進められてきた経緯があるように認識していますが、本運用基準案によると「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、「事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動すること」と定義されています。これによると特に陸上運送に限定されていませんので、「特定運送委託」には、船舶や航空機による運送も含み得ると理解してよろしいでしょうか。運用基準において明記いただきたく存じます。 ・第2・1－5（3）についての意見（役務提供委託と特定運送委託の両方に該当しうる取引の扱い） 令和6年版下請取引適正化推進講習会テキスト23頁Q22には、「運送中の製品の所有権が既に顧客に移っている場合で、顧客から有償で運送を請け負う場合」は役務提供委託に該当する旨の記載がありますが、このケースは、運用基準案における「特定運送委託」の定義にも該当し得るように思います。 このように双方に該当し得る取引は、どちらに該当すると判断されることとなるのか、明らかにしていただきたく存じます。	
134	・第3についての意見（取適法4条の明示と貨物運送事業法12条の書面交付義務との関係） 特定運送委託においては、荷主である委託事業者は、貨物自動車運送事業法12条に基づく書面交付義務も負うことから、取適法4条に基づく明示と貨物自動車運送事業法12条に基づく書面交付を1通の書面等で同時	頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。 特定運送委託の支払期日の起算日については、No.131の御意見に対する考え方を御参照ください。

に行うとの実務が想定されます。

そこで、今後下請取引適正化推進講習会テキスト等で取適法 4 条に基づく明示の書式例を記載するに当たっては、特定運送委託の書式例について、貨物自動車運送事業法上の要請も満たした書式例を作成いただくとか、国交省が開示しているトラック運送業における書面化推進ガイドラインにおける運送状・運送引受書フォーマットとの過不足部分を明らかにしていただくことが、事業者にとって理解しやすく、取適法の遵守にも資するものと考えます。

なお、国土交通省の公表している「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」（平成 29 年 8 月 4 日改訂）では、「下請法第 3 条の書面との関係について」と題した表や下請法 3 条書面の書式例などを公表していて参考になるため（同ガイドライン 12～13 頁）、貴庁において特定運送委託の書式例を示す場合にも、このように両法の必要記載事項を網羅できるような表・書式例を開示いただくことが、実務上は非常に有益と考えます。

・第 4・2 (4) についての意見（特定運送委託と支払期日の起算日の例外ルール）

現行法下の運用基準では、役務提供委託の支払期日の起算日について、一定の要件の下、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして取り扱われていますが（下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第 4・2 (4)）、今般の運用基準改正案においては、当該部分又はその他の部分において、特定運送委託にも同様の例外を認める改正はなされていないようです。

実務上、特定運送委託においても月単位の締切制度は用いられており、また、特定運送委託も一定の役務を提供するものである点では役務提供委

	託と変わりがないことからすると、特定運送委託にも上記役務提供委託と同様の例外を認めるべきとも考えられましたがいかがでしょうか。 それともこの点は、特定運送委託については役務提供委託と同様の例外を認めないこととすべき何らかの実質的な理由があつて、運用が区別されていると理解すればよろしいでしょうか。	
135	【該当箇所】 第2・1-5(1) 【意見】 委託事業者の取引先（運送先）からの直接指示に基づき運送のタイミングが決定される場合、委託事業者が作成し中小受託事業者に明示しなければならない4条通知（取適法4条）はどのような記載とすべきか、今後、ガイドライン等において、委託事業者の適切な対応例を明確化すべきである。 【理由】 特定運送委託について、製品の置場（配送経路途中における物流センターや中継基地等を含む）から実際に委託事業者の取引先（運送先）への運送を行う具体的なタイミングの事実上の決定権や指示権が、委託事業者ではなく運送先にある事例も存在し、業務効率性の観点から、運送先から運送会社である中小受託事業者に直接指示が行われるため、委託事業者が作成する4条通知の記載に苦慮する事例があると考えられる（運送先から運送会社に対する電磁的システム上の直接の指示により最終的に具体的な発送タイミングが決定する場合等）。	頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。 特定運送委託をした委託事業者による明示については、No. 100、No. 279 の御意見に対する考え方を御参照ください。
136	・意見3：別紙4 5ページ 特定運送委託については運送業法の貨物取次事業（いわゆる取次業務）は該当しないと理解して問題ないか。	取次事業者が特定運送委託の内容に全く関与せず、事務手続の代行を行っているにすぎないような場合、その取次事業者は本法上の委託事業者又は中小受託事業者とはならず、本法の規模

	運送業法のどの類型が規制対象になるかを明示してほしい。	に係る要件を満たせば、発荷主が委託事業者、運送事業者が中小受託事業者となります。 他方で、取次事業者が特定運送委託の内容に関与している場合には、荷主がその取次事業者に運送委託していることとなり、発荷主と仲介事業者が本法の規模に係る要件を満たせば、発荷主が委託事業者、取次事業者が中小受託事業者となります。 なお、本法は、その適用対象取引を各業法上の類型に即して規定していないため、業法上のどの類型が本法の適用対象となるかを一律にお示しすることは困難です。
137	・「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」1-5 特定運送委託に関する意見です。 ・弊社はグループ内に物流会社を有しており、「親会社から物流子会社への委託」「親会社から外部の物流受託事業者への委託」「親会社から物流子会社へ、物流子会社から外部の物流受託事業者への再委託」「兄弟会社から物流子会社へ、物流子会社から外部の物流受託事業者への再委託」など、複数の運送委託形態があります。 ・改正下請法における特定運送委託や物流特殊指定に該当するかどうかの判定に迷うところがありますので、特定運送委託に関する複数の具体例（上記のように、物流子会社が親会社や兄弟会社から受託した運送業務を外部事業者へ再委託する事例を含む）を含んだガイドラインを今後提供頂けましたら幸甚に存じます。	頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
138	No. 1 該当する規則（案）： 【別紙 4】運用基準案 該当頁：	網羅的に該当事例をお示しすることは困難ですが、頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。

	5 頁 該当文章： なし（特定運送委託の類型全般） 意見の具体的内容： 運送の委託に関する物流特殊指定の適用対象と取適法の適用対象とで重複する部分としない部分について、ガイドライン等で詳しく示して頂きたい。 意見の理由： 例えば、取適法において、自社倉庫への物品委託運送は適用対象外であるが、物流特殊指定調査にはこのような概念はなく適用対象の理解である。このように、両者の適用範囲について相違点が多数見受けられる可能性があり、それぞれの対応について検討する上で、網羅的な情報が必要となるため。	
139	（２）特定運送委託について ・特定運送委託について、製品の置場（配送経路途中における物流センターや中継基地等を含む）から実際に顧客への運送を行う具体的なタイミングの事実上の決定権や指示権が、委託事業者ではなく運送先の顧客側にある事例も存在し、業務効率性の観点から、顧客より運送会社に直接指示が行われるため、委託者事業者側が作成する４条書面の記載に苦慮する事例があると考えられる（顧客から運送会社に対する電磁的システム上の直接の指示により最終的に具体的な発送タイミングが決定する場合等）。委託事業者が作成する４条書面への記載として、この事例のように顧客からの直接指示に基づき運送タイミングが決定される場合はどのような記載とすべきか、今後、ガイドラインにおいて、委託事業者側の適切な対応例を明確化していただきたい。	御意見として承ります。 なお、特定運送委託をした委託事業者による明示については、No. 100、No. 279 の御意見に対する考え方を御参照ください。

140	C：運送委託の対象会社 わが社では運送委託する場合や倉庫保管する場合の経費は基本的に月末締翌月末現金払いとしております。 旧来の物流特殊指定では倉庫業も対象とされていたかと思いますが、 ①今回は運送業限定で宜しいのでしょうか？ ②他の対象となる業者は有りませんか？ ③港湾運送業者は”待機待ち”は無いと思われますし、”荷役”は通常業務と考えますし、元々に業務であり港湾作業は我社では出来ないので適用対象外と考えて宜しいのでしょうか？ 何卒公表時には各①～③回答と、又Aに関してはご賢察を戴きたく、お願い申し上げます。	特定運送委託における「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、倉庫保管は含まれません。また、本法は、事業者の業種をその適用対象事業者の要件として定めておらず、主たる事業として運輸業を営んでいない事業者であっても、特定運送委託の中小受託事業者となる場合があります。 特定運送委託における「運送の行為の一部を他の事業者に委託すること」とは、取引の相手方に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者に委託することをいいます。港湾における運送が特定運送委託における「取引の相手方」に対する運送の経路の一部の運送に該当するか否かは、取引の実態に応じて個別の事例ごとに判断することとなります。
141	【2】第2 1-5 (2)について 「情報成果物が化体された物品」の例が2点しか挙げられておらず、そもそも内容がわかりにくい概念であるため、適切な予測可能性を確保するためにも、最低5点以上例を挙げる等の追加対応をすべきである。	頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
142	【3】第2 1-5 (4)について 4つのタイプのそれぞれについて、例が各々1点しか挙げられておらず、そもそも内容がわかりにくい概念であるため、適切な予測可能性を確保するためにも、各々の類型ごとに、最低5点以上例を挙げる等の追加対応をすべきである。	頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。

143	製造業の出荷物流と調達物流では契約関係が異なる中、製造業では全ての事業者が「発荷主」「着荷主」双方の立場になるうえ現場のモノの動きが複雑な物流の構造では、「長時間の荷待ち・荷役時間」はサプライチェーン全体のステークホルダーで影響し合って生じている。そのため、物流新法（物効法）では、「長時間の荷待ち・荷役時間」の改善等につき、「発荷主」「着荷主」「物流事業者」「倉庫事業者」等の関連サプライチェーン全体に改善の取組を促すスキームとなっている。 併せて、物流は業界や貨物に依って大きく特性が異なることから、物効法の基本方針には「規制措置の執行に当たっては、業界の特性、災害の発生その他の事情に配慮するとともに、業界団体等が策定した自主行動計画に即した取組について考慮する必要がある」とあり、そのような配慮が重要であることを前提としている。 一方で、今回の下請法の対象として追加された、「特定運送委託」は、業界特性が勘案されていないばかりか、「発荷主」と「元請物流事業者」の一対一の契約範囲のみに絞った措置であり、サプライチェーン全体のステークホルダーが影響し合って発生した問題であっても、一方的に特定の事業者の違反であると見做される恐れがある。 また、物流における規制措置として、トラック・物流 G メンも積極的な運用が進んでいることも踏まえれば、本措置は二重・三重規制となる恐れがある。 そのため、本法の執行にあたっては、業界特性や各業界団体等が策定した	頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。 「運送」と一体的に行われる養生作業、固縛、シート掛け等については、No. 94 の御意見に対する考え方を御参照ください。 委託事業者が中小受託事業者に荷待ちをさせることについては No. 131 の御意見に対する考え方を御参照ください。
-----	--	---

自主行動計画について十分に配慮した上で、慎重かつ実態を踏まえた運用を頂きたい。 また、これらの観点からも、下記2点について、明示的に修正を頂きたい。 ○新物効法の運用において「輸送の安全を確保するために運転業務と一体的に行われる養生作業、固縛、シート掛け等については、荷役等に該当せず荷役等時間に含まれない」とされているところ、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案「第2 法の対象となる取引・事業者」1-5(3)においても、これらの作業が荷役等に該当せず荷役等時間に含まれないことを明確にされたい。 ○「長時間の荷待ち」については、着荷主のオーダータイミングが十分ではないことで発荷主側で発生したり、トラックドライバーがサイクルタイムを短縮するために自主的に早期に到着して結果として待ち時間が長くなるケースも多い。 このように、物流の諸問題は発荷主・着荷主・運送事業者が複雑に影響し合い、サプライチェーンが連鎖しながら発生するものであり、明確な契約違反のものに限り、違反行為とみなすべきである。 よって、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案「第4 委託事業者の禁止行為」8-12(1)の規程において、以下の通り訂正されたい。	
--	--

	修正後：その待ち時間について契約通りの費用を負担しなかった。 修正前：その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。	
144	第2 法の対象取引・事業者 1-5 特定運送委託 ・証券取引において、顧客に交付する必要がある取引関係書類（取引約款や目論見書等）の運送を委託することは、「特定運送委託」に該当しないという理解で良いか。 ・「事業者が業として行う販売の目的物たる物品」には、販売の目的物それ自体ではない、販売に付随して提供される粗品といった景品は含まれないという理解で良いか。	特定運送委託の対象となる物品は、事業者が、①業として行う販売の目的物たる物品、②業として請け負う製造の目的物たる物品、③業として請け負う修理の目的物たる物品、又は④業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品をいいます（本法第2条第5項）。 事業者が顧客に交付する必要がある取引関係書類のみを運送する場合は、それが当該販売等における取引の目的物に該当しない限り、特定運送委託の対象となる物品ではないため、その運送委託は特定運送委託に該当しません。 本法の「販売」の「目的物たる物品」には、商品に添付されて提供される景品など、有償の商品の一部として提供されている物品も含まれます。 なお、贈与に係る物品を受贈者に対して運送する場合については、No. 126 の御意見に対する考え方も御参照ください。
145	4. 特定運送委託について ガイドブックによりますと、現状、4つの類型が示されていますが、いわゆるグループ会社間の移動についても適用されるのか 等、違反となる事例をご教示願います。 例 グループ会社内で行う取引のうちごく一部でも中小受託事業者がかかわる場合、同じグループ企業内の依頼であれば、親子会社の関係にあると判断し、特定運送委託にあたらない（同一会社内の移動）と考えてよいの	特定運送委託における「取引の相手方」には運送の発注事業者と親子会社や兄弟会社の関係にある法人も含まれます。

	でしょうか。それとも少しでも中小受託事業者がかかわる場合は、その部分は特定運送委託に該当するとして、切り離して考えるべきでしょうか。	
146	・第４・６(6)について 無償での附帯業務提供についての記載はあったが、少なくとも取適法上は、長期の荷待ち時間を発生させる行為が不当な経済上の利益提供要請に該当するという整理はされないということでしょうか。それともこちらは「等」に含まれるのでしょうか。	役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、長時間の待機をさせて中小受託事業者の給付の内容を変更させたにもかかわらず、その待機について必要な費用を負担しないことは、不当な給付内容の変更（本法第５条第２項第３号）に該当します（運用基準第４の８-10(2)、８-12(1)参照）。
147	（２）第４委託事業者の禁止行為・２支払遅延に、（５）として、（４）と類似の規定を入れるべきである。 特定運送委託においては、最大数日程度の役務が多数、時に同時に繰り返して委託されることが予想され、都度の配送完了報告を双方が欲していないことがほとんどである。ゆえに、厳格に運送完了を起算日とすると、むしろ中小受託事業者の負担を増大させる可能性がある。 他方で、継続的取引関係があっても、物品が高価であったり大型であるときは、月数回程度しか、特定運送委託がなされないこともある。 したがって、役務提供委託と同様月単位の締め切り性を認めると同時に、「連続して」行われることは要しないとすべきである。	特定運送委託の支払期日の起算日については、No. 131 の御意見に対する考え方を御参照ください。
148	７ 不当な経済上の利益の提供要請 〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉 ７-13 従業員の派遣要請 自身の事業所の構内での事故防止のため、従業員を派遣することが契約の範囲に含まれる場合は、「不当な経済上の利益の提供要請」には該当しないと考えられる。したがって、事例の記載を「委託事業者は、製造を請け負う物品の運送を委託している中小受託事業者に対し、委託の範囲外で	特定運送委託における「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれないため、荷役作業や車両移動時の立会いのための労務も「運送」に含まれません。

	あるにもかかわらず、自身の事業所の構内での事故防止のためとして、荷役作業や車両移動時の立会のために従業員を派遣させた。」と修正すべきである。	特定運送委託をした委託事業者とその中小受託事業者との間で、中小受託事業者が委託事業者のために運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等）を提供することをあらかじめ合意していたとしても、そのような「経済上の利益」を提供することと中小受託事業者の利益との関係が明らかでない場合や、当該「経済上の利益」を提供することが中小受託事業者の直接の利益とならない場合は、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものとして、不当な経済上の利益の提供要請に該当するため（運用基準第４の７(2)）、原案どおりとします。
149	7-14 労務の提供要請 運送以外の荷下ろし等の作業が契約の範囲に含まれる場合は、「不当な経済上の利益の提供要請」には該当しないと考えられる。したがって、事例の記載を「委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、委託の範囲外であるにもかかわらず、運送以外の荷下ろし等の作業をさせた。」とすべきである。	委託事業者が中小受託事業者に運送の役務以外の役務を提供させることについては、No. 148、No. 150 の御意見に対する考え方を御参照ください。
150	7-15 関税・消費税の立替え要請 立替え後の支払いに応じなかったことが違反行為に該当すると考えられるが、立替えを要請する行為自体も違反行為に該当するのか、立替えに要した金銭を委託者側が適切に支払った場合は違反行為には該当しないのか、基準を明確にすべきである。	特定運送委託をした委託事業者が中小受託事業者に運送の役務以外の役務を有償で提供させる場合であっても、そのような「経済上の利益」を提供することと中小受託事業者の利益との関係が明らかでない場合や、当該「経済上の利益」を提供することが中小受託事業者の直接の利益とならない場合は、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものとして、不当な経済上の利益の提供要請に該当するため（運用基準第４の７(2)）、原案どおりとします。 委託事業者が中小受託事業者に運送の役務以外の役務を提供させることについては、No. 148 の御意見に対する考え方も御参照

		ください。
151	(5) 「第4 委託事業者の禁止行為」「7-15 関税・消費税の立替え要請」 文中の「物流業務に附帯して輸入通関業務を委託するに際して、関税・消費税の納付を立て替えさせ、中小受託事業者から立替えに要した金銭の支払を求められても応じなかった。」との部分について、立替えに要した金銭の支払を求められた際にこれに応じて事後的に金銭の支払を行うのであれば、関税・消費税の納付を立て替えさせることそれ自体は違反行為に当たらないと理解して差支えないでしょうか。	特定運送委託をした委託事業者が、事前にその条件を明確にせず、又は中小受託事業者の負担を上回る直接の利益がないにもかかわらず、輸入通関業務において発生する関税・消費税の支払を中小受託事業者に立て替えさせることは、不当な経済上の利益の提供要請（本法第5条第2項第2号）として本法上問題となります。 なお、委託事業者が中小受託事業者に運送の役務以外の役務を提供させることについては、No. 148、No. 150 の御意見に対する考え方も御参照ください。
152	8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し 〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉 8-12 取引先の都合を理由とした発注内容の変更 「自社の都合」は文脈から「取引先の都合」とも読み取れるため、意味が明確になるように、「委託事業者の都合」など主体を明示した表現に修正すべきである。	御指摘の事例は、特定運送委託において想定される違反行為事例として、一例をお示ししたものにすぎないので、原案どおりとします。 なお、委託事業者の取引先の都合に起因するものであっても、委託事業者が、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」がないのに、中小受託事業者の「給付の内容を変更させ」ることにより、「中小受託事業者の利益を不当に害し」た場合、不当な給付内容の変更（本法第5条第2項第3号）に該当します。
153	(1) 長時間の荷待ち 「長時間の荷待ち」については、着荷主のオーダーのタイミングが適切ではないため、発荷主側で発生したり、トラックの運転手がサイクルタイムを短縮したりするために自主的に早期に到着して、その結果として待ち時間が長くなるケースも多い。このように、物流の諸問題は発荷主・着荷主・運送事業者の各主体が複雑に影響し合い、サプライチェーンが連鎖しながら発生するものである。したがって、明確な契約違反のものに限り、違反	委託事業者が中小受託事業者に荷待ちをさせることについては No. 131 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	行為とみなすべきであるため、「その待ち時間について必要な費用を負担しなかった」から、「その待ち時間について契約通りの費用を負担しなかった。」と修正すべきである。	
154	【別紙４】運用基準案について 第４ 委託事業者の禁止行為 7-15 関税・消費税の立替え要請 【意見】 中小受託事業者に対し、関税・消費税の納付を立て替えさせる行為自体が違反行為なのであれば、それがわかるよう明記していただきたい。 【理由】 現状の記載では、委託事業者が（後日）立て替え費用を負担した場合であっても、関税・消費税の納付を立て替えさせる行為自体が問題となるのか、それとも、それ自体は問題ないが、委託事業者が（後日）立て替え費用を負担しない場合に問題となるのか曖昧である。 私は後者のように読める。もし、前者も問題となるのであれば、それがわかるよう記載内容を修正していただきたい。	委託事業者が中小受託事業者に運送の役務以外の役務を提供させることについては、No. 148、No. 150 の御意見に対する考え方を御参照ください。
155	別紙４ 運用基準案 1. 現行の運用基準案では、製造委託や修理委託が繰り返し言及される一方で、特定運送委託についての記載が乏しい状況です。物流委託（貨物自動車運送）の委託者が対象外と誤認し、法適用や実務対応が進まない恐れがあります。特に以下の弊害が懸念されます。 (1) 委託者（荷主企業）が制度の対象外と誤認する可能性。 (2) 書面交付や支払遅延防止といった対応が実施されず、結果的に業界に	頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。 なお、運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等）を提供させることは、本法第５条第２項第２号に該当します（運用基準第４の７(6)参照）。

	混乱を生む。 (3) 業界団体や支援機関が誤った指導を行う可能性がある。 2. 具体的要望 (1) 別紙4の運用基準案の第2、法の対象となる取引、事業者の1-5で特定運送委託が記載されていますが、運送業特有の附帯業務（荷積み、棚入れ、ラベル貼り等）や荷待ち時間についての記載が足りないことが問題視されています。この部分を補強する形で運用基準に追加説明を求めるのが有効と考えます。 (2) 参考事例欄に物流委託に関する事例を明示的に追加 例：委託内容に対する対価の額が明らかでない例として、運賃金額が空欄の運送申込書などを明示してください。 (3) 物流特有の附帯業務（荷積み、棚入れ、ラベル貼り等）や荷待ち時間の取扱いに関する基準の明記 多くの委託者が附帯業務は契約対象外と主張し、未払が常態化しています。運送業の実務に即した明確な方針を運用基準に記載すべきです。 3. 補足意見 物流業界は典型的な多重下請構造であり、下請法の対象となる特定運送委託に関するトラブル（書面不交付、附帯業務の無償化、長時間の荷待ち強要など）は後を絶ちません。 それにもかかわらず、現行の下請法運用基準でも物流分野の言及は極めて少なく、荷主企業の理解・実務対応が進んでいないのが現状です。 法令上の対象である以上、ガイドラインでも対象として明示することは行政の責務であると考えます。特定運送委託を明示的に記載し、業界に誤解	
--	---	--

	を与えないような構成に修正されることを強く希望いたします。	
156	4.「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」の「7の14 労務の提供要請 委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送以外の荷下ろし等の作業をさせた。委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送以外の荷下ろし等の作業をさせた。」について 委託事業者側では中小受託事業者に対し荷下ろし等は無償でさせていないが、配達先の着荷主において着荷主側の指示に基づき荷下ろし作業や荷下ろしまでの待機時間が発生していた場合、委託事業者側が取適法違反を問われることはありうるのでしょうか。荷下ろしや荷待ちは委託事業者側のみで起こるものではないため、運用基準で明記していただきたいです。	委託事業者が中小受託事業者に運送の役務以外の役務を提供させることについては、No. 148、No. 150 の御意見に対する考え方を御参照ください。 委託事業者が中小受託事業者に荷待ちをさせることについては No. 131 の御意見に対する考え方を御参照ください。 加えて、着荷主側の要請により中小受託事業者が当初の委託内容にはない荷役又は荷待ちを余儀なくされた場合であっても、取引の実態に照らして、委託事業者が経済上の利益を「提供させ」、又は給付の内容を「変更させ」たといえる場合には、本法上問題となり得ます。本法に違反しないためには、委託事業者は、中小受託事業者との間で、着荷主が中小受託事業者に対して荷役等の要請をした場合に中小受託事業者から提供されるべき役務があるときはその内容及びその対価を十分に協議し、あらかじめ取り決めておくことが望ましいと考えます。
157	5.「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」の「7の15 関税・消費税の立替え要請 委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、物流業務に附帯して輸入通関業務を委託するに際して、関税・消費税の納付を立て替えさせ、中小受託事業者から立替えに要した金銭の支払を求められても応じなかった。」について 委託事業者と中小受託事業者との間で受託事業者において関税・消費税の一時的な立替をすることで合意し、委託事業者から中小受託事業者に対し、取適法に定める支払期日内に当該立替代金分を支払えば下請法上問題	関税・消費税の立替え要請については、No. 150、No. 151 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	ないとの理解でよいのでしょうか？問題ないようであれば、輸送通関業務委託時の立替払いが一律で禁止されているといった誤解が生まれないよう上記の設問に補足していただきたいです。	
158	(2) 特定運送委託において想定される違反行為事例 7-13 と 7-14 に、他の記載同様、次の通り「無償」の文言を追記いただきたい。「委託事業者は、製造を請け負う物品の運送を委託している中小受託事業者に対し、自身の事業所の構内での事故防止のためとして、無償で荷役作業や車両移動時の立会のために従業員を派遣させた。」「委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、無償で運送以外の荷下ろし等の作業をさせた。」	御指摘の事例は、特定運送委託において想定される違反行為事例として、一例をお示ししたものにすぎないので、原案どおりとします。 なお、委託事業者が中小受託事業者に運送の役務以外の役務を提供させることについては、No. 148、No. 150 の御意見に対する考え方を御参照ください。
159	<該当箇所> 7. 不当な経済上の利益の提供要請 (6) 運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、法第 5 条第 2 項第 2 号に該当する。 <意見> ・例えば、ティア 2 企業がティア 1 企業に製品を納入する為に、中小受託運送事業者に運送を委託した場合、ティア 1 側が該当の運送事業者に対し、荷役以外の役務を指示していても、それを直接把握できない。ついては、委託事業者だけに、その責任を負わせるのは現実的では無い。こうした実情を踏まえた運用をお願いしたい。	頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。 なお、着荷主側の要請による荷役については、No. 156 の御意見に対する考え方を御参照ください。
160	<該当箇所> 8. 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し <特定運送委託において	不当な給付内容の変更（本法第 5 条第 2 項第 3 号）に該当するか否かは個別の事例ごとに判断することになり、一律の基準を

	想定される違反行為事例〉 8-12 取引先の都合を理由とした発注内容の変更 (1) 委託事業者は、自社の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者が指定された時刻に貨物の積み込み場所へ到着したものの、自社の都合により中小受託事業者に対し長時間の待機をさせたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。 (2) 委託事業者は、自社の販売する商品の運送を中小受託事業者 に委託しているところ、自社の都合により貨物の到着日時を当初の予定より遅く変更し、中小受託事業者に対し長期にわたって商品を保管させたにもかかわらず、保管について必要な費用を負担しなかった。 <意見> ・ 上述の「長時間の待機」「長期にわたって商品を保管させた」につき、「長時間」「長期」の具体的なガイドラインを示して頂きたい。 ・ 中小受託運送事業者との取引が対象となっている為、委託事業者がそれらとの取引を忌避するリスクがある。ついては、取適法だけでは無く、物流特殊指定等、独禁法の規制強化も検討頂きたい。	設けることは困難であるため、原案どおりとします。 なお、荷待ちについては No. 131 の御意見に対する考え方も御参照ください。
161	(2) 着払いの場合の適用対象（発荷主と着荷主）について 別紙4の運用基準において出している事例では、発荷主と運送業者間の取引が対象とされているが、着払いの場合、実際の支払は着荷主が行うケースが多い。着荷主の支払い遅延等が発生した場合、発荷主と着荷主のいずれが取適法違反となるのか、責任の所在を確認したい。	特定運送委託をした委託事業者が、製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないことは、支払遅延（本法第5条第1項第2号）に該当し、たとえ中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、本法に違反することになります。そのため、特定運送委託をした委託事業者は、第三者（着荷主）が製造委託等代金を支払うことについて中小受託事業者との間であらかじめ合意していた場合であ

		っても、支払遅延（本法第5条第1項第2号）に該当すれば本法に違反することになります。
162	(4) 荷積みの強要の定義について 運送業者に荷積みを強要することが取適法違反となるが、自社倉庫からトラックへの積み込みを指示するような場合以外、何をさせたら荷積みをさせたということになるのか、具体的な定義や判断基準を明確にしていきたい。	特定運送委託における「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれません。ただし、特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等）を提供させるときは、不当な経済上の利益の提供要請（本法第5条第2項第2号）として本法上問題となる場合があります。
163	■販売先での附帯業務委託について 製造メーカーが業として販売する物品を拠点から販売先に納品する際、販売先との間で附帯作業（荷卸等）も含めた受け渡し条件で、物品の売買契約を締結している。この場合、製造メーカーが当該附帯作業を運送委託先に有償で委託することは、取適法の取引類型のいずれかに該当するか。取適法該当について FAQ などの形で公開頂きたい。	物品の販売事業者が、物品の販売に付随して顧客に提供する役務を他の事業者へ委託することは、役務提供委託に該当する場合がありますが（ただし、特定運送委託に該当する場合は除きます。）、御指摘の事例が役務提供委託に該当するか否かは、取引の実態も踏まえて個別の事例ごとに判断されます。 なお、特定運送委託における「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれません。ただし、その場合であっても、特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、運送の役務以外の役務を提供させるときは、

		不当な経済上の利益の提供要請（本法第5条第2項第2号）として本法上問題となる場合があります。
164	下請法運用基準の改正案では、「特定運送委託において想定される違反行為事例」（7-15）として、「関税・消費税の立替え要請」が明記されたが、そこでは、関税・消費税の納付を立て替えさせることに加えて、「中小受託事業者から立替えに要した金銭の支払を求められても応じなかった」ことが記載されている。このような記載だと、委託事業者が、中小受託事業者に対し、関税・消費税の納付を立て替えさせるが、中小受託事業者からの立替費用の支払の求めに応じていれば、取適法上問題とはならないように読める。立替費用の精算に応じなければ、中小受託事業者に不利益をもたらし、違反となることは当然であるが、立替費用の精算に応じる場合であっても、一時的に金利負担をして立替えを行うこと自体、中小受託事業者にとっては負担となることである。無償で立替えを行わせること自体が違反となることを明記すべきである。	御指摘の事例は、特定運送において想定される違反行為事例として、一例をお示ししたものにすぎないので、原案どおりとします。 なお、関税・消費税の立替え要請については、No. 150、No. 157の御意見に対する考え方を御参照ください。
165	今回の法改正は荷積みや荷待ち対策になるので大変ありがたいです。ただ、運用基準においては、具体的な荷待ち時間の目安が示されていった方が運用が平易かと思いますがいかがでしょうか。	不当な給付内容の変更（本法第5条第2項第3号）に該当するか否かは個別の事例ごとに判断することになり、一律の基準を設けることは困難であるため、原案どおりとします。 なお、委託事業者が中小受託事業者に荷待ちをさせることについては No. 131 の御意見に対する考え方を御参照ください。
166	P22 〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉 7-14 労務の提供要請 【意見】「無償で運送以外の荷下ろし等の作業をさせた」と「無償で」を加えた方が良く考える。	御指摘の事例は、特定運送委託において想定される違反行為事例として、一例をお示ししたものにすぎないので、原案どおりとします。
167	P23 8-11 取引先の都合を理由とした発注取消 【質問】事例では、当日の朝の発注取り消しとなっているが、取り消しの	不当な給付内容の変更（本法第5条第2項第3号）に該当するか否かは個別の事例ごとに判断することになり、一律の基準を

	タイミングについて運送予定時間の何時間以内、何日以内といったガイドラインはあるか。	設けることは困難であると考えております。
168	P23 8-12 取引先の都合を理由とした発注内容の変更 (1) 【質問】長時間の待機について、何分以上、何時間以上といった目安・ガイドラインはあるか。 (貨物自動車運送事業法に基づく「標準的運賃」では、30 分を超える場合に 30 分までごとに待機時間料が発生するとされているが、これと関連するか) P23 8-12 取引先の都合を理由とした発注内容の変更 (2) 【質問】「長期にわたって」とは何日かの目安あるか。	不当な給付内容の変更(本法第5条第2項第3号)に該当するか否かは個別の事例ごとに判断することになり、一律の基準を設けることは困難であると考えております。 なお、委託事業者が中小受託事業者に荷待ちをさせることについては No. 131 の御意見に対する考え方を御参照ください。
169	別紙 4 第 4 委託事業者の禁止行為 7 不当な経済上の利益の提供要請 (6) 、 (特定運送委託において想定される違反行為事例) 7 の 14 契約において、運送役務に加えて、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)の対価を定めていれば問題ないことを明記いただきたい。	委託事業者が中小受託事業者に運送の役務以外の役務を提供させることについては、No. 148、No. 150 の御意見に対する考え方を御参照ください。
170	特定運送委託が新たに追加されたが、運送業務のうち海外からの物品を輸入し国内指定場所への配送を委託する業務は以下 3 点の理由より法対応が困難であるため、同法対象外とするか、実務に沿った具体的な運用ガイドライン(緩和)の提示を求める 1. 海外事業者を含めた複数輸送事業者により配送されるため、海外で配送が始まっていることを委託事業者が認識できないケースもある書面の	頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。 関税・消費税の立替え要請については、No. 150、No. 157 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	事前交付が担保できない。(遵守できているかどうか分からない) 2. 商慣習上、中小受託事業者にて輸入消費税等の立替払いいただくが、立替払いが経済上の不当な利益供与と判断された場合、輸入通関業務に支障を生じかねない。 3. 委託費用は通関委託手数料以外はほぼ実費ベースで支払っている。待機時間や輸入梱包材の廃棄費用などは事前に発生有無も含めわからないことが多く、価格算出はほぼ事後となる。	特定運送委託をした委託事業者による明示については、No. 100、No. 279 の御意見に対する考え方を御参照ください。
171	【該当箇所】 第4・5・〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉5-18 【意見】 「従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた」とされているところ、違反となる製造委託等代金の額の定め方について、さらに明確化をすべきである。 【理由】 「通常の対価」は、何をもって「通常」と評価されるのかが明確でなく、「大幅に下回る」という文言も程度の問題が生じており、単価を据え置いたとしても通常の対価を大幅に下回る事のない製造委託等代金の額であれば許容されるようにも読める。文言のあいまいさゆえに違反行為に対する予見可能性がなく、違反リスクを回避するために、結果的に単価を引き上げ続ける運用をしなければならなくなるおそれが生じることが考えられる。	御指摘の事例は、特定運送委託において想定される違反行為事例として、一例をお示ししたものにすぎず、買いたたき（本法第5条第1項第5号）に該当するか否かは個別の事例ごとに判断することになります。 要件に関する考え方については運用基準第4の5、中小受託取引適正化法のテキスト等を御参照ください。
172	【該当箇所】 第4・5・〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉5-19 【意見】 「人件費、燃料費等について大幅な変更」および「通常の対価を大幅に下	御指摘の事例は、特定運送委託において想定される違反行為事例として、一例をお示ししたものにすぎず、買いたたき（本法第5条第1項第5号）に該当するか否かは個別の事例ごとに判断することになります。

	回る製造委託等代金の額」について、さらに明確化すべきである。 【理由】 「通常の対価」は、何をもって「通常」と評価されるのかが明確でなく、「大幅に下回る」という文言も程度の問題が生じており、どの程度であれば「大幅」と評価されるのかが不明瞭である。文言のあいまいさゆえに違反行為に対する予見可能性がなく、違反リスクを回避するために、結果的に単価を引き上げ続ける運用をしなければならなくなるおそれが生じることが考えられる。	要件に関する考え方については運用基準第4の5、中小受託取引適正化法のテキスト等を御参照ください。
173	【該当箇所】 第4・7・〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉7-14 【意見】 「委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、自ら運送以外の荷下ろし等の作業を行うことを指示し、当該作業を行わせた。」と修正すべきである。 【理由】 現在の記載だと、委託事業者自らが荷下ろし等の作業を行わせた場合のみならず、委託事業者が知らない間に、中小受託事業者が受取人から指示を受けて荷下ろし等の作業をした場合等、委託事業者が一切関与しない場合でも、中小受託事業者が作業した場合には違反行為にあたるようにも読めてしまう。	御指摘の事例は、特定運送委託において想定される違反行為事例として、一例をお示ししたものにすぎないので、原案どおりとしますが、頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。 なお、着荷主側の要請による荷役については、No. 156の御意見に対する考え方を御参照ください。
174	【該当箇所】 第4・8・〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉8-11 【意見】 「当日の朝」、「突然」との記載があるが、余裕をもったキャンセルであったとしても、中小受託事業者に生じた費用を委託事業者が負担しないこと	不当な給付内容の変更（本法第5条第2項第3号）に該当するか否かは個別の事例ごとに判断することになり、一律の基準を設けることは困難であるため、原案どおりとします。

	は違法と理解しているが、「当日の朝」、「突然」と記載する意味について、明確化すべきである。 【理由】 リードタイムを確保すれば、中小受託事業者において発生した費用を委託事業者が負担しなくてよいのであれば、その点を明確化した方が実務の予見可能性を確保できる。	
175	【該当箇所】 第４・８・〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉８－１２(１) 【意見】 中小受託事業者の「長時間の待機」について、どれくらいから違法となるかについて、明確化すべきである。 たとえば、経済産業省＝農林水産省＝国土交通省「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(2023年６月)では、「荷待ち・荷役作業等時間２時間以内ルール」が設けられているため、基準の一元化という観点で、２時間を一つの基準とすることも考えられる。 【理由】 「長時間の待機」がどこまでを指すのか不明瞭であり、実務の予見可能性が低い。	不当な給付内容の変更（本法第５条第２項第３号）に該当するか否かは個別の事例ごとに判断することになり、一律の基準を設けることは困難であるため、原案どおりとします。 なお、委託事業者が中小受託事業者に荷待ちをさせることについては No. 131 の御意見に対する考え方を御参照ください。
176	1. 労務の提供要請 【意見】 契約において付随する業務は中小受託事業者の負担である旨を明示した場合に、その一部を中小受託事業者が負担した際には、親事業者の禁止行為である「不当な経済上の利益の提供要請（労務の提供要請）」に当たらない旨を明記すべき。	御意見として承ります。 なお、委託事業者が中小受託事業者に運送の役務以外の役務を提供させることについては、No. 148、No. 150 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	【背景】 契約に付随する業務について、どちらが負担をするか契約上で明示をすることにより、当事者による紛争を回避するため。 【該当箇所】 7-12 労務の提供要請 (1) 親事業者は、貨物運送を委託している下請事業者に対し、当該下請事業者に委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせた。 (2) 親事業者は、船内荷役、清掃等の作業は契約により荷主又は親事業者の負担であるとされているにもかかわらず、下請事業者である船舶貸渡業者にその一部を手伝わせた。 引用元 【別紙4】運用基準案（公正取引委員会 22 頁） https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000295700 引用元 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（公正取引委員会サイト） https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html	
177	No. 3 該当する規則（案）： 【別紙4】運用基準案 該当頁： 22 頁 〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉 7-15 関税・消費税の立替え要請	関税・消費税の立替え要請については、No. 150、No. 157 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	該当文章： 委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、物流業務に附帯して輸入通関業務を委託するに際して、関税・消費税の納付を立て替えさせ、中小受託事業者から立替えに要した金銭の支払を求められても応じなかった。 意見の具体的内容： 立替えに要した金銭の支払いは通関業者にて負担するため支払いは不要の旨、合意が取れていたら違反行為には該当しない認識で良いのかの明示頂きたい。 意見の理由： 通関業者による関税・消費税の立替払いの問題において、本件料金を別出しして請求しない（全体の委託業務料金に含まれている）ケースもみられる中、どこまでが違反行為に当てはまるのかについて確認したい。	
178	（４）「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案（別紙４）に関する意見 意見① 【該当箇所】 第４条 委託事業者の禁止行為 ＜特定運送委託において想定される違反行為事例＞ 5－18 製造委託等代金を据え置くことによる買いたたき 委託事業者は、製造を請け負う物品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、燃料価格の高騰や労務費の上昇が明らかな状況において、中小受託事業者が燃料価格の高騰や労務費の上昇を理由に単価の引上げを求めたにもかかわらず、中小受託事業者と十分に協議をすることなく、一方	御指摘の事例は、特定運送委託において想定される違反行為事例として、一例をお示ししたものにすぎず、買いたたき（本法第５条第１項第５号）に該当するか否かは個別の事例ごとに判断することになります。 要件に関する考え方については運用基準第４の５、中小受託取引適正化法のテキスト等を御参照ください。

	的に、従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。 5-19 その他の買ったとき 委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者と年間運送契約を結んでおり、双方に異議のない場合は自動更新されることとなっていたところ、年度末の契約の更新の直前に、人件費、燃料費等について大幅な変更がないのに、翌年度の契約書であるとして前年に比べて大幅に単価を引き下げた運送契約書を中小受託事業者に送付し、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。 【意見】 ➤「十分に協議をすることなく、一方的に」、「通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額」は、定義が曖昧であるため、具体的な運用基準について補足説明いただきたい。 【理由】 ➤当事者間で「十分」、「通常の対価」に係る解釈に齟齬が生じる可能性があるため。	
179	意見② 【該当箇所】 第4条 委託事業者の禁止行為 ＜特定運送委託において想定される違反行為事例＞ 7 不当な経済上の利益の提供要請 (6) 運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等）を提供させること	委託事業者が中小受託事業者に運送の役務以外の役務を提供させることについては、No. 148、No. 150 の御意見に対する考え方を御参照ください。 頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。

は、法第5条第2項第2号※に該当する。 ※法第5条第2項第2号：自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。 (…中略…) ＜特定運送委託において想定される違反行為事例＞ 7-14 労務の提供要請 委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送以外の荷下ろし等の作業をさせた。 【意見】 ➢想定される違反行為事例として挙げられている「7-14 労務の提供要請」について、以下のように修正して、違反行為となるのは、「契約にない」役務であることを明確にしていきたい。 (修正前) 委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送以外の荷下ろし等の作業をさせた。 ↓ (修正後) 委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、契約にない、運送以外の荷下ろし等の作業をさせた。 【理由】 ➢燃料油（ガソリン、灯油、軽油、重油等）に関しては、消防法の規制により、危険物取扱者資格を持つタンクローリーのドライバーによる危険物の積み込み・荷下ろしも含めて、運送事業者との運送委託契約の内容となっている。運用基準案の記載を修正して、違反行為となるのは、あくまで「契約にない」役務であることを明確にしていきたい。 意見③「中小受託取引適正化法」の運用に関して	
---	--

	【意見】 ➢「中小受託取引適正化法」の運用に関して、貨物/業界ごとの物流特性や現場実態を十分に理解した上で、事業者に対する指導・助言等が行われるようお願いしたい。 ➢荷主事業者に対しては、トラック・物流Gメンや改正物流効率化法による措置等も行われている。「中小受託取引適正化法」の適用が、事業者にとって二重・三重の規制とならないよう、他の法律や施策の状況を踏まえた運用をお願いしたい。 【理由】 ➢前述の例にもあるように、物流に関する現場の実態は、貨物/業界ごとの物流特性によって大きく異なる。「中小受託取引適正化法」の適用にあたっては、こうした物流特性や現場実態を十分に把握した上で運用されることが必要である。 ➢また、荷主事業者側の改善という点では、トラック・物流Gメンによる指導に加えて、新たに改正物流効率化法においても規制措置が行われている。事業者にとって二重・三重の規制とならないよう、他の法律や施策の状況を踏まえた運用をお願いしたい。 以上	
180	2 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し/不当な経済上の利益の提供要請 運用基準第4の8のうち8-12(1)[新旧対照表23頁]に、“荷待ち”の違反行為事例が挙げられている。ここでは、取適法にいう「運送」(荷積み、荷下ろし、荷待ち等の附帯業務を含まない[新旧対照表6頁参照]。また、貨物自動車運送事業輸送安全規則8条1項6号ロ、同ハなどを参照)の委託をしているケースを挙げており、記載された事実を再構成すれば、	御意見として承ります。 なお、委託事業者の行為に対して本法第5条のいずれの規定を適用するかについては、個別の事例ごとに判断することになります。

	委託を受けた「運送」業務に係る「運送」開始時刻とは異なる時刻での業務開始をさせられているので、不当な給付内容の変更として紹介することは、あり得る法的構成と考える。 もっとも、世の中では、「運送」に附帯業務が当然に含まれるとの誤解もあり、事実の紹介の仕方を“荷待ち”のケースのように行うのは、「特定運送委託」における「不当な給付内容の変更」の違反事例の紹介としては、混乱を招くように思われる。 また、“荷待ち”を行わせ、その分の対価を支払わなかったときには、不当な経済上の利益提供要請と構成することもできるのではないか。これは、特定運送委託に付随して特定運送委託に係る業務以外の業務を行わせたことを理由とする。特定運送委託にあわせて附帯業務を委託している場合において、当初の委託時間外まで附帯業務を行わせた場合も同様である。 (運用基準第4の7のうち7-14参照)	
181	・第2の1-5(3)に「荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれない」とあるが、反対である。明示的にせよ黙示的にせよ、運送に伴う附帯業務を荷主が運送事業者に対応させる事態は発生しうるところ、附帯業務を規律対象から外せば、わざわざ特定運送委託という類型を本法に設けた意義が損なわれるおそれがある。 ・特定運送委託概念は、従来物流特殊指定による規律を受ける領域と重複するが、この場合の処理はどうか、記載がない。重畳的に適用されるとすれば、どの法規に従えばいいか考える手間が発生し煩雑なだけである。この際、本法の特定運送委託に該当する取引については物流特殊指定の適用対象外と明示すべきと考える。	特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させるときは、不当な経済上の利益の提供要請(本法第5条第2項第2号)として本法上問題となる場合があります。 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法では、本法第2条第5項に規定する特定運送委託に該当する場合の適用を除いておりません。頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
182	2. 有償支給に関連する質問	物品の製造等の発注事業者が有償支給原材料等を受注事業者

・有償支給を実施する場合、違反となる事例を詳しく示してください。 ・特に有償支給が特定運送委託の類型にかかると思われる取引に該当する際の判断基準が、改正案ではあいまいであるため、どこで判断を行うかご教示願います。 ・仮に複数の類型に該当すると考えられる場合、どの類型が優先されるのか、複数の類型に該当する中小受託事業者が出てくると考えてよいのか、考え方をご教示願います。 ・他にも、例えば、以下のような事例において、特定運送委託の類型にあてはまるかご教示願います。下記が個別の事例に該当し、回答が難しい場合は、テキストや Q&A 等にて、事例として紹介いただけますと、判断基準の一つになりますので、ご検討をお願いいたします。 例 1 有償支給を行う際、物品の販売先に対する運送の全部又は一部を他の事業者に委託した場合、該当の事業者は中小受託事業者に該当しますか。 例 2 例 1 で、事業者 A が事業者 B に、事業者 B→事業者 C へ支給するよう依頼した場合、事業者 B が資本金及び従業員の要件を満たしたら、事業者 B は、事業者 A に対する中小受託事業者となるのでしょうか。 例 3 製造委託を行う事業者 A に対し、自社が有償支給を行う場合、自社	対して運送する場合の考え方については、No. 105 の御意見に対する考え方を御参照下さい。
--	---

	が行う範囲は法律・運用基準・規則等の適用外となると考えてよいのでしょうか。	
183	別紙４について以下、実務を円滑にするため明確化のための質問をいたします。 質問 7 第 4 7 の 1 5 委託事業者と中小受託事業者の間の契約にて、中小受託事業者による関税や消費税の立替払い及び後日の委託事業者からの中小受託事業者への当該税額分の償還について「輸入通関業務に関連する諸経費については中小受託事業者にていったん立て替え払いし、後日、委託事業者は中小受託事業者に当該立て替え額を支払うものとする」と記載があり、関税や消費税という言葉では明示的には契約書に規定されていない場合、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律違反にならないという理解でよいか。	関税・消費税の立替え要請については、No. 150、No. 157 の御意見に対する考え方を御参照ください。

(3) 協議に応じない一方的な代金決定に関する意見について

No.	意見の概要	考え方
184	情報成果物作成委託において、基本契約締結前に十分な協議を行った上で価格の合意に至ったにもかかわらず、契約書への調印の直前にさらに追加で値引きを要請してくる、また、契約後に合意価格を破棄して更に値下げした価格で一方的に発注してくるなどの行為が見られます。協議の有無だけで「一方的」かどうか判断するのではなく、協議の実効性まで踏み込んだ運用をお願いします。	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
185	●18・19 頁：〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉 ・5-18 の例は、改正前の規定では「5 買ったたき」にのみ該当するが、改正後は「9 協議に応じない一方的代金決定」の新設に伴い、「5 買ったたき」及び「9 協議に応じない一方的代金決定」の2つに該当する(※)という理解でよいでしょうか。 ※決定された対価が通常の対価を大幅に下回るのであれば「5 買ったたき」及び「9 協議に応じない一方的代金決定」に該当、そうでなければ「5 買ったたき」には該当しないが「9 協議に応じない一方的代金決定」には該当すると理解しています。	5-18 は、特定運送委託において想定される買ったたきの事例を示したものです。なお、協議に応じない一方的な代金決定に該当するかについては、個々の製造委託等について判断されることとなりますが、買ったたきと異なり、定められた製造委託等代金の額が「通常支払われる対価に比し著しく低い」ことを要しないことは、御理解のとおりです。
186	●24・25 頁：「9 協議に応じない一方的代金決定」 ・(3)「協議を求めた」とは、…のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合」という記載における「協議を希望する意図が客観的に認められる場合」の例を記載いただきたいです。	「協議を希望する意図が客観的に認められる場合」とは、例えば、中小受託事業者が従来の単価を引き上げて計算した見積書等を提示した場合などが想定されます。今後、中小受託取引適正化法のテキスト等にその旨記載する予定です。
187	5 買ったたき 〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉 5-18 製造委託等代金を据え置くことによる買ったたき 「十分に協議をすることなく、一方的」、「通常の対価を大幅に下回る製	買ったたきに該当するか否かは、製造委託等代金の額の決定に当たり中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要

	造委託等代金の額」について、企業によって判断が異なる可能性があるため、具体的な例を示して解釈の明確化を図るべきである。	な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断されるものであり、網羅的な例示が困難であるため、原案どおりとします。
188	5-19 その他の買ったたき 5-18 と同様に、「十分に協議をすることなく、一方的」、「通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額」について、企業によって判断が異なる可能性があるため、具体的な例を示して解釈の明確化を図るべきである。	No. 187 の御意見に対する考え方を御参照ください。
189	9 協議に応じない一方的な代金決定 (1) 協議の水準と必要な資料 委託事業者として、中小受託事業者とはどの程度までの協議を行い、どのような資料を保管しておけば、「協議に応じない一方的な代金決定」と判断されないのか、具体的な例を示して解釈の明確化を図るべきである。	委託事業者が中小受託事業者の求めに応じて「必要な説明若しくは情報の提供」をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断されることとなるため、原案どおりとします。 なお、協議経過については、当事者間の認識に齟齬を生じないよう、書面・電子メール等の記録を作成・保存しておくことが望ましいと考えられます。
190	(3) 協議を希望する意図 「協議を希望する意図が客観的に認められる場合」について、実務上の予見可能性を確保する観点から、判断基準となる具体的な事例を示すべきである。	No. 186 の御意見に対する考え方を御参照ください。
191	(6) 「中小受託事業者の利益を不当に害」するもの 取適法第5条2項4号にて、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。」と定	協議に応じない一方的な代金決定の禁止が、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」に適用されるものであることは、条文から明らかであるため、原案どおりとします。 また、「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めた」ことが要件となることも条文のとおりですが、協議を求

	められていることから、費用の変動などの事情に伴う引上げ要請に伴う協議を前提にした条項であることを明確にすべきである。 また、中小受託事業者から引き上げの要請がない場合については、禁止事項には該当しないものと理解しているが、仮に引上げ要請がない場合についても、本項が適用される場合の考え方を明示すべきである。	める事項としては、9-3(2)の事例における協議の求めのように、代金の引上げを求めるものには限られません。
192	(7) イ 合理的な範囲 「合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請」と記載されているが、「9-2 詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例」においては、「コスト上昇の根拠として具体的に算定することが容易でない詳細な情報の提示」と記載されている。「具体的に算定することが容易でない」ことは「合理的な範囲を超えて」と同義と考えられるが、両者の文言の関係を整理して、「合理的な範囲を超えて」の意味を明確にすべきである。	「コスト上昇の根拠として具体的に算定することが容易でない詳細な情報の提示を求め」ること(9-2の事例)は、「合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請」すること(7)イの一例ですが、「合理的な範囲を超えて」いるか否かは、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお示しすることはできません。 なお、委託事業者としては、どのような資料であれば負担なく提出できるかについて、中小受託事業者と丁寧にコミュニケーションを取りながら協議することが望ましいと考えられます。
193	『協議に応じない一方的な代金の決定』が、禁止事項の一類型として明文で追加されたことについて、以下の点を確認させていただきたく存じます。 これまで、こうした行為は公正取引委員会の運用基準により「買いたたき」として扱われてきたと理解しています。 今回の法改正で、禁止事項として明文化されたことは自然な流れだと思えます。 ただし、現時点で運用基準の「買いたたき」に関する記載に変更が見られない場合、従来通りの基準に基づいて、引き続き「買いたたき」として扱われる可能性もあるのではないかと考えています。 そのため、法改正に伴う運用基準の変更の有無や、今後の対応方針につい	協議に応じない一方的な代金決定の禁止規定の新設によって、買いたたきに該当するか否かについての解釈が変わるものではありません。 例えば、コスト上昇局面などにおいて、委託事業者が中小受託事業者に対して一方的に設定した価格を押し付けるような行為については、事案に応じ、買いたたきの禁止と協議に応じない一方的な代金決定の禁止のいずれの規定についても、適用される可能性があることとなります。

	て、明確にご説明いただけますと幸いです。実務上の判断に支障がないよう、ご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。	
194	9 協議に応じない一方的な代金決定 ・(1)「協議に応じない」について 受注者が「協議に応じることを契約書の文言として入れてほしい」と申し出たところ、発注者が「契約書の文言に入れることまでは取適法に明記されていないので義務ではない。実質的に取適法を遵守する」と言った場合、「(実際には取適法違反にあたる行為をしなくとも) 契約書の文言として入れることを断ること」も「協議に応じない」にあたるでしょうか。 ・(3)「協議を希望する意図が客観的に認められる場合」について 書面や口頭以外で、客観的に認められるとは例えば具体的にどのような場合でしょうか。 ・(7) ア「回答を引き延ばす」について 組織などの場合、稟議や決済に時間を要することも想定されるかと思いますが、具体的にどのくらいの期間だと引き延ばしにあたると言えるでしょうか。 ・(7) イ「合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請」について 稟議や決済をする場合、公表資料だけではわからない具体的な数字を根拠として担当者は上の者にあげる必要もあるかと思えます。公表資料以外では、どの程度までであれば「合理的な範囲」といえるのか、公表資料以外で発注者が受注者に求めることができる資料の例を教えてください。	(1) 本号は、御指摘のような「契約書の文言に入れること」を求めるものではありませんが、契約書の記載の有無にかかわらず、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず当該協議に応じず、一方的に製造委託等代金の額を決定した場合には、本号に該当し得ます。 (3) No. 186 の御意見に対する考え方を御参照ください。 (7) ア 「回答を引き延ばす」に当たるか否かは、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお示しすることはできませんが、これにより協議の実施を困難にさせる場合（運用基準第4の9(3)）には、「協議に応じず」に該当します。 (7) イ No. 192 の御意見に対する考え方を御参照ください。 協議に応じない一方的な代金決定の禁止は、代金決定に係るプロセスを問題とするものであり、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することは、定められた製造委託等代金の額の多寡を問わず、

	・〈想定される違反行為事例〉 9－2 「僅かに引き上げた額を製造委託等代金の額と定めた場合」について 「僅かに引き上げた額」とは、元の価格を基準とすると、具体的には元の価格プラス何パーセントくらいが「僅か」にあたるでしょうか。	本法上問題となります。このため、委託事業者が大幅と思われる額を従前の代金に上乘せし、製造委託等代金の額と定めた場合であっても、「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」は、9(6)に記載するような例外的な場合に該当しない限り、本号に該当し得ます。
195	(3) 9(2)に「〔中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合〕とは、中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。このような場合には、委託事業者は、中小受託事業者の求めに応じ、協議を適切に行わなければならない。」との記載があるが、「」大幅“な発注数量の減少等”としていただきたい。	御意見として承ります。
196	(4) 9(3)に「なお、「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合をいう。」との記載があるが、「協議を希望する意図が客観的に認められる場合」の例示をしていただきたい。	No. 186 の御意見に対する考え方を御参照ください。
197	(5) 9(3)に「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。なお、「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合をいう。」との記載があるが、委託事業者の繁忙状況もあるため「協議の実	御意見として承ります。

	施を繰り返し“意図的に”先延ばしにしたりして」としていただきたい。	
198	(6) 9(7) アに「中小受託事業者が代金の額の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等により、協議に応じないこと。」との記載があるが、委託事業者の繁忙状況もあるため「協議の実施を繰り返し“意図的に”先延ばしにしたりして」としていただきたい。	御意見として承ります。
199	(7) 想定される違反行為事例 9-1 に「中小受託事業者が、量産期間が終了し、補給品として僅かに発注されるだけで発注数量が大幅に減少し、製造に要する費用が上昇していることを理由に、量産時の大量発注を前提とした単価の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等して、従前の単価が適用された場合」との記載があるが、委託事業者の繁忙状況もあるため「協議の実施を繰り返し“意図的に”先延ばしにしたりして」としていただきたい。	御意見として承ります。
200	9 協議に応じない一方的な代金決定にかかる運用基準の、『協議を求めた』とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合をいう」との部分について、「協議を希望する意図が客観的に認められる場合」とは具体的にどのような場面を指しますでしょうか。運用基準で定義を明らかにしていただくか具体例を示していただきたいと思います。	No. 186 の御意見に対する考え方を御参照ください。
201	<9 協議に応じない一方的な代金決定> ・製造委託代金等の決定については、買ったとき、協議に応じない一方的な代金決定、の 2 つの禁止行為で規定されることとなる。どのように両禁止行為の適用を使い分けされるのか具体的に明示頂きたい。	買ったときの禁止と協議に応じない一方的な代金決定の禁止について、事案に応じ、違反行為が認定されたものが適用されることとなります。この趣旨については、No. 202 の御意見に対する考え方を御参照ください。
202	・労務費指針においては、発注者側から価格転嫁の必要性について確認が	協議に応じない一方的な代金決定の禁止において、中小受託事

	必要とされている一方、取適法では「受注者側から協議を求めたにもかかわらず」とされており、受注者側からの協議を基本としている点で相違がある。この相違についての解釈をご教示頂きたい。	業者から「協議を求めた」ことが要件となるのは、協議に応じない一方的な代金決定の禁止は、代金の額の多寡自体を問題とせず、代金決定に係るプロセスを問題とするものであるためです。一方、「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ & Aや本法の運用基準において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は本法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることを明確化しているところ、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、中小受託事業者が「協議を求めた」か否かにかかわらず、買いたたきの禁止に違反するおそれがあります。委託事業者としては、中小受託事業者から代金の額の引上げに関する協議を求められていない場合であっても、引き続き、労務費転嫁指針にも記載のとおり、自ら協議の場を設けることが望ましいといえます。
203	【P. 24】 第4 委託事業者の禁止行為 9 協議に応じない一方的な代金決定 (1) 協議に応じない一方的な代金決定（法第5条第2項第4号）とは、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することである。	協議に応じない一方的な代金決定に該当するかについては、個々の製造委託等について判断されることとなりますが、買いたたきと異なり、定められた製造委託等代金の額が「通常支払われる対価に比し著しく低い」ことを要しません。 9 (6)に記載するような例外的な場合に該当しない限り、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することは、定められた製造委託等代金の額の多寡を問わず、本法上問題となります。

	<意見> 例えば、「5－18 製造委託等代金を据え置くことによる買いたたき」や「5－19 その他の買いたたき」にあるように、「通常の対価」（「当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価」）に相当するものを把握できる場合には、「通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた」と同内容と理解して良いか。 （理由） 「「中小受託事業者の利益を不当に害」すること」の内容が不明確であるため、明確化を求めるもの。	
204	【P. 25】 第4 委託事業者の禁止行為 9 協議に応じない一方的な代金決定 (4) 「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは、中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。 なお、中小受託事業者の求めた事項が製造委託等代金の額に関する協議との関連性を欠く場合や委託事業者の営業秘密の開示を求めるものである場合、委託事業者により説明が尽くされているのに中小受託事業者から	委託事業者が中小受託事業者の求めに応じて「必要な説明若しくは情報の提供」をしたか否かについては、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできません。

	同じ質問が反復される場合には、そのような事項は、中小受託事業者の自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために資する事項とは言えず、当該事項に応じなくとも、問題にはならない。 <意見> 「「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは、中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。」とあるが、例えば、フードデリバリー業界全体では、各事業者において、報酬体系の変更時には十分な時間の余裕を持って取引の相手方である中小受託事業者に広く周知・説明するなどの取組を実施しているところ。このような場合には、「中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないこと」には該当しないとの理解で良いか。	
205	(5) 「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは、中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。 なお、「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げるもののほか、据え置くことも含まれる。 <意見> 「「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは、中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、	「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは、中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、「協議」に応じない場合には、通常は、これに該当します。 もっとも、入札・せり上げ等の方式において、次の事情をいずれも満たす場合には、代金決定に係るプロセスの過程で、その額で取引を行うか否かに関し中小受託事業者が自由な意思に基づき判断していると認められるため、「一方的に製造委託等代金の額を決定」することには該当しません。 代金の額の決定に際し、

	(略)協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。」とあるが、フードデリバリー業界のように多数の受注候補者(中小受託事業者)が発注者から提示された報酬額を任意に選択する取引類型の場合、すなわち、取引に際し、個々の配達案件についてその需給等を考慮して報酬額が提示され、提示を受けた受注候補者が、当該取引条件で取引決定する複数の同業の受注候補者が存在することを踏まえ、その報酬額で取引を受託するかどうかを判断する場合には、「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」には当たらないとの理解で良いか。	① あらかじめ代金の額以外の主要な取引条件(給付の内容等)が確定していること ② 委託事業者が指名する者でない①の取引条件で取引し得る複数の同業者が代金の額を提示することのできる仕組みが整えられていること ③ ②の事業者において、代金の額の決定方法に関する考え方その他取引を行うか否かを判断するために必要な情報を認識し得る状態にあること 御質問の方式においても、上記の事情に照らし(②については、「委託事業者が指名する者でない①の取引条件で取引し得る複数の同業者に対し代金の額を提示することのできる仕組みが整えられていること」と読み替えた上で)、中小受託事業者が、取引を行うか否かに関し、自由な意思に基づき判断することを通じ、自ら代金の額を決定していると評価することができる場合には、「一方的に製造委託等代金の額を決定」することには該当しません。他方、委託事業者が中小受託事業者に対し、自ら提示する代金の額での受注を見送る場合には取引を減らしたり、打ち切ったりすることを示唆した上で、これを代金の額と定めるような場合には、これに該当します。
206	【P. 25-26】 第4 委託事業者の禁止行為 9 協議に応じない一方的な代金決定 (6) 多数の中小受託事業者に対し類似の取引を委託する委託事業者が、個別協議を実施せず一律に、コスト上昇分に十分見合うよう従前の代金から	①協議に応じない一方的な代金決定の禁止は、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することを禁止するものであり、その該当性が実質的な協議が行われているか否かにより判断されることは明らかであるため、原案どおりとします。

の引上げを決定し、当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る製造委託等代金の額が定められた場合などは、一方的な代金決定によっても、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものであるとはいえない。 <意見> ① 「、当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る製造委託等代金の額が定められ」の箇所は削除すべきである。 （理由） 法は「(略) 協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することを禁止しているのであり、協議の結果として中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る製造委託等代金の額が定められなければ（つまり、中小受託者の希望した額以上に製造委託等代金を引き上げない限り利益が増加しなければ）「中小受託事業者の利益を不当に害」する場合に該当するとまでは規定していないものと理解しているところ。 このような事例のみが記載されることで、「中小受託事業者の利益を不当に害」する場合に該当しないと言えるためには、当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る代金の額を定める必要があるかのように誤解を招くおそれがあることから削除すべきである。 また、仮に原案を維持する場合においても、本事例が「中小受託事業者の利益を不当に害」する場合に該当しない唯一の事例であるかのような誤解を招かないために、あくまで一つの事例に過ぎないこと（とりわけ、交渉の結果、常に、中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る製造委託等	該当箇所の記載は、「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」に該当する場合であっても、例外的に本号に該当することにはならない事例として、一例を示したものです。 また、頂いた御意見のうち、「多数の下請事業者からの意見を募集・集約し当該意見及びコスト上昇等を勘案した製造委託等代金の額を定めた場合」について、他の中小受託事業者の意見等を勘案する場合であっても、協議を求めた中小受託事業者との関係で当該協議に応じないことは、通常、その中小受託事業者の自由な意思による価格交渉によって実現される利益が害されるといえ、本号に該当すると考えられます。 ②No. 191 の御意見に対する考え方を御参照ください。
--	---

	代金の額が定められないと「中小受託事業者の申し入れた引上げ額を不当に害」しないと認められないわけではないこと）を明記すべきであり、その他、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものではない事例として、例えば、「多数の下請事業者からの意見を募集・集約し当該意見及びコスト上昇等を勘案した製造委託等代金の額を定めた場合」など、多数の中小受託事業者に対し類似の取引を委託する委託事業者が現実的に実現可能な方法で本号（法第5条第2項第4号）を遵守できるような事例を可能な限り追記すべきである。 ② 本項は、法第5条2項4号にて、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。」とあることから、引上げ要請に伴う協議を前提にした条項であると理解して良いか。 また、引き上げ要請がない場合については、同号の書きぶりからも禁止事項自体にはあたらないものと思料しているが如何か。中小受託事業者から引上げ要請がない場合についても本項に含まれている整理となるのか、また仮に含まれる場合については、どの様な考え方を指針とすべきであるかお伺いしたい。	
207	<該当箇所> 9. 協議に応じない一方的な代金決定 (3) 「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを	No. 186 の御意見に対する考え方を御参照ください。 協議に応じない一方的な代金決定の禁止は、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代

明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。なお、「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合をいう。 (5) 「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは、中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。なお、「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げるもののほか、据え置くことも含まれる。 <意見> ・協議を希望する意図が客観的に認められる場合の客観的の具体的なガイドラインを示して頂きたい。 ・委託事業者が真摯に協議に応じた場合は、その協議結果が中小受託事業者の要求通りにならなかったとしても、了承されると認識している為、その旨を明記頂きたい。(競争力の観点も踏まえて価格は協議されるべきであり、受託事業者の不合理的な要求もありえるため、必ずしも要求通りにはならない。こうした自由な競争を阻害する様な規制は導入されるべきではない。) ・中小受託企業が関与しない取引は対象外となる為、サプライチェーン全体では、この様な禁止行為が許容されるリスクがある。よって、取適法だけではなく、独禁法の優越的地位の濫用の観点からの規制強化も検討頂きたい。	金の額を決定することを禁止するものであり、その該当性が実質的な協議が行われているか否かにより判断されることは明らかであるため、原案どおりとします。なお、最終的な製造委託等代金の額は委託事業者と中小受託事業者との協議により定められるものですが、中小受託事業者からの要請額を受け入れられない場合には、その理由や考え方の根拠を十分に説明することが必要となります。 独占禁止法に関する御意見につきましては、今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
--	--

	・発注側が中小企業で、受注側が大企業の場合、中小企業が大企業から合理的な説明も無く、一方的に値上げを要請されるケースがある。よって、委託事業者だけでは無く、受託事業者の行為を独禁法の優越的地位の濫用等により規制を検討頂きたい。	
208	＜該当箇所＞ 5. 買ったとき ＜意見＞ ・経産省の自動車産業適正取引ガイドラインの浸透により合理的な原価低減に基づく価格改定への移行が着実に進展しているも、取引適正の機運が高まる中、現場レベルでは不安を感じながら価格低減交渉や共同 VA/VE 活動を推進している状況。 価格競争力強化は業界成長、国力向上に繋がる活動であるため、各社が共通認識のもと、正しい仕事を推進すべく、合理的な原価低減の具体的な事例を発信頂きたい。 例えば、 「原価関連」では、以下の事例あり。 ・工程改善について、工法見直し（切削→プレス）、段取替え短縮 等。 ・設計簡素化について、機能統合による部品点数削減 等 ・部品/材料変更について、価格競争力のある代替品への切替 等 ・生産性向上について、数量増に伴う稼働率向上 等 「物流費関係」では、以下の事例あり。 ・梱包効率化について、リターナブル材（通い箱）の導入 等	運用基準上の該当箇所は、買ったときに該当するか否かの考え方や違反行為事例を示しているものであるため、原案どおりとします。

	・ 郵送費効率化について、混載輸送による積載効率向上 等 「検査関連」では、以下の事例あり。 ・ 品質条件見直しについて、検査条件・基準の見直し 等 ・ 検査方法見直しについて、個別検査からロット検査に見直し 等 「調達・管理費関連」では、以下の事例あり。 ・ 発注方法見直しについて、年単位の確定発注(LTA 契約)に見直し 等 ・ 約定価格について、ソーシング時に両社で取り決めた約定価格 等	
209	3 価格交渉に関する実務上の懸念 現在の取引価格には、手形サイトを前提とした金利が織込まれていることが一般的です。今回の法改正により、サイトが短縮されることで、その金利相当分の見直し交渉を行った場合、「不当な減額要求」とされる強い懸念を抱いております。これは、今回の法改正の主旨からは少し逸れるかもしれませんが、商構造に基づいた適正な取引関係そのものを阻害し、取引の安定性を損なうおそれがあります。	手形の交付の禁止に伴い、委託事業者において、支払手段を手形から現金による支払に変更した上で、製造委託等代金から一定額を割引料として減じて支払うような行為は、減額等に該当し得ます。
210	【意見】 1. 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（新第 5 条第 2 項第 4 号関係） (1) 協議を希望する意図の客観的認定と判断主体について 何をもちて「協議を希望する意図が客観的に認められる」と判断するのか、その基準や、誰がその判断を行うのかを明確にしていきたい。例えば、書面やメールでの申し出が必要なのか、口頭での申し出も含まれるのか。また、判断は何を基に誰が行うのか、当事者間での記録が重視されるのか等、実務上の運用指針を示していきたい。	(1) No. 186 の御意見に対する考え方を御参照ください。 また、運用基準において、「求め」については、「書面か口頭かを問わず」と記載しています。 (2) 委託事業者が中小受託事業者の求めに応じて「必要な説明若しくは情報の提供」をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との

(2) 協議の定義・要件 別紙４の運用基準において、「協議に応じない一方的な代金決定とは～中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、～である」とあるが、何をもって協議に応じたと言えるのか、現時点の資料では明確になっていない。協議の成立要件や、どのような対応が「協議に応じた」と評価されるのか、具体的な基準を明示していただきたい。 (3) 中小受託事業者からの価格協議に応じなかったとする主張に対する立証責任 万一、中小受託事業者側の担当者変更や認識違いにより、「価格協議を求めたが応じられなかった」との主張がなされた場合、委託者側に対し、行政から協議に応じたことの立証を求められるのか。 もし求められる場合、委託者側は行政に対し、どのような情報（議事録、メール、面談記録等）を提示すればよいか、実務上のガイドラインを示していただきたい。 (4) 労務費転嫁指針との関係整理 令和５年１１月２９日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が公表されているが、当該指針と取適法の関係が整理されておらず、取適法の範囲を遵守していれば足りるのか、それとも指針と取適法の差異を踏まえての対応を求める意図かがわからない。両者の関係性や優先順位を明確にしていきたい。 (5) 委託者が応じるべき範囲（値上げ等） 「協議を適切に行わない代金額の決定」が禁止事項であるが、きちんと協議に応じ、両者の事情を考慮してコスト上昇に対する値上げを行わないという判断に至った場合、取適法上どのような取り扱いになるのか。協議の	間の協議経過等を勘案して総合的に判断されることとなるため、原案どおりとします。 （３） 違反行為に係る申告等の情報提供があった場合には、委託事業者に対して事実関係を確認することとなります。このため、協議経過については、当事者間の認識に齟齬を生じないように、書面・電子メール等の記録を作成・保存しておくことが望ましいと考えられます。 （４） 労務費転嫁指針については、同指針上、明らかにしているとおり、同指針に記載の全ての行動を適切に採っている場合には、取引条件の設定に当たり取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられ、通常は独占禁止法及び本法上の問題は生じないと考えられることから、独占禁止法及び本法違反行為の未然防止の観点からも、同行動に沿った積極的な対応が求められるものです。 （５） 協議に応じない一方的な代金決定の禁止は、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することを禁止するものであり、その該当性は実質的な協議が行われているか否かにより判断されます。最終的な製造委託等代金の額は委託事業者と中小受託事業者との協議により定められるものですが、中小受託事業者からの要請額を受け入れられない場合には、その理由や考え方の根拠を十分に説明することが必要となります。
---	--

	結果、値上げに応じない場合でも、協議のプロセスが適切であれば違反とならないという理解で問題ないか確認したい。 (6) 協議が折り合わない場合の取引中止、取引先変更の他の禁止事項への抵触有無 コスト上昇に掛かる協議の結果、金額が折り合わないための取引の中止、競合他社への切り替えが発生することが考えられる。この場合の中止・切替は、値上げ交渉を申し出たことを理由とした、不利益な取り扱い等には該当しないという整理で問題ないか確認したい。	(6) 委託事業者が中小受託事業者に対し、取引を減らしたり打ち切ったりすることを示唆した上で、一方的に製造委託等代金の額を決定するような場合には、本号に該当し得ますが、委託事業者が中小受託事業者との間で十分に協議を行ったものの、合意に至らず別の事業者と取引を行うことが、直ちに本法に違反するものではありません。
211	P1 条文 【質問】 価格の協議について連絡を行った（委託側＞受託側）が、それに対する回答を頂けない場合、委託側では具体的にどのような対応・記録保存を行っておくべきか？ (理由) ・ 公取委調査等に備え、一方的な価格決定ではない旨の証明としたい。 ・ 受託側も協議に応じる姿勢、適切な根拠を示す努力なども必要。	協議経過については、当事者間の認識に齟齬を生じないように、書面・電子メール等の記録を作成・保存しておくことが望ましいと考えられます。
212	P24 9 協議に応じない一方的な代金決定 【意見 1】 ・ 委託側から何度も協議を呼びかけているにも関わらず協議に応じない中小受託事業者との価格は据え置く以外にない（一方的な増/減額はできない） 【対応案（アクション）】 ・ 見積体系上、各費用がどの費目に含まれているかを説明し、一定回数（訪問/電話/メールなど）を呼びかけても不足有無の協議を呼びかけても問題有の回答が無い場合、価格据え置きの合意がなされたとし、その経緯を記録に残し、価格据え置きの合意ができたものとする運用を可としたい	【意見 1】 協議に応じない一方的な代金決定は、「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めた」ことが要件となるものであり、中小受託事業者から応答がない場合については、本号には該当しません。かかる経過についても、当事者間の認識に齟齬を生じないように、書面・電子メール等の記録を作成・保存しておくことが望ましいと考えられます。 【意見 2】 No. 186 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	【意見 2】 ・（３）において、「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合も含まれるとされています。しかし、「協議を希望する意図が客観的に認められる場合」とは、どのような具体的なケースを指すのか判断が難しく、実務上の運用に不安があります。「協議先延ばしの期間」含め具体例を明示していただき、より分かりやすい運用になるようご検討をお願いいたします。 ・（７）「合理的な範囲を超えて」とはどんな場合に運用基準の中に例示いただきたい。 ・その他項目も含め、代金支払いを円滑にするための受託事業者側の努力義務についても定められたい	また、「協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合」に当たるか否かは、個々の製造委託等について判断されるものであるため、原案どおりとします。 No. 192 の御意見に対する考え方を御参照ください。 運用基準は、違反行為に関する具体的な解釈や考え方を明らかにするものであるため、原案どおりとします。
213	P26 イ 【質問】 “合理的な範囲” とは？ P26 ウ 【質問】 “具体的な理由” とは？ P26 エ 【質問】 “具体的な理由” とは？	No. 192 の御意見に対する考え方を御参照ください。 委託事業者が中小受託事業者の求めに応じて「必要な説明若しくは情報の提供」をしたか否かは、個々の製造委託等について判断されるものであるため、一概にお示しすることはできません。
214	P27 9-2 詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例 【質問】 ・「委託事業者の要求が、合理的な範囲にとどまるにもかかわらず、中小受託事業者が不当にその要求に応じない結果、協議の実施を困難にしてい	委託事業者が「コスト上昇の根拠として具体的に算定することが容易でない詳細な情報の提示を求め」る場合とは、委託事業者が中小受託事業者に対して合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、自ら協議の実施を困難にさせる場合を示した

	る場合を除く」の文言を付記すべきではないか？ ・協議実施を困難にさせる情報とはどの程度の内容か？（例：その会社固有の労務費の上昇率等）	事例であるため、原案どおりとします。 「合理的な範囲を超えて」いるか否かは、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお示しすることはできません。 なお、委託事業者としては、どのような資料であれば負担なく提出できるかについて、中小受託事業者と丁寧にコミュニケーションを取りながら協議することが望ましいと考えられます。
215	P27~28 9-3 中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例 【質問】 「要請に応じない場合には取引を減らしたり打ち切ったりすることを示唆した上で、他に」の表現は必ずしも必要ないのではないか？（取引を減らしたりの示唆をせずとも該当される事案のため）	委託事業者が必要な説明又は情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することに該当する事例として、一例を示したものであるため、原案どおりとします。
216	【協議不実施関係】 ・協議に応じない一方的な代金決定に関して、『協議を求めた』とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合をいう。」と記載されているが、委託事業者にその意図が伝わっていなければ協議を実現できないため、「協議を希望する意図が委託事業者に伝達されていると客観的に認められる場合」とすべきである。また、具体的な事例の列挙や基準を設定いただきたい。	委託事業者に対する協議を希望する意図が客観的に認められる場合とは、通常、委託事業者に対して伝達可能な方法によることが想定されるため、原案どおりとします。 No. 186 の御意見に対する考え方を御参照ください。
217	別紙 4 第 4 委託事業者の禁止行為 9 協議に応じない一方的な代金決定（3） 「協議を希望する意図が客観的に認められる場合」について、問題になる	No. 186 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	ケース・ならないケースを例示いただきたい。ある程度の例示や前提がないと、混乱や適用の濫用があることを懸念している。	
218	別紙 4 第 4 委託事業者の禁止行為 9 協議に応じない一方的な代金決定 (4) 「合理性」について、判断基準を例示していただきたい。	No. 192 の御意見に対する考え方を御参照ください。
219	4. 運用基準案・第 4・9・(6) について 「①コスト上昇分に十分見合うよう従前の代金からの引き上げを決定し、②当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る製造委託等代金の額が定められた場合」について、協議を実施しない一律の値上げであっても適法である旨の説明がされていますが、この①と②は、ともに満たさなければ、適法とならないのでしょうか？それとも、①だけ、あるいは、②だけを満たせば、よいのでしょうか？ 5. 運用基準案・第 4・9・(7) 9-2 及び 9-3 (1) について 「僅かに引き上げた」額でも「協議に応じない一方的な代金決定」の違反行為とされていますが、「僅かに」について例えば、値上げ幅の割合（例：1%未満は「僅かに」に該当する等）を明確にする予定はあるのでしょうか？ 「詳細な情報提示要求」あるいは「必要な説明又は情報を提供しない」といった問題行為がある場合でも、額の上昇が「僅か」を超える場合には違反にはならない、ということになるのでしょうか？	該当箇所の記載は、「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」に該当する場合であっても、例外的に本号に該当することにはならない事例として、一例を示したものです。例えば、コスト上昇分を踏まえて従前の代金を引き上げるものであっても、一方的に当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を下回る製造委託等代金の額を決定する場合には、その中小受託事業者の自由な意思による価格交渉により実現される利益が害されるといえ、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものに当たると考えられます。 協議に応じない一方的な代金決定の禁止は、代金決定に係るプロセスを問題とするものであり、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することは、定められた製造委託等代金の額の多寡を問わず、本法上問題となります。このため、委託事業者が大幅と思われる額を従前の代金に上乗せし、製造委託等代金の額と定めた場合であっても、「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」は、9 (6) に記載するような例外的な場合に該当しない限り、本

	6. 運用基準案・第4・9・(7) 9-2について 「詳細な情報提示要求」以外の方法により、協議の実施を困難にすることはあり得ると思いますが、そのような場合も「一方的な代金決定」の違反になるのでしょうか？	号に該当し得ます。 委託事業者が詳細な情報提示要求により協議の実施を困難にさせる場合とは、委託事業者が協議に応じない場合の事例として、一例を示したものです。
221	・第4・9＜想定される違反行為事例＞9-2についての意見（代金額の引き上げ幅は違反要件になるか） 協議に応じない一方的な代金決定（法5条2項4号）は、交渉プロセスに着目した違反行為として導入され、法文上も、交渉の結果決定された対価の額それ自体については違反行為の認定において問題とされないものと理解していますが、運用基準案第4・9＜想定される違反行為事例＞9-2では、「僅かに引き上げた額を」代金額と定めた場合が挙げられています。当該9-2の事例の趣旨は、引き上げた代金額それ自体を問題としているものではない（代金額が「僅かに」引き上げられたかどうかは違反の認定に関係がない）と理解してよろしいでしょうか。本号は新たな違反行為であり、価格交渉の実務上、違反成立要件について非常に関心が高まっているため、可能な限り明確にさせていただければと存じます。 ・第4・9＜想定される違反行為事例＞9-2についての意見（代金額が結果として適正な水準となった場合） 仮に協議のプロセスそれ自体には必ずしも十分でないところがあったとしても、結果として定められた代金額が適正な水準となった場合は、法5条2項柱書により、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものであるとはいえないとして、違反にはならないと理解してよいでしょうか。事業	協議に応じない一方的な代金決定の禁止が、代金決定に係るプロセスを問題とするものであり、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することが、定められた製造委託等代金の額の多寡を問わず、本法上問題となることは、御理解のとおりです。このため、委託事業者が大幅と思われる額を従前の代金に上乘せし、製造委託等代金の額と定めた場合であっても、「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」は、9(6)に記載するような例外的な場合に該当しない限り、本号に該当し得ます。 最終的な製造委託等代金の額は委託事業者と中小受託事業者との協議により定められるべきものであるため、例えば、コスト上昇分を踏まえて従前の代金を引き上げるものであっても、一方的に当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を下回る製造委託等代金の額を決定する場合には、その中小受託事業者の自由な意思による価格交渉によって実現される利益が害されるといえ、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものに当たると考えられます。

	者によっては、個々に価格交渉をする作業を省略した上で代金額を引き上げる選択をする可能性もあると思われるため、違反成立要件について明確にしていいただければと存じます。 ・第４についての意見（協議の結果としての取引中止の違反行為該当性等） 協議に応じない一方的な代金決定（法５条２項４号）は、交渉プロセスに着目し、代金の額を一方的に「決定」した場合の違反規定であることからすると、協議の結果、継続的な取引を中止・取りやめる（発注済みの取引を取り消したり解除するのではなく、今後の継続的な取引全体を中止・取りやめること）という結論に至った場合は本号の違反になるわけではないと理解しています。そのような理解が正しいかどうか、また、仮に、協議の結果、継続的な取引を中止・取りやめることが下請法（取適法）又は独占禁止法（優越的地位の濫用）違反になり得る場合があるという場合はどのような場合が該当するか、具体的な事例等を示していただくことが実務上有益と考えます。	委託事業者が中小受託事業者に対し、取引を減らしたり打ち切ったりすることを示唆した上で、一方的に製造委託等代金の額を決定するような場合には、本号に該当し得ますが、委託事業者が中小受託事業者との間で十分に協議を行ったものの、合意に至らず別の事業者と取引を行うことが、直ちに本法に違反し、又は優越的地位の濫用に該当するものではありません。
222	（２）９協議に応じない一方的な代金決定（３）について フードデリバリー業界においては、中小受託事業者である配達員は個人事業主として活動する場合が一般的であるが、その数は委託事業者であるフードデリバリープラットフォーム事業者に対してかなりの数にのぼる。またフードデリバリー業界における配達業務の報酬額は、注文者であるフードデリバリーアプリのユーザーから、一般的に注文から数十分以内に配達を行う注文を受託したのち、地理的条件や時間的条件、全体的な配達員の稼働状況等を踏まえ案件ごとに算定され、配達員は手持ちのスマートフォン上にて提示された報酬額や配達距離等の情報をもとに受託有無を決	（２） 委託事業者が協議の求めに応じたか否かや、中小受託事業者の求めに応じて「必要な説明若しくは情報の提供」をしたか否かについては、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできません。 （３）ア 委託事業者が協議の求めに応じたか否かや、中小受託事業者の求めに応じて「必要な説明若しくは情報の提供」をしたか否か

定する。 このような事業の性質上、個別案件ごとに各配達員と協議を行うことは非常に困難であり、また地理的条件や時間的条件、全体的な配達員の稼働状況等の報酬を構成する要素に係る具体的な金額については、営業秘密として非公開となっている。一方、委託事業者であるフードデリバリープラットフォーム事業者においては、配達員との意見交換会開催やアンケート調査を実施する事業者もあり、報酬全般に係る配達員の意見や満足度等の把握に努めている。また、各事業者において設けられたヘルプセンター等に対して、配達員から報酬に関する問い合わせや意見だしすることも常時可能となっている。 このように、委託事業者の創意工夫のもと中小受託事業者の社会的・経済的地位を定期的に把握する体制が整っており、また中小受託事業者が当該取組を認識し、かつその自由な意思を妨げられることなく報酬に係る意見等を出すことができると認められる場合においては、協議の求めを明示的に拒み、無視し、また協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合には直ちにあたらない理解でよい。また、その旨明文で示していただきたい。 (3) 9 協議に応じない一方的な代金決定 (4) について ア「必要な説明若しくは情報の提供」について 上記 1 (2) のような事業の性質上、個別案件ごとに各配達員に対して報酬に係る詳細な説明や情報の提供を行うことが難しい一方、フードデリバリープラットフォーム事業者においては、配達員専用ページや事業者 HP、問い合わせ窓口などにおいて、報酬体系の説明や情報提供を行ってお	については、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできません。 (3) イ 委託事業者が協議の求めに応じたか否かや、中小受託事業者の求めに応じて「必要な説明若しくは情報の提供」をしたか否かについては、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできません。 なお、「委託事業者により説明が尽くされているのに中小受託事業者から同じ質問が反復される場合」とは、同一の中小受託事業者から同じ質問が反復される場合をいい、HP 等で情報提供が行われていることをもって、直ちに委託事業者において何らの応答をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することが認められるものではありません。 また、営業秘密の開示は不要ですが、製造委託等代金の額を左右する要素などの事項について求められた範囲で必要な説明又は情報の提供をする必要があります。 (4) No. 205 の御意見に対する考え方を御参照ください。 この内容については、今後、中小受託取引適正化法のテキスト等において記載する予定です。 (5) No. 206 の御意見に対する考え方を御参照ください。
---	--

り、報酬体系に変更が生じる場合は、変更前に十分な時間をおいて周知を行っている。また、別途意見交換会やアンケート調査、ヘルプセンターによる問い合わせ対応等により、報酬体系について個別に確認することも可能となっている。 このように、中小受託事業者がその自由な意思のもと当該金額で配達業務を受託する（受託可能な製造委託等代金の額を決定する）にあたり、事前にその報酬一般に係る説明又は根拠となる情報の提供を行い、中小受託事業者においてもこれを認識し、追加の疑義等生じた場合において委託者に問い合わせ等ができる体制が整備されている場合においては、「その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしない」に当たらないとの理解でよい。また、その旨明記いただきたい。 イ「必要な説明若しくは情報の提供をせず」の例外について 「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」の例外として、「委託事業者により説明が尽くされているのに中小受託事業者から同じ質問が反復される場合」があるが、上記１（３）アのとおり、事前に配達員専用ページや事業者 HP、問い合わせ窓口などにおいて、報酬体系の説明や情報提供を行っており、報酬体系に変更が生じる際にはその変更前に十分な時間をおいて周知を行っている場合においては、この例外に当たると認められるとの理解でよい。 また上記１（２）のとおり、フードデリバリー業界の報酬算定に当たっては、地理的条件や時間的条件、中小受託事業者である配達員の稼働状況等を踏まえ案件ごとに算定されるところ、各要素に係る具体的な金額については各委託事業者において営業秘密として公表等していない。この場合、	御意見として承ります。
--	--------------------

中小受託事業者から報酬体系について説明または情報の提供を求められた場合であっても、一般的な報酬の構成について説明または情報の提供を実施すれば足り、各構成要素の具体的な金額については、同じく例外としてある「委託事業者の営業秘密の開示を求めるものである場合」として説明または情報の提供をせずとも問題にはならないとの理解でよい。

（４）９協議に応じない一方的な代金決定（５）について

フードデリバリー業界においては、中小受託事業者である配達員の報酬額は配達案件ごとに異なり、その金額は配達員の手持ちのスマートフォン上にて配達案件の具体的な内容とともに受託前に明示される。当該金額にて受託しないと配達員が判断した場合、スマートフォン上で当該配達業務を受託しない旨の操作が容易に可能であり、配達員は別途提示される案件を確認した上で、一般的には価格面含めより有利な条件の案件が提示された場合等に受託することになる。なおこの際、受託しない選択をしたことによる、配達員の報酬額や評価の低下、配達案件の発注停止といったペナルティ等が課せられることはなく、当該受託を拒否された案件についても、ほかの配達員に別途提示され同様のプロセスのもと受注可否が判断される。

また、フードデリバリー業界における配達員は個人事業主として活動する場合が一般的であるが、その数は委託事業者であるフードデリバリープラットフォーム事業者に対してかなりの数にのぼり、配達案件についても、通常注文受付から数十分以内に配達を行うものが日夜多く発生しているため、個別案件ごとに各配達員と協議を行うことは非常に困難となっている。一方、委託事業者であるフードデリバリープラットフォーム事業者

においては、配達員との意見交換会やアンケート調査を実施し、報酬全般に係る配達員の意見や満足度等の定期的な把握に努めている事業者もある。また、配達員専用ページや事業者 HP などにおいて、配達案件の報酬体系の説明や情報提供を随時行っており、その報酬体系に変更が生じる場合は、変更前に十分な時間をおいて配達員向け周知を行っているほか、別途ヘルプセンター等においても報酬等を含む問い合わせが可能となっている。

加えて、フードデリバリー業界の配達員は複数のフードデリバリープラットフォーム事業者に登録・併用することも一般的であり、複数事業者への登録を理由としてペナルティ等が課せられることもない。配達員にとっては、同日同時間の複数事業者間の配達報酬額の比較を容易に行うことが可能となっており、このプロセスおよび業界全体の需給バランスを通して配達員が受託可能な報酬額が調整されている。

このように、あらかじめ、報酬額を含む配達案件に関する主な内容が中小受託事業者である配達員に具体的に明示され、配達員の受託有無に関わる諾否の自由が事業の仕組み上確保されており、それが害されるような環境にもない場合は、「中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定」しているにあたらぬとの理解でよい。また、その旨運用基準においても明記いただきたい。

（５）９協議に応じない一方的な代金決定（６）について
本文中、「当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る製造委託等代金の額が定められ」については削除すべきである。法は最終的に中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る製造委託等代金の額が定められ

	なければ「中小受託事業者の利益を不当に害」する場合に該当するとまでは規定していないはずである。このような事例のみが記載されることで、「中小受託事業者の利益を不当に害」する場合に該当しないと言えるためには、当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る代金の額を定める必要があるかのように誤解を招くおそれがあるので削除すべきである。また、仮に原案を維持するとしても、本事例のみが唯一であるかのような誤解を招かないために、あくまで一つの事例に過ぎないこと（とりわけ、交渉の結果、常に、中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る製造委託等代金の額が定められないと「中小受託事業者の申し入れた引上げ額を不当に害」しないと認められないわけではないこと）を明記すべきである。また、上記１（２）～（４）を踏まえて、多数の中小受託事業者に対し類似の取引を委託する委託事業者が、製造委託等代金を含む取引条件を提示したうえで、中小受託事業者がその他の条件も踏まえて自由な意思のもと受託有無を選択している取引形態であり、それが実質的に価格交渉の機能を果たしていると認められる場合においては、一方的な代金決定によっても、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものであるとはいえないとして、事例の１つに明記いただきたい。	
223	９ 協議に応じない一方的な代金決定（３）について 「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。 なお、「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合をいう。 【ただし、多数の中小受託事業者に対し類似の業務を委託する事業形態	御意見として承ります。

	において、委託事業者が中小受託事業者の意見・実態を定期的に把握し、必要に応じた報酬条件の見直し等を行う体制を有しているときは、当該体制により協議に応じたものと認められる場合がある】」 9 協議に応じない一方的な代金決定（５）について 「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは、中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。【ただし、個別業務の製造等委託代金が瞬時に計算され、中小受託事業者がアプリ等に表示された金額を見て受託・非受託の意思決定を行う仕組みを備えた事業形態において、委託事業者があらかじめ取引条件を提示し、受託者が業務内容、提供時期、場所その他の条件を踏まえて自らの判断により受託の可否を選択することが可能な取引形態であると認められる場合は、「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」には当たらない】。 なお、「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げるもののほか、据え置くことも含まれる。	
224	【該当箇所】 第１・１(2) 【意見】 協議に応じないことについて、委託事業者に正当な理由があり、中小受託事業者も納得している場合も、一律に「問題あり」と判断することは受け入れられない。 【理由】 「協議に応じない」という事実について、たとえば、過去複数回にわたり	御意見として承ります。 なお、委託事業者が中小受託事業者の求めに応じて「必要な説明若しくは情報の提供」をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断されることとなります。

	真摯な協議を継続した結果、協議に応じられないという決定を、委託事業者、中小受託事業者双方が確認・合意したにもかかわらず、その合意を翻し、中小受託事業者が再度の価格改定協議を申し入れてきた場合に委託事業者が協議に応じなかったというケースにおいても、「協議に応じない一方的な代金決定」に抵触することになりかねない。	
225	【該当箇所】 第４・９(３) 【意見】 明示的に協議を求めているにもかかわらず、協議を希望する意図が「客観的に」認められるとはいったいどういう意味なのか、明確化すべきである。 【理由】 明示的に協議を求めているのであれば、協議を希望する意図が「客観的に認められる」事情は存在しえないと思われる。運用基準案では、協議を希望する意図について、委託事業者の担当者の「察しが悪い」ことを理由に取適法違反を問われかねない内容となっており、委託事業者としては、事業者間の交渉に予見可能性がなくなってしまうことに不安を覚える。	No. 186 の御意見に対する考え方を御参照ください。
226	【該当箇所】 第４・９(７)イ 【意見】 「合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し」の「合理的な範囲」について、明確化すべきである。 【理由】 「合理的な範囲」がどこまでを指すのか不明瞭であり、実務の予見可能性が低い。	No. 192 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	委託事業者が中小受託事業者に提示を要請する情報が、「合理的な範囲を超えて詳細」かどうかは、中小受託事業者の能力や費目自体の特性等、さまざまなパラメータによって変化するものである。そのため、「合理的な範囲」がどこまでを指すのか不明瞭なままだと、「中小受託事業者が情報を提示できなければ、委託事業者が不合理に詳細な情報の提示を要請した」という、きわめて相対的かつ結果論的な基準になるおそれがある。したがって、委託事業者のどのような要請が社会通念上不合理なのかを明示することが望ましい。	
227	【該当箇所】 第４・９(７)ウ 【意見】 「具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく」の「具体的な理由」について、どこまでの理由の説明が必要かについて明確化すべきである。 【理由】 「具体的な理由」がどこまでを指すのか不明瞭であり、実務の予見可能性が低い。	No. 189 の御意見に対する考え方を御参照ください。 委託事業者が中小受託事業者の求めに応じて「必要な説明若しくは情報の提供」をしたか否かは、個々の製造委託等について判断されるものであるため、一概にお示しすることはできません。
228	【該当箇所】 第４・９(７)エ 【意見】 「具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく」の「具体的な理由」について、どこまでの理由の説明が必要かについて明確化すべきである。 【理由】 「具体的な理由」がどこまでを指すのか不明瞭であり、実務の予見可能性	No. 189 の御意見に対する考え方を御参照ください。 委託事業者が中小受託事業者の求めに応じて「必要な説明若しくは情報の提供」をしたか否かは、個々の製造委託等について判断されるものであるため、一概にお示しすることはできません。

	が低い。	
229	【該当箇所】 第４・９・〈想定される違反行為事例〉９－２ 【意見】 「具体的に算定することが容易でない詳細な情報」について、どこまでの情報提示を中小受託事業者に求めたら、委託事業者が「協議に応じない」と判断されるかについて、さらに明確化をすべきである。 【理由】 「具体的に算定することが容易でない」という部分は、中小受託事業者の能力等にも依存し、原材料費や労務費以外（例：管理費、運送／保管費等）は、公表資料等の援用が難しく、基準が不明確になるおそれがあると考えられる。	No. 192 の御意見に対する考え方を御参照ください。
230	・意見１：別紙４ １ページ 「一方的な代金決定」が発生していない証跡をどの程度担保すべきかを明示してほしい。 レターを送付することも実務上難しい場合、発注書等の書類に「原材料の高騰等により価格改定が必要な場合はご連絡ください。」と記載することで要件を満たすか。 その他基準を例年 11 月改定のテキストにおいて明示してほしい。	協議に応じない一方的な代金決定の禁止は、「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めた」ことが要件となるものであり、中小受託事業者から応答がない場合については、本号には該当しません。かかる経過についても、当事者間の認識に齟齬を生じないように、書面・電子メール等の記録を作成・保存しておくことが望ましいと考えられます。 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
231	2. 協議に応じない一方的な代金決定 【意見】 委託事業者が上流の発注事業者から業務を請けている際（いわゆる中間事業者）、上流の発注事業者との価格交渉が決裂し、中小受託事業者の求める製造委託等代金の額の変更に応じることが難しい旨を予め説明した場	No. 189 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	合は、「協議に応じない一方的な代金決定」には当たらない旨を明記すべき。 【背景】 上流の発注事業者が価格交渉に応じないにも関わらず、中間事業者に負担を求めることは、公平性に欠けるとともに、中間事業者に対して過度な負担を強いる恐れがあるため。 【該当箇所】 (4)「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは、中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。 なお、中小受託事業者の求めた事項が製造委託等代金の額に関する協議との関連性を欠く場合や委託事業者の営業秘密の開示を求めるものである場合、委託事業者により説明が尽くされているのに中小受託事業者から同じ質問が反復される場合には、そのような事項は、中小受託事業者の自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために資する事項とは言えず、当該事項に応じなくとも、問題にはならない。 (中略) (7) 中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得	
--	---	--

	る事情がある場合において、委託事業者が次のような方法をとったときは、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」に該当し、これによって委託事業者が一方的に代金を決定した場合は、法第5条第2項第4号に該当する。 (中略) ウ 中小受託事業者が合理的な理由を示して代金の額の引上げを求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、中小受託事業者の申し入れた引上げ額の一部を拒み、又は従前の代金の額を提示すること。 エ 委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、当該引下げをした額を提示すること。 引用元 【別紙4】運用基準案（公正取引委員会 25, 26 頁） https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000295700	
232	No. 4 該当する規則（案）： 【別紙4】運用基準案 該当頁： 24 頁/24 行目-25 頁/1 行目 該当文章： なお、「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合をいう。 意見の具体的内容：	No. 186 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	「協議を希望する意図が客観的に認められる場合」とはどのような場合なのか、具体例や要件を示して頂きたい。 意見の理由： 「協議を希望する意図が客観的に認められる場合」の内容が不明確である。	
233	(3)「協議を求めた」の認定に関する明確化について 第4 9 協議に応じない一方的な代金決定 (3) 「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」の解釈について「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合をいうものとされている。この点、明示的に協議を求めているにもかかわらず協議を希望する意図が「客観的に」認められるとはいったいどういう意味なのか判然とせず、明確化していただきたい。明示的に協議を求めているのであれば「客観的に認められる」事情は存在し得ないと思われる。原案では、委託事業者側の担当者の「察しが悪い」ことを理由に取適法違反を問われかねない内容であり、委託事業者側としては、事業者間の交渉に予見可能性がなくなってしまうことに不安を覚える。できるだけ、なお書きのような不明確な解釈の余地は残すべきではない。	No. 186 の御意見に対する考え方を御参照ください。
234	【意見対象項目（該当箇所）】 運用基準案 第4-9(4) 【意見】	委託事業者が協議の求めに応じたか否かや、中小受託事業者の求めに応じて「必要な説明若しくは情報の提供」をしたか否かについては、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできません。

	案には、「(4) 「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは、中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。」とあるが、業界全体で、各事業者において、報酬体系の変更時には十分な時間の余裕を持って取引の相手方である中小受託事業者に広く周知・説明する、中小受託事業者への定期的な意見聴取や、意見交換の場の設定などの取組みを実施している。このような場合には、「中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないこと」には該当しないとの理解で良いか。	
235	【意見対象項目（該当箇所）】 運用基準案 第 4-9 (5) 【意見】 案には、「(5) 「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは、中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、(略) 協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。」とあるが、一部の業界においては、中小受託事業者に支払われる報酬額は配達案件ごとに異なり、受託前に明示される。また、その額に不満がある場合は、当該業務を拒否した上で、別の案件を受けることができるという諾否の自由がある。このような場合には、中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することには当たらないとの理解で良いか。	No. 205 の御意見に対する考え方を御参照ください。
236	【意見対象項目（該当箇所）】	No. 206 の御意見に対する考え方を御参照ください。

運用基準案

第 4-9 (6)

【意見】

案には、「(6) 多数の中小受託事業者に対し類似の取引を委託する委託事業者 が、個別協議を実施せず一律に、コスト上昇分に十分見合うよう従前の代金からの引上げを決定し、当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る製造委託等代金の額が定められた場合など は、一方的な代金決定によっても、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものであるとはいえない。」とあるが、「、当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る製造委託等代金の額が定められ」を削除すべきである。

法は「(略) 協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することを禁止しているのであり、協議の結果として中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る製造委託等代金の額が定められなければ（つまり、中小受託者の希望した額以上に製造委託等代金を引き上げて利益が増加しなければ）「中小受託事業者の利益を不当に害」する場合に該当するとまでは規定していないはずである。

このような事例のみが記載されることで、「中小受託事業者の利益を不当に害」する場合に当たらないのは、当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る代金の額を定めた場合に限られるかのように誤解を招くおそれがあるので、当該文言は削除すべきである。

	また、仮に原案を維持するとしても、本事例が「中小受託事業者の利益を不当に害」する場合に該当しない唯一の事例であるかのような誤解を招かないために、あくまで一つの事例に過ぎないこと（とりわけ、交渉の結果、常に、中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る製造委託等代金の額が定められないと「中小受託事業者の申し入れた引上げ額を不当に害」しないと認められないわけではないこと）を明記すべきであり、その他、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものではない事例として、例えば、「多数の下請事業者からの意見を募集・集約し当該意見及びコスト上昇等を勘案した製造委託等代金の額を定めた場合」など、多数の中小受託事業者に対し類似の取引を委託する委託事業者が現実的に実現可能な方法で本号（法第5条第2項第4号）を遵守できるような事例を可能な限り追記すべきである。	
237	第4 委託事業者の禁止行為 9 協議に応じない一方的な代金決定 ・「協議を求めた」には協議を希望する意図が客観的に認められる場合も含むとされているが、「協議を希望する意図が客観的に認められる場合」とはどのような場合を指すのか具体的な事例を示していただきたい。その際、委託事業者から能動的に中小受託事業者に対して協議の必要性を確認することは、委託事業者の過度な負担となり取引の萎縮化を招くおそれがあるため、委託事業者による能動的な確認は求めないこととしていただきたい。 ・「回答を引き延ばす等により協議に応じないこと」は禁止行為に当たることが示されているが、社内協議に時間を要する場合等合理的な期間回答を引き延ばすことは、当該禁止行為には当たらないという理解で良いか。	No. 186 の御意見に対する考え方を御参照ください。 「回答を引き延ばす」に当たるか否かは、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお示しすることはできませんが、これにより協議の実施を困難にさせる場合（9-(3)）には、「協議に応じず」に該当します。 協議に応じない一方的な代金決定の禁止は、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することを禁止するものであり、その該当性は実質的な協議が行われているか否かにより判断されます。最終的な製造委託等代金の額は委託事業者と中小受託事業者との協議

	・ 中小受託事業者より協議の求めがあった時点で、有効な契約が存在する場合に、中小受託事業者と協議し、次回の契約締結又は契約更新の際に協議の結果を反映することを合意したとしても、法第5条第2項第4号に直ちに違反するものではないという理解でよい。 ・ 「協議」又は「必要な説明若しくは情報の提供」を行い、その結果、製造委託等代金の額を据え置く若しくは減額の決定がなされたとしても、法第5条第2項第4号に直ちに違反するものではないという理解で良い。	により定められるものですが、中小受託事業者からの要請額を受け入れられない場合には、その理由や考え方の根拠を十分に説明することが必要となります。
238	【意見提出対象】 （４）「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案（別紙４） 【意見内容】 １ 協議に応じない一方的な代金決定 運用基準第４の９（３）[新旧対照表２４頁]に、「「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは、…のほか、例えば、…協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。」とある。このこと自体は正当と考えるが、同（７）ア[新旧対照表２６頁]や９－１[新旧対照表２６頁]には「回答を引き延ばす等して」とあり、異なる表現がとられている。前者は「したりして」であるから、先延ばしを繰り返すケースに限らない趣旨かもしれないが、そうであるならば、「回答を引き延ばす」に表現を統一すべきである。そうではなく、引き延ばしたか否かの判断は多分に評価的であり、先延ばしを繰り返すことをもってこれに該当すると判断する趣旨であるならば、表現を「協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして」に統一すべきである。	「回答を引き延ばす等」により「協議の実施を困難にさせる場合」には、「協議に応じず」に該当するため、原案どおりとします。

239	質問 8 第 4 9 (3) 明示的に協議を書面でも口頭でも求めているにもかかわらず、「協議を希望する意図が客観的に認められる」場合として想定されている具体的に示していただきたい。 社内のコンプライアンス体制の充実のため、後日、「意図が客観的に認められる」という理由で意図せず製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律違反であったことがないようにしたいが、あまりに抽象的な記載のため、違反防止のための社内周知に差し支えるためお伺いします。 質問 9 第 4 9 (4) 「委託事業者の営業秘密の開示を求めるものである場合」には、「当該事項に依じなくとも、問題にはならない」との記載があるが、これは、仮に、委託事業者と中小受託事業者の間で当該営業秘密について、機密保持契約書を締結した場合であっても、同じく、問題にならないという理解でよいのか。 というのも、営業秘密の開示を理由に委託事業者が拒んだ場合、中小受託事業者側から「それでは、機密保持契約書を締結すれば、開示は可能ですね。締結して、そのうえで、その営業秘密を開示してください」との要請を委託事業者は受ける可能性があるためお伺いする次第です。従業員数が少なく、資本金は少なく中小受託事業者に該当する企業であっても経済実態としては極めて強い交渉力を持っているケースはあり（たとえば、あ	No. 186 の御意見に対する考え方を御参照ください。 「委託事業者の営業秘密の開示を求めるものである場合」とは、秘密保持契約書を締結しているか否かを問いません。
-----	---	--

	る業界で汎用的に用いられているシステムを提供している海外企業の日本法人で、そのシステムがないとその業界での事業が難しい場合)、そうした場合、委託事業者は営業秘密の開示を余儀なくされるおそれがあるため、お伺いする次第です。	
240	提出意見： 別紙４について以下、実務を円滑にするため明確化のための質問をいたします。 第４ ９の２ 「具体的に算定することが容易でない詳細な情報の開示を求め」とありますが、実際の価格交渉では、公表資料を単に提示したからといって値上げが決まることはまずなく、その委託料の内訳の開示を求め、内訳と値上げ理由を詳細に突合しながら価格を交渉するのが通常です。また、その過程で、実は削減できたコストや不要な業務の洗い出しにもつながっているというように、詳細な情報の開示は、なあなあな交渉や不要な業務の委託の中止など当事者双方にとって有意義な場となることも多々あります。にもかかわらず、「具体的に算定することが容易でない詳細な情報の開示を求め」という記載ですと、委託事業者は、中小受託事業者からの要求があれば、内訳の精査を詳細にできずに値上げに応じることになり、とりわけ上場企業では対株主への説明責任が十分に果たせないことになりかねません。 以上を踏まえて、表現を「具体的に算定することが社会通念上著しく困難な詳細な情報の開示を求め」に改めていただきたく存じます。	委託事業者が「コスト上昇の根拠として具体的に算定することが容易でない詳細な情報の提示を求め」る場合とは、委託事業者が中小受託事業者に対して合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、自ら協議の実施を困難にさせる場合を示した事例であるため、原案どおりとします。
241	質問１０ 第４（６）	御理解のとおりです。協議に応じない一方的な代金決定の禁止は、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供をせず、

多数の中小受託事業者に対し類似の取引を委託する委託事業者が、個別協議を実施せず一律に、コスト上昇分に見合うと当該委託事業者が考える分だけ値上げをした場合であって、中小受託事業者Aの申し入れた引上げ額よりは当該値上げ額は大きいものの、中小受託事業者Bの申し入れた引上げ額よりは当該値上げ額が小さい場合、Bとの関係で、委託事業者は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律違反になるという理解でよいでしょうか。 仮に、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律違反になるとすると、多数の中小受託事業者の申し入れ額すべてよりも高い金額の値上げをする場合でないと違法になってしまうため、第4（6）でご記載いただいた事例が実務で適用される場面は考えにくいかと思い、記載の御趣旨をお伺いしたい次第です。 質問 1 1 第 4 （ 7 ） ア 「回答を引き延ばす」をしているかどうかは、一律に1か月、2か月という期間で引き延ばしているかどうかを判断されるわけではなく、通常の当事者間のやり取りの返信速度、各社の社内決定に要する時間、各社固有の事情（担当者の退職や組織変更に伴う混乱など）を総合して決まるという理解でよろしいでしょうか。 質問 1 2 第 4 9 の 2 「コスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料」の定義としては、当該中小受託事業者が事業を営む地域及び産業にお	一方的に製造委託等代金の額を決定することを禁止するものであり、該当箇所の記載は、「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」に該当する場合であっても、例外的に本号に該当することにはならない事例として、一例を示したものです。 御理解のとおり、「回答を引き延ばす」に当たるか否かは、個々の製造委託等について判断されます。 該当箇所の記載は、「詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例」を示したものであり、委託事業者が協議の求めに応じたか否かや、中小受託事業者の求めに応じて「必要な説明若しくは情報の提供」をしたか否かについては、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできません。
--	---

	ける最低賃金の上昇率や春季労使交渉の妥結額を指すという理解でよろしいでしょうか。 全国平均の値と、東京における値とでは乖離があり、また、産業ごとでも上昇率には差があります。その場合に、中小受託事業者が自社に都合のよい、全国平均などを公表資料として用いる例も散見されるため、上記の明確化を求める次第です。	
242	【取適法施行に向けた代金の設定・協議関係】 ・現行法では資本金基準を満たさず製造委託先等から割戻金が支払われている取引先について、今後当該取引先との取引が取適法適用対象取引となった場合には、中小受託事業者が割戻金を負担させることとなるため、減額に該当すると理解している。この場合、施行前までに取引先と取引条件（製造委託等代金）に関する協議を行い、協議の結果、割戻金相当額を考慮した製造委託等代金になっていたとしても減額・買いたたき等の違反にはならない理解でよい。	割戻金相当額を考慮した製造委託等代金を定めることについて、発注時に定めた製造委託等代金の額を減ずるものではないため、減額には該当しません。他方、本法の施行後、本法対象となる取引について、通常対価（従前の代金）に比して著しく低い製造委託等代金の額を不当に定める場合には、買いたたきに該当し得ます。

(4) 支払遅延（手形払等の禁止等）・減額に関する意見について

No.	意見の概要	考え方
243	「第4 委託事業者の禁止行為」について 「2 支払遅延」 「2-16 一括決済方式の使用による支払遅延 委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた。」について、「決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた」としても、製造委託等代金に当該受取手数料を上乗せして支払う場合は、支払遅延には該当しないことを運用基準において明記すべきである。	製造委託等代金の支払について一括決済方式又は電子記録債権であって「中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等を負担する必要があるもの」を用いた場合は支払遅延に該当するため、原案どおりとします。 なお、これに該当するか否かについては、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできませんが、支払手段の決済に伴い中小受託事業者が受取手数料等を一時的に負担することとなる場合には、あらかじめ書面による合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む。）の上、委託事業者が中小受託事業者に対し支払期日までに別途受取手数料等相当額の金銭を支払うなどにより、中小受託事業者が支払期日に製造委託等代金の満額に相当する現金を確実に受領しているようにする必要があります。また、その旨について、本法第7条の書類等の作成・保存をする必要があります（記録規則第1条第1項第8号ハ及び第9号ニ）。
244	「3 製造委託等代金の減額」 「カ 中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くこと。」に関連して、中小受託事業者と書面等により合意している場合は、一括決済方式や電子記録債権を使用する場合に中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等を負担することは、減額に該当しないことを明記すべきである。	製造委託等代金の支払について一括決済方式又は電子記録債権であって「中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等を負担する必要があるもの」を用いた場合は支払遅延に該当します。 これは、取引上の立場が弱い中小受託事業者は、委託事業者との間で対等な交渉を行うことが困難であり、書面等による合意があっても、意思に反し、受取手数料等の負担を押し付けられる蓋然性が高いことから、中小受託事業者との書面等による合

		意の有無にかかわらず、支払遅延に該当すると整理されるものであり、原案どおりとします。
245	〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉 2-12 支払日が金融機関の休業日に当たることを理由とした支払遅延 「書面による合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む）がされていないにもかかわらず」との記載について、同様のケースと考えられる2-6（力）においては、「書面で合意していないにもかかわらず」と記載されているため、表現を統一すべきである。「書面による合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む）」が、特定運送委託以外の類型には適用されないのかについても、明確にすべきである。 また、2-6（力）で記載の事例と同じ事例であれば、「支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意していないにもかかわらず」という表現を統一して用いるべきである。 さらに、毎月の特定日（支払期日）に金融機関を利用して支払っている場合において、金融機関の休業日により、支払期日が月によって2日程度順延されることは、委託側と受注側のいずれの責任でもない。仮にあらかじめ書面の合意があっても支払遅延と認定されるのであれば、多くの企業でシステムの改修を強いられる可能性があるため、意味を明確にすべきである。	2（6）力においても「書面による合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む。）がされていないにもかかわらず」と記載しており、この考え方が特定運送委託以外にも当てはまることは明らかであるため、原案どおりとします。
246	4. 「第4 委託事業者の禁止行為」に関して (1) 2(5)に「満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するものについては、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するときは、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえないことから、「当該製造委託等代金	「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」か否かは、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお示しすることはできませんが、運用基準では、想定事例として2-15や2-16を記載しています。 なお、一括決済方式又は電子記録債権であって満期日・決済日

	の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」として取り扱う。」と記載があるが、具体的にどのような場合にこれに該当するのか具体事例を示し、記載の趣旨を明確にしてほしい。また、どのような金融サービスであれば本要件は満たすことが可能なのか具体例を示していただきたい。	等が製造委託等代金の支払期日より後に到来し、中小受託事業者に対する訴求権が行使され得るものは、「金銭による支払と同等の経済的効果」が生じるとはいえませんが、 また、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、「支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するとき」は、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」として取り扱われ、支払遅延に該当します。
247	<該当箇所> 2. 支払遅延 2-13 請求書が提出されないことを理由とした支払遅延 委託事業者は、自己の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、中小受託事業者が役務を提供したにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて製造委託等代金を支払っていた。 <意見> ・運送業界は従来、取適法が対象ではなかったため、業界の特徴として請求/支払いまで紙媒体で実施しているケースが多く、支払遅延のリスクが高い。そのため、デジタル化の推進・導入等の支援を検討して頂きたい。	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
248	・第4・2 特定運送委託において想定される違反行為事例 2-13 について一般論として、請求書がないことを理由に支払わないことが支払遅延に該当することはある程度理解できるが、運送委託の場合、どのようなルートを用いたか、最終的な高速料金等が請求書が来ないとわからない場合も	御意見として承ります。

	ある。そのような場合にまで、請求書の発行がないことを理由に支払いを遅らせたことが支払遅延になるというのは実運用上難しいケースもあると思われる。なので、留保として、請求書が到着するまで支払額が明確にならない費目がある場合には、そうした費用については、請求書が到着してから速やかに支払えばよいという記載をしていただきたい。	
249	【P. 14】 第4 委託事業者の禁止行為 2 支払遅延 2-13 請求書が提出されないことを理由とした支払遅延 委託事業者は、自己の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、中小受託事業者が役務を提供したにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて製造委託等代金を支払っていた。 <意見> ① 従量制料金については、請求書が提出されないことを理由とする支払遅延の例外にすべきである。 （理由） 従量制料金についても、請求書が提出されない際に、あらかじめ定められた支払期日に支払いを行おうとする場合、予測値による支払いにならざるを得ないが、確定していない金額での支払いを義務付けることは契約法の基本原則に反するものと思料。また、予測値と実績値で乖離が生じた場合に委託事業者が遅延損害金を支払う義務を負うのは公平ではないことに加え、仮に支払超過となった場合に返還請求権を行使して良いかも不明確である。	御意見として承ります。

	② 委託事業者が請求書の提出を催促したにもかかわらず、中小受託事業者の帰責事由により請求書が提出されない場合、遅延損害金の支払義務は発生すべきでない。 (理由) 請求遅延時の遅延損害金不適用の理由については、まず法的な観点から、中小受託事業者の債務不履行に起因する遅延であり、遅延損害金請求は認められるべきではない。特に委託事業者側が適切な催促等の対応を行っている場合、委託事業者側に帰責性は認められないと思料する。 また、実務的な観点からは、中小受託事業者側の請求遅延を奇貨として遅延損害金を得ようとすることを助長するおそれがあり、中小受託事業者側の不適切な行為を事実上助長することは、法の趣旨に反するのではないか。	
250	■一括決済方式または電子記録債権を用いた支払いに関して 製造委託等の代金の支払いについて、委託事業者と中小受託事業者の間で合意のうえ、一括決済方式または電子記録債権の満期日を、製造委託等の目的物を受領した日から60日に設定し、物品の売買契約を締結していたとする。(＝満期日が到来した場合は、割引・利息の支払いを要することなく、中小受託事業者が代金の満額を受領できる条件。) しかし物品の納品後、中小受託事業者が自社の都合で、目的物の納品から30日目に代金を受け取ることを希望し、割引を受けて代金を受領した場合、当該行為は委託事業者の支払遅延には該当しないという理解で良いか？	御理解のとおり、製造委託等代金の支払について一括決済方式又は電子記録債権であって「満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日以前に到来するもの」を用いた場合は、「支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受け等る等の行為を要するとき」に当たらないため、支払遅延に該当しません。
251	運用基準案において、「金銭及び手形以外の支払手段であって当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭	御質問のケースについては、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできませんが、製造

	と引き換えることが困難であるものを使用すること」は、支払遅延に該当する、とされており、さらに、「金銭及び手形以外の支払手段」には、例えば、一括決済方式（明示規則第1条第1項第5号に規定する債権譲渡担保方式又は同号に規定するファクタリング方式若しくは同号に規定する併存的債務引受方式をいう。）、電子記録債権（同項第6号に規定する電子記録債権をいう。）が該当する、とされています。 この金銭及び手形以外の支払手段について、例えば当社では、期日前割引という手形の利点はそのままに、リスク・コスト・手間を大幅に軽減するペーパーレスの支払システムを利用しています。当該システムのウェブサイトにもあるとおり、「支払データ1件につき、システム使用料●円（税抜）をお支払いいただきますが、納入企業さまへの支払時に支払データ1件あたり支払手数料●円（税抜）を差し引いて支払うので、支払企業のご負担は実質無料となります（別途、銀行への振込手数料が必要となります）。」という仕組みで、必ずしも納入企業（中小受託事業者）に支払期日に満額の代金が振り込まれるわけではありませんが、このサービスも一括決済方式や電子記録債権と同様に取適法の規制対象となるのでしょうか。	委託等代金の支払について一括決済方式又は電子記録債権であって「中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等を負担する必要があるもの」を用いた場合は支払遅延に該当します。
252	以下のような支払手段で委託事業者が中小受託事業者に支払を行う場合には支払遅延や減額に該当しないか。 ー委託事業者は金融機関との契約により、委託代金、それに加え金利やサービス利用料分の債務を金融機関に負う。一方で金融機関は中小受託事業者に対する委託代金の支払い義務を負う。	御質問のケースについて、違反行為に該当するか否かは、一概にお答えすることはできませんが、製造委託等代金の支払について一括決済方式又は電子記録債権であって「満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するもの」を用いた場合は、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、「支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要すると

	－金融機関は、中小受託事業者に対して、委託事業者に代わって支払期日までに委託代金全額を振り込む。このとき振込手数料等は差し引かれない。 －委託事業者が金融機関に委託代金等を実際に支払うのは支払期日以降の日でもよい。金融機関はその期間の長短に応じて金利やサービス利用料等を委託事業者から徴求する。	き」は、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」として取り扱われ、支払遅延に該当します。 また、中小受託事業者が支払期日に代金の満額に相当する現金を受領した状態となることが確保されていないときも、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえないことから、支払遅延に該当します。
253	2 支払手段（第4・2(5)） 「満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するものについては、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するときは、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえないことから、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」として取り扱う」とするが、これは割引を受ける行為を一切否定するものであり、改正法5条1項2号の文言に反する。 また、参議院経済産業委員会（令和7年5月13日）における担当審議官の答弁（「今後、電子債権とかファクタリングでもし払うということになりますと、…場合によってはその手数料分を発注者が負担をするというような取引になる」（発信番号152））とも異なる内容でもある。 法律の文言及び国会答弁を踏まえた運用基準の修正を行うべきである。	本規定の趣旨は、国会でも御審議いただいたとおり、中小受託事業者が支払期日に代金の満額に相当する現金を確実に受領しているようにするものであり、本法第5条第1項第2号は、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない支払手段を使用することを禁止しています。 運用基準の内容は、本規定の趣旨に従い、当委員会で運用していく上での考え方を検討し、お示ししたものであるため、原案どおりとします。
254	運用基準改正案第4の2(5)で、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」（改正法5条1項2号）の例として、「①一括決済方式又は電子記	No. 253 の御意見に対する考え方を御参照ください。

録債権の支払の期日（いわゆる満期日・決済日等）が製造委託等代金の支払期日より後に到来する場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の支払期日に金銭を受領するために、・・・割引を受け・・・必要があるもの」が挙げられ、さらに、「他方、満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するものについては、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するときは、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえないことから、『当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの』として取り扱う。」としているのは、改正法５条１項２号の明文に反すると考える。

すなわち、改正法５条１項２号において、「金銭と引き換えることが困難である〔支払手段〕」による支払が禁じられているのは、「金銭と引き換える」（＝割引をする）ことを要する支払手段であること自体は許容しつつ、その引き換え（＝割引）が「困難であるもの」に限りこれを禁じるという意味にしか読めない。例えば、金銭と引き換えることが容易なものが「金銭と引き換えることが困難であるもの」に該当しないことは、文言上明らかである。

それにもかかわらず、改正運用基準案のように、「割引を受け・・・必要がある〔支払手段〕」が当然に「金銭と引き換えることが困難である〔支払手段〕」に該当すると解してしまうと、そもそも「割引を受け・・・必要がある」（＝金銭と引き換える必要がある）だけで当然に「金銭と引き換えることが困難である」ということになってしまい、明らかに文言解釈の

	範囲を超えている。 同様に、改正運用基準案が採用する、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」（改正法５条１項２号）を「金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない支払手段」であるとする解釈は、「金銭と引き換えることが困難である〔支払手段〕」を「金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない支払手段」と読み替えており、文言解釈の範囲を超えている。 そもそも、第 217 回国会参議院経済産業委員会令和 7 年 5 月 13 日において、貴委員会向井康二参考人は、「今後、電子債権とかファクタリングでもし払うということになりますと、〔①〕支払期日に満額が得られるような満期を設定するとか、場合によっては〔②〕その手数料分を発注者が負担をするというような取引になるというふうに考えておるところでございます。」という答弁をしており、①下請代金の支払期日に満額が得られる支払手段（＝決済日が下請代金の支払期日以前の支払手段）が認められることに加えて、さらに、②下請代金の支払期日に満額が得られるような決済日を設定しない支払手段であっても、割引手数料を発注者が負担するものであれば認められる、という趣旨の答弁をしている。運用基準案はかかる国会答弁に反する。 よって、運用基準案第 4 の 2(5)は全部削除されるべきと考える。	
255	取適法の運用に関し質問させていただきます。	製造委託等代金の支払について一括決済方式又は電子記録債権であって「中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる

	A:支払いについて（電子債権・ファクタリング等） 現在現金払いが殆どですが、一部サイト付きで電子債権やファクタリング方式での支払いを行っております。 その場合に「(何等かの)手数料が発生し、それは製造委託等代金から差し引かれる」との情報が有ります。 説明会においては、 「代金相当額を支払期日までに全額受け取ることにする」との条件では、「禁止事項の”減額”に該当する」との話を聞きましたので、その場合 ①手数料等を確認してその分上乗せして支払えば問題無いか？ ②見積りをもらい、その段階で「決済手数料は単価に織り込み済み」とするとして”運用上”問題無いか？ ③継続取引の場合、中小受託事業者から減額された金額を翌月の請求分に請求して貰い支払って”運用上”問題無いか？ ②&③は基本的には法律に抵触するとも考えられますが、運用ではその様にしないと委託事業者も中小受託事業者も労力過多になると思われます。 又、①においても支払を依頼する機関においては手数料の金額が異なる為、支払の際にも確認の労力が発生しますが、こちらは支払サイドの問題で解決できるので現実的かと思われます。	受取手数料等を負担する必要があるもの」を用いた場合は支払遅延に該当します。 なお、これに該当するか否かについては、No. 243 の御意見に対する考え方を御参照ください。
256	意見①： <該当資料>【別紙4】 運用基準案 <該当箇所>11 頁 第4 委託事業者の禁止行為 2 支払遅延 <意見等>	①～③のような方式で委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、「支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するとき」は、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製

	「委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するときは、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない」とされている。 これは、一括決済方式又は電子記録債権において、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者が割引料を負担して早期資金化を行い、支払期日に満額の受取ができないながらも①割引料相当額を委託事業者が中小受託事業者宛に別途支払う、または②製造委託等代金に予め割引料相当額を上乗せして委託事業者が中小受託事業者宛に支払うことで実質的に満額受け取ることができる、あるいは③その他に類する形で割引料相当額を何らかの形で後から委託事業者が補填する場合、「金銭による支払と同等の経済的効果」は生じると考えられるため、これらは禁止行為にあたらないという理解でよいか。仮に、当該行為に該当する場合、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者が割引料を負担して早期資金化を行い、支払期日に満額の受取ができないのであれば、実質的な負担者が誰かに拠らず現金振込の際には発生しない利息等が発生することをもって「同等の経済的効果が生じるとは言えない」と解釈されれば考えればよいか。 また、「割引を受ける等の行為」には、中小受託事業者が一括決済方式又は電子記録債権を利用するにあたり、事前にファクタリング会社や金融機関等との間で（包括的な）利用契約を締結する行為は含まない、という理解でよいか。	造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」として取り扱われます。 一概にお答えすることはできませんが、割引を受ける等の行為を要するものであるか否かについては、個々の製造委託等について判断されることになります。
257	意見②： <該当資料>【別紙4】 運用基準案 <該当箇所>11 頁 第4 委託事業者の禁止行為 2 支払遅延 <意見等>	「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」か否かは、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお示しすることはできませんが、運用基準では、想定事例

一括決済方式又は電子記録債権の支払の期日（いわゆる満期日・決済日等）が製造委託等代金の支払期日より後に到来する場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の支払期日に金銭を受領するために、当該支払手段を担保に融資を受けて利息を支払ったり、割引を受けたりする必要があるものについては、使用が認められないこととされている。 当該支払手段の買取（ノンリコース）によって金銭を受領するものについては、中小受託事業者に対する訴求権が行使されることもなく、委託事業者が支払期日における割引料等を負担する場合は、「金銭による支払と同等の経済的効果」があり、使用が認められるとの理解でよい。 （支払方法の例） a. 中小受託事業者は支払期日において電子記録債権が自動的に割り引かれ、支払われることとする。ただし、割引料等は委託事業者が負担し、中小受託事業者が支払期日に必ず当該製造委託等代金の満額に相当する現金を受け取ることができる方法。 b. 中小受託事業者は自らの判断で支払期日以降の任意の日により電子記録債権を割引する/しないを選択できるようにする。ただし、中小受託事業者が割引した際の割引料等は委託事業者が負担し、中小受託事業者が望めば、支払期日（または支払期日以降の任意の日）に当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることを可能とする方法。 a、bともに委託事業者の負担方法は、割引料等（支払期日～電子記録債権の満期日の分）につき、①電子記録債権に加算し発生させる、②委託事業者が中小受託事業者へ直接支払う、③その他の方法（委託事業者が直接取	として 2-15 や 2-16 を記載しています。この趣旨については、No. 246 の御意見に対する考え方も御参照ください。 なお、b については、支払期日に製造委託等代金の満額に相当する現金を受け取るために、中小受託事業者が割引を受けるか否かを選択することを要するため、通常、「支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するとき」に該当すると考えられます。 いかなる「負担方法」をとるかにかわらず、満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来する支払手段を用いた場合において、中小受託事業者が支払期日に代金の満額に相当する現金を受領した状態となることが確保されていないときは、支払遅延に該当することとなります。
--	---

	扱金融機関等へ支払う等)を想定。	
258	意見③: <該当資料>【別紙4】 運用基準案 <該当箇所>11 頁 第4 委託事業者の禁止行為 2 支払遅延 <意見等> 一括決済方式又は電子記録債権を使用する場合に、中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等を負担する必要があるものについては、使用が認められないこととされている。 当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等について、①手数料相当額を委託事業者が中小受託事業者宛に別途支払う、②製造委託等代金に予め上乗せして委託事業者が中小受託事業者を支払う、あるいは③その他の方法で手数料相当額を何らかの形で後から委託事業者が補填し、いずれにおいても支払期日に受託事業者が製造委託等代金の満額に相当する現金を確実に受け取れる場合には、使用が認められるとの理解でよい。	金銭による支払と同等の経済的効果が生じるか否かについては、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできませんが、支払手段の決済に伴い中小受託事業者が受取手数料等を一時的に負担することとなる場合には、あらかじめ書面による合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む。）の上、委託事業者が中小受託事業者に対し支払期日までに別途受取手数料等相当額の金銭を支払うなどにより、中小受託事業者が支払期日に製造委託等代金の満額に相当する現金を確実に受領しているようにする必要があります。また、その旨について、本法第7条の書類等の作成・保存をする必要があります。（記録規則第1条第1項第8号ハ及び第9号二）
259	<意見> 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案の「第4 委託事業者の禁止行為」の「2 支払い遅延」（5）について 本（5）では「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」の考え方が示されており、その中に一括決済方式（金融機関が提供するもの）の支払の期日（いわゆる満期日・決済日等）が製造委託等代金の支払期日より後に到来する場合において、中小受託事業者が支払期日に金銭を受領するために、割引を受ける必要があるものが挙げられている。さらに、この場合	御質問のケースについては、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできませんが、一括決済方式又は電子記録債権であって「満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するもの」について、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であって、「支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するとき」に該当せず、また、中小受託事業者が支払期日に代金の満額に相当する現金を受領した状態となることが確保されているときは、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」には該当しませ

	に、委託事業者が割引料を負担することとする場合であっても、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するときは、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの困難であるもの」に該当するという考え方が示されている。 上記を踏まえると、上記の場合（一括決済方式の決済日が製造委託等代金の支払期日より後に到来する場合）、委託事業者が割引料を負担する場合で、委託事業者の金融機関への指図のみにより中小受託事業者の割引行為を何ら必要とせずに自動的に割引（金融機関から中小受託事業者への割引代金の支払い）が行われるものについては、中小受託事業者において割引料の負担がなく、かつ割引行為を要するものではないため、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」には該当しないという理解をしているが、かかる理解でよい。	ん。
260	3 支払遅延 運用基準第4の2（5）に、一括決済方式等の「満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するものについては、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するときは、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえないことから…」とある〔新旧対照表12頁〕。ここで問題にしているのは、「割引を受ける等の行為を要する」ことによって、手間がかかっていることか。だとすると、持参債務の原則（民法484条）の下、金銭化するには払戻し等の手間がかかるにもかかわらず、下請法上（そして取適法上	製造委託等代金の支払について、「支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するとき」は、中小受託事業者の能動的な行為を要するという点で、支払期日に製造委託等代金の満額に相当する現金を受領した状態となることが確保された銀行振込の場合とは異なると考えられます。

	も)、銀行振込みによる弁済が許容されていることと何が違うのか明らかにされたい。手間以外の何かを意味しているのであれば、それを明示されたい。	
261	4 不当減額／支払遅延 中小受託事業者が希望してクレジットカードによる決済を行う場合に、中小受託事業者には加盟店手数料の負担がかかる。カード会社による立替払等の金額が製造委託等代金と等しい額であるならば、不当減額には該当しないと理解してよい。カード会社による立替払等から加盟店手数料が差し引かれる場合はどうか。 以上の点は、取適法5条1項2号の「金銭及び手形以外の決済手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」との関係ではどうか。支払遅延に該当するの可否かを運用基準第4の2で明示すべきである。	中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた製造委託等代金の額を減ずることは、手数料等の減額の名目を問わず、本法で禁止される減額に該当します。 また、御質問のケースについては、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできませんが、「金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用」した場合は、支払遅延に該当します。 委託事業者が金銭以外の支払手段を使用した場合は、本法に基づく調査に必要な情報として、当該支払手段や当該支払手段の引換えに関する所定の事項について記録する必要があります(記録規則第1条第1項第7号ハ)。
262	意見2 対象事項 運用基準案 第4 2(5) 「支払手段について満期日・決済日等までに支払不能等が生じ、中小受託事業者が当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることができないような場合」との表現について、銀行振込による支払いの場合での以下の点を明確にされたい。 例えば、支払期日の1営業日前に委託事業者が中小受託事業者の指定した銀行口座に対して代金の満額の振込を行い、同日に受託事業者の口座に着金したものの、着金後支払期日の前に受託事業者の口座にかかる金融機関が破綻してペイオフ処理がなされたために、支払期日において受託事業	銀行振込は、現金による支払と同様に取り扱われ、「金銭及び手形以外の支払手段」に当たらないため、御質問のケースについて、支払遅延には該当しません。

	者が代金全額を利用できなかったとしても、銀行口座への振込は金銭と同様に扱われ、かつ受託事業者の口座に着金している以上、委託事業者として不払いの責任を負わないという理解でよい。	
263	【意見】 運用基準案第4の2(5)では、「満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するものについては、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するときは、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえないことから、『当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの』として取り扱う。」とされています。 この点、 ・ 中小受託事業者との取引開始時において、中小受託事業者から、支払期日において割引を申し込む旨の包括的同意をあらかじめ取得する。 ・ その上で、各発注に係る支払期日が到来したときは、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要せずに、上記合意の下、自動的に製造委託等代金の満額が得られるようにする。 ・ なお、親事業者が、割引料等を負担することは当然の前提とする。 という場合、満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来する電子手形を用いても、上記のとおり、各発注に係る支払期日のたびに、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を行うことなく、製造委託	御質問のケースについては、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできませんが、一括決済方式又は電子記録債権であって「満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するもの」について、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であって、「支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するときに」該当せず、また、中小受託事業者が支払期日に代金の満額に相当する現金を受領した状態となることが確保されているときは、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」には該当しません。

	等代金の満額を受け取ることができるため、経済的にみて、当該電子手形は現金と同等のものと評価できると考えられるが、そのように考えて問題ないでしょうか。	
264	別紙４について以下、実務を円滑にするため明確化のための質問をいたします。 質問４ 第４ ２の１３ 委託事業者が請求書を受領せずに、代金を支払った場合、監査法人に会社法や金融商品取引法上行うべき監査における指摘事項として問題視される可能性が高いところ、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律に基づけば請求書を受け取らずとも代金支払いをしたことは、会社法又は金融商品取引法等そのほかの日本の法令違反について違法阻却事由となるという理解でよろしいでしょうか。 質問５ 第４ ３の２１ 「１円以上の切捨てによる減額」という表題ではあるものの、４円を切捨てた場合、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律違反になるという理解でよろしいでしょうか。 具体例が、「１０００円未満の端数」と記載されており、１円という金額感と１０００円という金額感で大きな差があるため、確認したい次第です。 質問６ 第４ ７の１５	質問４について 本法においては、中小受託事業者からの請求書の有無にかかわらず、受領後 60 日以内で、かつ、できる限り短い期間内において定めた支払期日までに製造委託等代金を支払う必要があります。 質問５について 御指摘のような場合も、代金の減額に該当します。 質問６について 委託事業者が中小受託事業者に運送の役務以外の役務を提供させることについては、No. 148、No. 150 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	委託事業者と中小受託事業者の間の契約にて、中小受託事業者による関税や消費税の立替払い及び後日の委託事業者からの中小受託事業者への当該税額分の償還について記載がある場合、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律違反にならないという理解でよい。	
265	第4 委託事業者の禁止行為 2 支払遅延 (6) 改正法の適用対象 改正法が適用される対象を明確にすべきである。例えば、今年度(2025年4月1日～2026年3月31日納入)について、2025年3月31日までに手形支払を含む支払条件で合意した注文書を交付している場合、2026年1月1日～3月31日の納入分についても、既に合意済みの支払条件で支払いを継続してもよいかについて、企業によって判断が異なる可能性がある。 仮に契約の変更が必要となる場合、多数のサプライヤーとの間で膨大な作業が発生することが想定される。したがって、施行日前に締結された契約など合理的な理由がある場合については、施行日前の契約条件を引き続き適用しても行政指導や行政処分等の対象とはしない措置を設けるべきである。	本法は令和8年1月1日から施行されるところ、本法の規定は本法の施行後に行われた製造委託等が対象となり、本法の施行前に行われた製造委託等については、なお従前の例によります。このことは、条文の記載から明らかであるため、原案どおりとします。
266	◆第4 委託事業者の禁止行為 <該当箇所> 2. 支払遅延 (5) 製造委託等代金の支払について、「手形を交付すること」並びに「金銭及び手形以外の支払手段であって当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 なお、本法は令和8年1月1日から施行されるところ、本法の規定は本法の施行後に行われた製造委託等が対象となり、本法の施行前に行われた製造委託等については、なお従前の例によります。また、本法では、御指摘の「猶予期間」等に係る規定

	であるものを使用すること」は、支払遅延に該当する。 <意見> ・手形での受取が残ったまま受託事業者への支払だけを現金化するのは、大企業や中堅企業の資金繰りが苦しくなる。ついては、そうした板挟みになる企業への資金繰りの支援、税制上の優遇措置や、猶予期間の設定、段階的な現金払いへの移行等、激変緩和措置を検討して頂きたい。	はありません。
267	意見 2：手形支払の禁止について 該当文書：「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案（別紙 4） 該当箇所：P11～14、第 4 委託事業者の禁止行為 2 支払遅延 意見文： 手形支払禁止の適用開始時期につきまして、公開されている運用規定には明記が見当たりません。一方で、令和 6 年 5 月 23 日付官報に掲載された附則第 2 条第 2 項の記載内容からは、「令和 8 年 1 月 1 日以降に受発注された取引に対して適用される」と解釈できるものと考えます。 つきましては、実務対応において企業が円滑に準備を進められるよう、運用規定や関連資料（ポイント解説等）において、適用時期を明確に記載いただきますようお願い申し上げます。 手形支払の禁止については、中小受託事業者の資金繰り負担軽減という観点から、趣旨は理解いたします。 しかしながら、現在も手形による支払を部分的に行っている委託事業者においても、禁止措置が導入されることにより、財務上、実務上に大きな影	本法は令和 8 年 1 月 1 日から施行されるところ、本法の規定は本法の施行後に行われた製造委託等が対象となり、本法の施行前に行われた製造委託等については、なお従前の例によります。 このことは、条文の記載から明らかであるため、原案どおりとします。 また、本法では御指摘の「猶予期間」等に係る規定はありません。

	響、負担が生じます。 手形サイト短縮時（120 日→60 日）のように、対応のための猶予期間を設けていただくなど、柔軟な移行措置をご検討いただけますようお願い申し上げます。	
268	2. 手形払等の禁止（新第 5 条第 1 項第 2 号関係） (1) 適用開始時期について いつの取引分から適用になるのか、何を基準として考えればいいかわからない。考えられるケースとしては、次のような分類が考えられるが、どれを基準とすればよいのか。 ①1 月 1 日以降に「発注」した案件 ②1 月 1 日以降に「着手」された案件（12 月発注、1 月着手など） ③1 月 1 日以降に「納品」された案件（12 月発注・着手、1 月納品など） ④1 月 1 日以降に「支払」を行う案件（12 月中納品、1 月末支払など）	本法は令和 8 年 1 月 1 日から施行されるところ、本法の規定は本法の施行後に行われた製造委託等が対象となります。本法の施行前に製造委託等がされた場合については、なお従前の例によります。
269	振込手数料の負担について、書面等の合意があるものまで禁止とすることに違和感があります。原案のとおり、書面等合意は除外とすることでよいと考えます。もっと額が大きくなる点について保護すべきと考えます。	取引上の立場が弱い中小受託事業者は、委託事業者との間で対等な交渉を行うことが困難であり、書面等による合意があっても、意思に反し、振込手数料の負担を押し付けられる蓋然性が高いことから、中小受託事業者との書面等による合意の有無にかかわらず、減額に該当するとするものであるため、原案どおりとします。
270	P15 3 製造委託等代金の減額 カ 【質問】 合意があっても違反認定される理由をご教示いただきたい 取引上、売買以外にも様々な形で代金が発生しうるため、優越的地位の濫用が疑われない範囲においては、合意あった場合の表面上、減額にあたる取引については許容していただけないか？ 例）各種データ連携におけるシステム維持費用の負担など	No. 269 の御意見に対する考え方を御参照ください。

271	【該当箇所】 第4・3(1)カ 【意見】 振込手数料をどちらが負担するかについて、ルールを定めるべきではない。 むしろ、振込手数料の負担について、委託事業者と中小受託事業者における適切な合意形成プロセスの確保を目的としたルールにする方が、企業間の対応の自由度が広がり、望ましい。 〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉3-13の記載も削除すべきである。 【理由】 振込手数料について、委託事業者と中小受託事業者のどちらの費用負担とするか明示的な事前の「合意」があれば、代金額もその前提で合意されているはずで、実質的には何ら問題がないはずである。	No. 269 の御意見に対する考え方を御参照ください。
272	(2) 振込手数料の負担を一律委託事業者側の負担とするルール変更について 第4 委託事業者の禁止行為 3 製造代金の減額 カ 「中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くこと」が製造代金の減額行為に該当するとし、これまでは明示的な合意があれば適法とされたものが新たに違法とされた。 振込手数料についてどちらの費用負担とするか明示的な事前の「合意」が	No. 269 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	あれば、代金額もその前提で合意されているはずで、実質的には何ら問題がないはずであるのに、振込手数料は委託事業者側が負担することとする変更がなされている。明確な合意があれば、実質的な問題はないのだから、費用負担をどちらが行うかについてはルール変更をせず、むしろ、振込手数料負担をどちらにするかに関する適切な合意形成プロセスの確保を目的としたルールにする方が事業者間の対応の自由度が広がり望ましいのではないか。（ゆえに３－１３の違反事例の記載も不要と考える。）	
273	1. (別紙 4)「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案（新旧対照表）における「第 4 委託事業者の禁止行為」について (1) 3 製造委託等代金の減額 (1) カについて ア 一般的な商取引では想定されない送金方法を指定された場合の振込手数料について 中小受託事業者より一般的な商取引では想定されない送金方法（例：海外口座や特殊な決済サービス等）を指定され、それにより生じる振込手数料が過大となった場合においては、従来通り発注者と中小受託事業者があらかじめ書面または電磁的方法により合意をすることで、当該振込手数料を中小受託事業者負担とする取扱いとし、その旨運用基準において明記いただきたい。 専ら日本国内で事業を営む中小受託事業者においては、日本国内の金融機関口座を保有していることが一般的であると思慮されるが、中小受託事業者の意思のもと選択されたそれ以外の口座や決済サービス等に製造委託等代金を支払う場合において、日本国内金融機関における振込手数料の一般的な金額を超過するような振込手数料まで委託者負担とすることは、	(1) ア 委託事業者は、支払方法について、中小受託事業者と合意の上、製造委託等をした場合に直ちに明示することが求められるものであり、その支払方法をとる限り、製造委託等代金を支払うべき委託事業者においてその支払に係る必要な費用を負担する必要があると考えられるため、原案どおりとします。 なお、例えば、製造委託等に当たって製造委託等代金の振込先を国内口座とする旨の合意があり、国内口座への振込とする旨明示されていたにもかかわらず、その後に海外転居した中小受託事業者の都合により代金の海外口座への振込が必要となった場合には、海外口座への振込でなければ生じなかった費用の増加分については、当該中小受託事業者負担させることは認められるものと考えられます。 (1) イ 支払方法については、事業者間で合意の上、委託事業者が製造委託等をした場合に直ちに明示することが求められるものであり、その支払方法をとる限り、製造委託等代金を支払うべき委

「発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図る」という法改正の趣旨・目的を超えるものとする。また、仮に製造等委託代金の支払い方法を国内口座に限定する等の対応を発注者が行った場合、独占禁止法やフリーランス法への抵触するリスクや負担が委託事業者において発生するほか、支払方法の限定が認められる場合においても、振込手数料を負担すれば海外口座等で支払いを受けることができた中小受託事業者にとっては、かえって不便をかける恐れがある。これらを踏まえ、委託事業者が負担する振込手数料等の額に上限を設け、それ以上の費用については委託者・中小受託事業者双方の合意により取り扱いが可能となる旨としていただきたい。 イ 中小受託事業者の要望により振込回数を増やす場合の事務コスト等について 製造委託等代金の支払い回数について、基本的な支払い回数は月に一度以上と定めつつ、中小受託事業者の要望に基づき、予め定められた支払い日時とは別に、追加的に製造等委託代金の支払い回答を増やすことができる「即日出金」といった支払い手段を提供している場合、委託事業者における支払い手続き増加のため、追加の事務コストや外注費等を踏まえ、定期的な支払いに伴う振込手数料よりも過大な手数料が発生する場合がある。このような場合、上記１（１）アの趣旨も踏まえ、契約上定められた定期的な支払いに係る振込手数料については委託者負担としつつ、中小受託事業者の要望に基づき発生した追加的な支払い回数に伴う事務コストや外注費等については、従来通り発注者と中小受託事業者があらかじめ書面または電磁的方法により合意を取ることで、当該振込手数料を中小受託事業者負担とする取扱いとし、その旨運用基準において明記いただきたい	託事業者においてその支払のために必要な費用を負担する必要があると考えられるため、原案どおりとします。
---	---

	い。	
274	2. (別紙 6)「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改正案(新旧対照表)における「第 2 特定業務委託事業者に求められる事項」について (1) 2 特定業務委託事業者の遵守事項(本法第 5 条)(2)イ(イ)について ア 一般的な商取引では想定されない送金方法を指定された場合の振込手数料について 上記 1 (1)と同様の趣旨により、特定受託事業者より一般的な商取引では想定されない送金方法(例：海外口座や特殊な決済サービス等)を指定され、それにより生じる振込手数料が過大となった場合においては、従来通り特定業務委託事業者と特定受託事業者があらかじめ書面または電磁的方法により合意を取ることで、当該振込手数料を特定受託委託事業者負担とする取扱とし、その旨運用基準において明記いただきたい。 イ 特定受託事業者の要望により振込回数を増やす場合の事務コスト等について 上記 1 (1)イと同様の趣旨により、予め契約上において定められた定期的な支払い期日とは別に、特定受託事業者の要望のもと報酬の支払い回数を追加的に増やした結果発生した事務コストや外注費等については、従来通り特定業務委託事業者と特定受託事業者があらかじめ書面または電磁的方法により合意を取ることで、当該事務コストや外注費等を特定受託委託事業者負担とする取扱とし、その旨運用基準において明記いただきたい。	特定業務委託事業者は、支払方法について、特定受託事業者と合意の上、業務委託をした場合に直ちに明示することが求められるものであり、その支払方法をとる限り、報酬を支払うべき特定業務委託事業者においてその支払いに係る費用を負担する必要があると考えられるため、原案どおりとします。 なお、例えば、業務委託に当たって報酬の振込先を国内口座とする旨の合意があり、国内口座への振込とする旨明示されていたにもかかわらず、その後に海外転居した特定受託事業者の都合により報酬の海外口座への振込が必要となった場合には、海外口座への振込でなければ生じなかった費用の増加分については、当該特定受託事業者負担させることは認められるものと考えられます。

275	3. 運用基準案等における具体的な改定案の提案について 以下項目については、委託者/特定業務委託者と中小受託事業者/特定受託者が法の趣旨・目的を踏まえ特に適切な運用を実施できるよう、具体的な改定案についても提案させていただきたい。 ●(別紙4)「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案(新旧対照表) 3 製造委託等代金の減額(1)力について 「中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くこと。 【ただし、中小受託事業者が、一般的な商取引において通常想定されない送金方法(例：海外口座や特殊な決済手段等)を指定し、または契約上予め指定された支払い回数を超えて追加的な支払いを求めたことにより、一般的な商取引において想定される振込手数料を著しく上回る振込手数料が発生する場合においては、当該手数料を中小受託事業者が負担する旨を、書面または電磁的記録によりあらかじめ合意しているときは、不当な減額に該当しないものとする】」	御意見として承ります。
276	2 特定業務委託事業者の遵守事項(本法第5条)(2)イ(イ)について 「報酬を特定受託事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を特定受託事業者に負担させ、報酬の額から差し引くこと。 【ただし、中小受託事業者が、一般的な商取引において通常想定されない送金方法(例：海外口座や特殊な決済手段等)を指定し、または契約上予め指定された支払い回数を超えて追加的な支払いを求めたことにより、	御意見として承ります。

	一般的な商取引において想定される振込手数料を著しく上回る振込手数料が発生する場合においては、当該手数料を中小受託事業者が負担する旨を、書面または電磁的記録によりあらかじめ合意しているときは、不当な減額に該当しないものとする】」	
277	第4 委託事業者の禁止行為 3 製造委託等代金の減額 ・ボリュームディスカウントの割戻金等、合理的理由に基づき中小受託事業者が委託事業者に金銭を振り込む際の振込手数料を中小受託事業者に負担させることは、「製造委託等代金の減額」に当たらないという理解で良いか。	ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金（例えば、委託事業者が、一の中小受託事業者に対し、一定期間内に一定数量を超える発注を達成した場合に、当該中小受託事業者が委託事業者に支払うこととなる割戻金）であって、あらかじめ、当該割戻金の内容を取引条件とすることについて合意がされ、その内容について書面又は電磁的記録の作成がされており、当該書面又は電磁的記録における記載又は記録と明示されている製造委託等代金の額とを合わせて実際の製造委託等代金の額とすることが合意されており、かつ、当該明示と割戻金の内容が記載されている書面又は電磁的記録との関連付けがされている場合には、当該割戻金は製造委託等代金の減額には当たらないと考えられます。 当該割戻金の内容として、振込手数料が含まれていることが合意されている場合には、当該振込手数料を中小受託事業者に負担させることは、製造委託等代金の減額には当たらないと考えられます。
278	3. 振込手数料について 振込手数料の負担について、現行の文面で推測はできるものの、推測にとどまるため、判断が困難となっています。改正に合わせ、テキストでの指南等説明が十分になされることを求めます。	御意見として承ります。

(5) 明示義務に関する意見について

No.	意見の概要	考え方
279	特定運送委託において、月額定額での契約を締結している場合、運送明細は発生するが、発注書のやり取りというものは現行、行われていない。施行後については、どう考え、どう対応する必要があるのか？運送明細を発注書とするならば、支払期日や料金、支払方法が契約書に記載してある場合、その紐づけを運送明細に記載する運用が必要か？	特定運送委託をした委託事業者は、原則として特定運送委託をした都度、明示規則第1条第1項各号に掲げる事項（以下「明示事項」といいます。）の明示をする必要がありますが、明示事項のうち、一定期間共通である事項（例：支払方法、検査期間等）がある場合に、あらかじめ当該事項を書面の交付又は電磁的方法による提供により明示したときは、その期間内においては特定運送委託の都度明示することは要しません（明示規則第1条第3項）。この場合において、その都度明示の際に、「代金の支払方法等については〇年〇月〇日付けで通知した文書によるものである」等を明示することにより、その都度の明示と共通事項の明示との関連性を明らかにする必要があります（運用基準第3の1(1)）。
280	中小の製造受託事業者として、日常的に大手発注元との継続的な取引を行っております。その中で、以下のような支払に関する実態を経験しており、本件規則案の趣旨に強く賛同するとともに、より明確な運用指針の整備を要望いたします。 ■経験した事例と課題 ある取引において、発注元より納品済みの製品代金について、事前の説明や合意なく「相殺」を理由に支払いが保留される事態がありました。 具体的には、製品代金よりも、発注元から支給された原材料や副資材の金額が上回るため、「相殺の結果マイナスなので、支払いは行わない」と一方的に通知されました。	委託事業者は、中小受託事業者の給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料を自己から購入させた場合に、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する製造委託等代金の支払期日より早い時期に、支払うべき製造委託等代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を中小受託事業者に支払わせることによって、中小受託事業者の利益を不当に害する場合、本法に違反することになります（本法第5条第2項1号）。 加えて、本法では、取引に係るトラブルを未然に防止する観点から、「製造委託等に関し原材料等を委託事業者から購入させる

契約上、原材料代金を製品代金から相殺する条項は存在していたものの、副資材の扱いや相殺後にマイナスとなった場合の精算方法についての明記はなく、また、事前の支払保留通知もないまま当月の支払がゼロとされていました。 このような運用は、以下の点で中小受託事業者にとって非常に不安定かつ不利益をもたらします： 月次の資金繰り計画が立たない（事前通知がないため） 支払いが一方的な解釈で操作されることに対して、異議を申し立てづらい力関係 契約条文にない取り扱い（副資材の相殺対象化）まで既成事実化される傾向 ■規則案への要望 第4条に基づく明示義務について、以下の点をより強く反映していただくことを希望します： 相殺の対象となる金額の内訳を明示する義務 → 原材料、副資材、ロット違い等を区別し、相殺対象として明記されたもののみに限定すべきです。 支払保留や相殺処理を行う際の事前通知義務 → 月次支払日前に、相殺予定金額や処理理由を中小側に共有することを明確に義務化していただきたいです。 マイナス相殺時の処理方法についての明文化 → 支払額がマイナスになる場合でも、ゼロ精算とするのではなく、相殺処理の一時保留または協議を義務づける規定が必要です。	場合は、その品名、数量、対価及び引渡しの期日並びにその決済の期日及び方法」を明示事項の対象としています（明示規則第1条第1項第7号）。 本法では、このような規定を適切に運用することにより、委託事業者と中小受託事業者との間の有償支給原材料等の対価の決済に関する適正化を図っていくこととしているため、原案どおりとします。
---	--

	中小受託事業者は、限られたリソースで納期と品質を担保しながら大手発注元との信頼関係を維持しております。支払処理に関する不透明さや一方的運用が続けば、継続的な委託受託関係の健全な発展を妨げかねません。 本規則の実効性確保のため、上記ご検討いただければ幸いです。	
281	明示に関する規則において、運送事業者への運送委託については「貨物自動車運送事業法」においても書面の交付が義務付けられております。改正される取適法と貨物自動車運送事業法を同時に網羅できるような発注内容の明示および書面交付の事例を示してほしい。	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
282	*別紙１* ・第１条第１項第２号 「製造委託等」の定義は記載されないのでしょうか。 法令の名称に「製造委託等」という文言が入っている、かつ、法第２条第６項の「製造委託等」の定義と同義であるという理由で定義規定を省略されているのかとお見受けしますが、規則上も定義規定があったほうがわかりやすいのではないかと考えます。	「製造委託等」の定義は本法で設けており（本法第２条第６項）、本法第４条に基づく明示規則において当該定義された字句を用いても、その解釈に疑問を生ずるおそれがないため、原案どおりとします。
283	*別紙３* ・第１条第１項第２号 「製造委託等」の定義は記載されないのでしょうか。法令の名称に「製造委託等」という文言が入っている、かつ、法第２条第６項の「製造委託等」の定義と同義であるという理由で定義規定を省略されているのかとお見受けしますが、規則上も定義規定があったほうがわかりやすいのではないかと考えます。	「製造委託等」の定義は本法で設けており（本法第２条第６項）、本法第７条に基づく記録規則において当該定義された字句を用いても、その解釈に疑問を生ずるおそれがないため、原案どおりとします。
284	・第１条第４項 「未定事項以外の事項の明示との関連性を確認することができるように」	御意見として承ります。

	の部分、一見して意味内容が掴みにくいので、例えば「先行して行った他の事項の明示との関連性を確認することができるように」などと言い換えてはいかがでしょうか。	
285	・第4条第2号 書面の交付が不要な場合として、「当該製造委託等について既に法第四条第一項又は第二項の規定に基づき書面の交付がされていた場合」が列挙されていますが、法第4条第2項は、法第4条第1項の規定に基づく書面の交付がされていない場合を想定している規定と理解しています。「法第四条第一項…の規定に基づき書面の交付」がされているのであれば、委託事業者は、製造委託等をした後、直ちに法第4条第1項の記載事項を書面で交付しているので、そもそも第2項は適用されないのではないのでしょうか。 一方、例えば、①製造委託等をした後、直ちに電磁的方法で法第4条第1項の記載事項を明示、その後、委託事業者側で任意に法第4条第1項の記載事項を記載した書面を交付した場合であれば、中小受託事業者から書面の交付の請求があってもそれに応じる必要はないと考えます。 また、②製造委託等をした後、直ちに電磁的方法で法第4条第1項の記載事項を明示、その後、中小受託事業者の求めに応じて法第4条第1項の記載事項を記載した書面を交付した場合は、その後中小受託事業者から書面交付請求があっても、既に対応済みなのでこれに応じる必要はないと考えます。 ①②のケースを勘案し、規則第4条第2号は「当該製造委託等について、既に法第四条第一項の事項が記載された書面の交付がされていた場合」という表現にするのはいかがでしょうか。	明示規則第4条第2号は、委託事業者が中小受託事業者に明示事項を電磁的方法により明示した場合において、委託事業者が、中小受託事業者から当該明示事項を記載した書面の交付を求められたときに必ずしもこれに応じなくとも、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として定めるものであり、書面の交付を受ける中小受託事業者の保護の観点から、当該製造委託等について既に「法第4条第1項又は第2項の規定に基づき」書面の交付がされていた場合に限定する必要があるため、原案どおりとします。
286	1. (別紙 1)「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅	本法第4条第1項の規定による明示は、①明示事項を記載した

	延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」案に対する意見 (1)第1条第3項 第1条第1項の規定による明示は「書面又は電磁的記録の交付又は電磁的方法による提供により行わなければならない。」とされていますが、第1条第3項では「あらかじめその旨を書面の交付又は電磁的方法による提供により明示したときは」とされています。これらの規定によれば、後者の明示には「電磁的記録の交付」によるものは含まれないこととなるのでしょうか。 (3)「第3 委託事業者の明示の義務」「1 明示すべき事項」の(1) 文中の「あらかじめ当該事項を書面の交付又は電磁的方法による提供により明示したときは、その期間内においては製造委託等の都度明示することは要しない」との部分について、上記1.(1)で述べた意見と同趣旨です。	書面の交付、又は、②明示事項を記録した電磁的記録の電磁的方法による提供により行わなければならない（明示規則第1条第1項柱書）。そして、②明示事項を記録した電磁的記録を電磁的方法により提供する場合は、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法（明示規則第2条第1項第1号）又は電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法（明示規則第2条第1項第2号）のいずれかによります（運用基準第3の3参照）。
287	1. 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第4条の明示に関する規則（明示規則）に対して (1) 同規則第2条「電子メールその他のその受信する者を特定して」とは、例えば明示事項の一部を購買約款に記載し、公開されているウェブページに掲載して、閲覧できる状態にすることも（発注書に関連付けを記載すれば不特定の受信も）含めるべきである。 (2) 同規則第4条第1号にいう「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」とはどのような場合を指すか？ フリーランス法の場合、使用していた SNS サービスの終了という、特定受託事業者の責めに帰すべからざる事由の事例が書かれているが、同様に考えてよいか（委託事業者の責めに帰すべからざる場合であっても応じるべきということか）？ (3) 同規則第4条第3号では、特定受託事業者の場合は、インターネッ	明示規則第2条第1項第1号に規定する「電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法」とは、電子メール、EDI 等のほか、ショートメッセージサービスやソーシャルネットワーキングサービスのメッセージ機能等、受信者を特定して送信することのできる電気通信を送信する方法をいいます（運用基準第3の3参照）。例えば、委託事業者が明示事項の一部を掲載しているウェブページをあらかじめインターネット上に設けている場合に、委託事業者が他の明示事項とともに、当該ウェブページの URL を記載して中小受託事業者宛てに電子メールにより送信する方法もこれに該当し得ると考えます。 「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」の具体例等の詳細に

	トのみを利用する方法により締結された契約に係るものであれば、書面交付請求に応じることを免除されているが、特定受託事業者ではない中小受託事業者のほうが規模が大きいのであるから、同様の免除規定を入れるべきではないか？	については、今後、フリーランス・事業者間取引適正化等法の運用や本法の特性も踏まえつつ、中小受託取引適正化法のテキスト等においてお示しする予定です。 その他は御意見として承ります。
288	別紙 1 明示規則案について 1. 物流業界における「特定運送委託」も規則の明示対象であることを明確にすべきである 本規則案では、「製造委託等」とされていますが、現行下請法の枠組みにおいては、貨物自動車運送事業法に基づく特定運送委託も明示義務の対象です。 しかしながら、今回の改正および本規則案では、「製造委託・修理委託」中心の表現が多く、物流（運送）委託が除外されるような誤解を与えるおそれがあります。 実務上も、多くの荷主企業（発注者）が「物流は下請法の明示義務対象ではない」と誤認しており、契約書・明細交付すら行われていないケースが多数あります。 したがって、次のような対応をお願いしたいと考えます。 2. 具体的要望 （1）明示の対象に物流（特定運送委託）を含む、旨を明文化 本規則または別途 Q & A、ガイドラインにて、明確に明記してください。 （2）様式例に「物流委託に関する契約書」または「特定運送委託」の明示書式を追加 製造委託のテンプレートでは物流実務に適合しません。運賃や附帯業務の記載例を含めてください。	本法における「製造委託等」には特定運送委託も含まれ（本法第 2 条第 6 項）、特定運送委託をした委託事業者も、当然に本法上の義務及び遵守行為の規定を遵守する必要があります。 今般の法改正により新たに追加された特定運送委託を含め、今後とも、本法の考え方の周知に努めてまいります。 その他の頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。

	(3)「委託者が定型取引慣行として契約書を交わさない場合」の注意喚起 実態として契約書不交付が常態化しているため、明示義務違反の判断基準を事前に示していただきたいです。 3. 補足意見 物流業界では、(1)元請が複数の下請へ再委託する「多重構造」、(2)口頭依頼やライン等による非文書発注、(3)運賃が記載されていない発注書などが常態化しており、まさに「不当な委託取引」が多発する分野です。今回の制度設計にあたり、取適法は物流も含めた対象であるという点を、実務上誤解のない形で広く明示していただくことが極めて重要です。制度趣旨の実効性を担保する観点から、物流分野での明示義務の徹底が不可欠であると考え、意見を提出いたします。	
289	3. 「第3 委託事業者の明示の義務」に関して (1) 従来の運用基準では「3 電磁的方法による提供」に「また、親事業者は、3条書面に代えて電磁的方法による場合には、下請事業者に不利益を与えないようにするため、「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」(平成13年3月30日)を踏まえる必要がある。」との記載があったが、本案にはこの記載がない。このため「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」(平成13年3月30日)は廃止か、または、これに相当する新たな留意事項の策定予定があるのか確認したい。	今後、「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」は廃止した上、その内容は、今般の改正法の内容も踏まえて中小受託取引適正化法のテキスト等においてお示しする予定です。
290	・運送委託については、物量の多さと変更頻度の高さから、全ての変更都度、書面改正の対応は実務上困難を極めると共に、運送会社にとっても煩雑な対応を強いられるため、初回の書面交付と実績確定時の書面交付で許容される運用を検討頂きたい。	御意見として承ります。 なお、特定運送委託をした委託事業者による明示については、No. 100、No. 279 の御意見に対する考え方を御参照ください。
291	6. 書面等の交付義務に関する電磁的方法の適用拡大について(新第4条	委託事業者が本法第4条第1項又は同条第2項の規定による書

	関係) (1) 書面の交付を求められた場合の対応 書面交付義務について、中小受託事業者から書面の交付を求められた場合には、当該書面の交付が必要となるが、交付の記録が確認できない状態で中小受託事業者が「交付されていない」と主張してきた場合、委託事業者が取り得る自衛策は何か。例えば、送信記録や受領確認の取得、電子署名・タイムスタンプの活用など、委託事業者側の防御策として有効な手段を明示していただきたい。	面の交付をした場合、当事者間の認識に齟齬を生じないように、書面・電子メール等のやり取りの記録を保存しておくことが望ましいと考えられます。
292	明示規則案には、フリーランス法施行規則 1 条 5 項（改正案では 6 項）に相当する規定が設けられていないが、その理由を問う。フリーランス法施行規則 1 条 5 項の規定は、特定受託事業者の使用に係る通信端末機器等による「受信」や、当該特定受託事業者への「到達」といった、フリーランス法や同施行規則の他の条項にはない概念が用いられており、もともと適切ではなかったと思料する。今般の明示規則案に合わせて、フリーランス法施行規則 1 条 5 項も削除すべきである。	本法の施行に必要なため御指摘のような公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則第 1 条第 5 項に相当する規定を置いていません。なお、明示規則第 2 条第 1 項の方法は同条第 2 項による必要があります。 また、公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則第 1 条第 5 項の規定は、厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則第 3 条第 2 項と同様の規定となっているものです。その他は御意見として承ります。
293	3 明示の方法 明示規則第 2 条第 1 項第 1 号及び同第 2 条第 1 項第 2 号の定めは、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則」（令和六年公正取引委員会規則第三号）第 2 条第 1 項及び第 2 項の定めと同一又は類似しているため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」（令和 6 年 5 月 31 日、公正取引委員会・厚生労働省）第 2 部 - 第 1 - 1 - （5） - イに示されている解釈と同趣旨、との理解で良いでしょうか。	明示事項を記録した電磁的記録を電磁的方法により提供する場合として明示規則第 2 条第 1 項各号に定める方法については、運用基準第 3 の 3 を御参照ください。 一の製造委託等について、本法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれもが適用される場合には、それぞれの法律に定める明示すべき事項を一の書面や電子メール等にまとめて示すことができます。なお、本法とフリーランス・事業者間

	たとえば、上記「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」第2部 - 第1-1 - (5) - イで示されている、「ウェブメールサービス、クラウドサービス等のように特定受託事業者（本法でいえば中小受託事業者。以下同じ。）の通信端末機器等に必ずしも到達しない方法による場合は、通常であれば、特定受託事業者が3条通知（本法でいえば4条明示。以下同じ。）の内容を確認し得る状態となれば「通信端末機器等により受信」したといえ、3条通知が特定受託事業者に到達したもの」とみなされ、電子メール等により送信する方法には、「業務委託事業者（本法でいえば委託事業者。以下同じ。）が明示事項の一部を掲載しているウェブページをあらかじめインターネット上に設けている場合に、業務委託事業者が他の明示事項とともに、当該ウェブページのURLを記載して特定受託事業者宛てに電子メールにより送信する方法」「業務委託事業者が明示事項を記載した書面等を、電磁的記録をファイルに記録する機能を有する特定受託事業者のファクシミリへ送信する方法」等も例示として含まれる、との理解で良いでしょうか。 本法の中小受託事業者が、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和五年法律第二十五号。以下「FL法」と略します。）第2条第1項に定める「特定受託事業者」にも該当し、当該中小受託事業者との取引が、本法及びFL法の重複適用を受ける場合、本法第4条で定める発注内容等の明示と兼ねられ、FL法第3条で定められている取引条件の明示を別途行う必要はない、との理解で良いでしょうか。	取引適正化等法のいずれかのみに定める明示すべき事項があるときは、当該事項も明示しなければなりません。
294	別紙4 第3 委託事業者の明示の義務 3 明示の方法	本法第4条第1項の規定による明示の方法については、No. 286の御意見に対する考え方を御参照ください。

	・適法な明示方法は、（１）明示事項を記載した書面の交付、（２）明示事項を記載した電磁的方法による提供（電子メール等に明記のうえ提供）、（３）明示事項を記録した電磁的記録の記録媒体の交付、及び（４）明示事項を記録した電磁的記録の電磁的方法による提供（電子ファイル等を添付した電子メール等による提供）、の全４点であるとの理解であっているか。 ・上記理解が合っている場合、「法第４条第１甲の規定による明示は、明示事項を記載した書面の交付、明示事項を記載した電磁的方法による提供、又は明示事項を記録した電磁的記録の記録媒体の交付若しくは電磁的方法による提供により行わなければならない。」との表現が適切ではないか。	
295	（１）「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」案（別紙１） ・第１条についての意見（デジタル払いの可否及び明示すべき事項） 本改正規則案第１条には、フリーランス法における、公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（公正取引委員会規則第三号）第１条１項第１１号と異なって、いわゆるデジタル払いに関する明示の規定がありませんが、一方で、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第七条の書類等の作成及び保存に関する規則」案（別紙３）第１条７号には、支払に金銭以外の支払手段を使用した場合の規定があります。これらの規定の状況からしますと、取適法下においては報酬をデジタル払いすることも可能と理解してよろしいでしょうか。たとえばデジタル払いを用いた場合、取	令和６年１２月に取りまとめられた企業取引研究会報告書において、「デジタル通貨での支払に関しては、企業取引間の支払になじむかどうかなど、実態を見極めつつ、更なる検討が必要である」との提言がされており、運用基準等においてデジタル通貨による支払を認めることは考えていません。デジタル通貨での支払が「金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」に該当した場合は、支払遅延となります。 委託事業者が金銭以外の支払手段を使用した場合は、本法に基づく調査に必要な情報として、当該支払手段や当該支払手段の引換えに関する所定の事項について記録する必要があります

	適法 4 条に基づく明示としてはデジタル払いに触れる必要はないものの、取適法 7 条に基づく書類の作成・保存義務としては一定の記載の必要が生ずるという理解でよいのか、明らかにしていただきたいと存じます。 ・第 4 条についての意見（電磁的方法による提供を希望する旨の申出の方法） 「中小受託事業者から法第四条第一項の規定による明示について当該電磁的方法による提供を希望する旨の申出があった場合」には、たとえば、当該取引についての共通事項として、基本契約書等において「本基本契約が適用される個別の発注に係る取適法 4 条の明示について、（中小受託事業者）は、電磁的方法による提供を希望するものとする。」などの条項を置いた場合でも充足すると考えてよいでしょうか。申出の方法について何らかの制限があるようであれば、具体例を明らかにしていただければと存じます。	（記録規則第 1 条第 1 項第 7 号ハ）。 「中小受託事業者から法第 4 条第 1 項の規定による明示について当該電磁的方法による提供を希望する旨の申出（書面又は電磁的方法によるものに限る。）があった場合」（明示規則第 4 条第 1 号本文）とは、中小受託事業者から本法第 4 条第 1 項の規定による明示について特定の電磁的方法による提供を希望する旨の申出があった場合のほか、委託事業者が本法第 4 条第 1 項の規定による明示についてあらかじめ中小受託事業者の承諾を得た場合も含みますが、いずれの場合も書面又は電磁的方法によるものに限ります。 また、中小受託事業者から、今後の取引について一括して同号本文に規定する「申出」があった場合には、当該「申出」に係る電磁的方法による提供を受けない旨の申出（撤回の申出）がない限り、製造委託等の都度「申出」がなくとも、明示規則第 4 条第 1 号本文の適用があります。 御指摘のような基本契約書等の書面において、当該基本契約が適用される製造委託等に係る明示規則第 4 条第 1 号の規定による明示について「電磁的方法による提供を希望する」旨の記載があった場合、通常、同号本文に規定する「申出」があったと考えられますが、同号本文が適用されるか否かは、取引の実態に応じて個別の事例ごとに判断されます。
296	●「第 3 4 中小受託事業者から書面の交付を求められた場合の対応」について 運用基準案においては、以下の記載があるが、事実上、規則第四条の内容	具体例等の詳細については、今後、フリーランス・事業者間取引適正化等法の運用や本法の特性も踏まえつつ、中小受託取引適正化法のテキスト等においてお示しする予定です。

	をそのまま転記しているだけの内容であり、運用基準としての役割を果たしていない。 より平易な内容とすべく解説等を記載し、かつ、それぞれの具体例を示すべきである。 「委託事業者は、中小受託事業者に明示事項を電磁的方法により明示した場合においても、その事業者から当該明示事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、明示規則で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として明示規則で定める場合には、必ずしも当該書面を交付する必要はない。そのような場合は、次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合である。 ア 中小受託事業者から法第4条第1項の規定による明示について当該電磁的方法による提供を希望する旨の申出（書面又は電磁的方法によるものに限る。）があった場合。ただし、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該明示を受けた事項をその使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧することができない場合を除く（明示規則第4条第1号）。 イ 当該製造委託等について既に法第4条第1項又は第2項の規定に基づき書面の交付がされていた場合（明示規則第4条第2号） ウ ア又はイに掲げる場合のほか、当該製造委託等に係る行為が「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号）第2条第5項に規定する業務委託事業者による同条第3項に規定する業務委託に該当する場合において、同法第3条第2項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合（同法第2条第1項に規定する特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合）に該当するとき。」	
--	--	--

297	意見④： ＜該当資料＞【別紙１】 明示規則案 ＜該当箇所＞製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則 １頁 第１条 ＜意見等＞ 運用基準案に従えば、一括決済方式または電子記録債権等、方式や手段の違いにかかわらず、中小受託事業者は第一条四で明示することが義務付けられている「支払期日」までに満額受け取ることが把握できれば必要十分であることから、一括決済方式または電子記録債権においてその満期日・決済日等を敢えて支払期日よりも前に到来させるものでなければ、「第一条五のハ 当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する額の金銭を当該金融機関に支払う期日」や、「第一条六のロ 電子記録債権法に規定する当該電子記録債権の支払期日」については明示不要ではないか。 少なくとも、第一条五のハと第一条六のロについては、「その決済手段により、満期日・決済日が支払期日よりも前に到来する場合には」という規定を追加できないか。	御意見として承ります。
298	【別紙１について】 ・第１条の柱書が読みにくい。書面によるときと電磁的方法によるときの方法に関する記述を互い違いにしているためと推察する。例えば以下のように変更するのはどうか。 原案：次に掲げる事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の交付又は電磁的方法による提供により行わなけれ	御理解のとおり、本法第４条第１項の規定による明示は、①明示事項を記載した書面の交付、又は、②明示事項を記録した電磁的記録の電磁的方法による提供により行わなければなりません（明示規則第１条第１項柱書）。

	ばならない。 変更案：次に掲げる事項を記載した書面を交付する方法又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を電磁的方法により提供する方法により行わなければならない。	
299	【別紙 3 について】 ・第 1 条第 1 項第 7 号に「金銭以外の支払手段を使用した場合（次号及び第九号に規定する場合を除く。）」とあるが、具体性に欠ける。本号の規律を受ける支払手段の具体例を例示すべきではないか。仮に規則での例示が難しいのであれば、運用基準において例を示すべきと考える。	委託事業者が、製造委託等代金の支払について金銭以外の支払手段（記録規則第 1 条第 1 項第 8 号及び第 9 号に規定する場合を除く）を使用した場合は、本法に基づく調査に必要な情報として、当該支払手段や当該支払手段の引換えに関する所定の事項について記録する必要があります（記録規則第 1 条第 1 項第 7 号ハ）。 なお、個別の事例に応じて判断されるものであるため、一概にお答えすることはできませんが、当該支払手段による支払が「金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」（本法第 5 条第 1 項第 2 号かっこ書き）に該当した場合は、支払遅延として本法上問題となります。

(6) 物品の解釈に関する意見について

No.	意見の概要	考え方
300	(3) 物品の定義、治具の該当性 「物品」の定義は、現行の運用基準では動産に限り、不動産は含まれないものとされていたが、運用基準案において「有体物」と変更されたことにより、「不動産」も「物品」に含まれると解釈できる。例えば、修理委託の類型の中に「不動産の修理」が含まれることとなり、本法の適用対象となる取引が拡大されると考えられる。この解釈の変更は企業の取引や行動に影響を与えるため、定義の変更の趣旨および具体的な内容について明確にすべきである。 治具が本法の対象に該当するかについて、具体的な事例を示すべきである。例えば、自社工場で製品の製造に使う機械の部品について、外部の機械メーカーに特注して製造を委託している場合、当該部品が治具に該当するかについて、各企業の判断が異なることが懸念される。	運用基準において、「物品」とは、有体物をいう。」とした趣旨は、例えば、建売事業者が建物を構成する資材・部材の製造を委託する取引が製造委託に該当し、本法の対象となるかが必ずしも明確ではなかったことから、そのような取引が本法の対象となるという解釈を明確化するためです。 なお、建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は、本法の対象となりません。
301	(1) 「物品」の定義：修理委託への解釈上の影響について 第2 法の対象となる取引・事業者 1—1 製造委託 (3) ・これまで「物品」の用語の定義は、動産に限り、不動産は除くものとしていたが、今般、「有体物」と変更されている。今回の改正により物品の定義を「有体物」とした場合、不動産が含まれるように見えるため、表現を見直す場合も、不動産は従来どおり含まれないことを明確化して頂きたい。仮に、「物品」の定義に不動産を含めるよう変更する意図である場合は、企業の取引・行動に影響を与える解釈の変更である。例えば修理委託の類型の中に「不動産の修理」が含まれることとなり、本法の適用取引が	物品の解釈の趣旨等については、No. 300 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	拡大されることとなると考えられる。かかる変更の趣旨について丁寧な説明・解説を求める。 ・なお、仮に「物品」の定義に「不動産」を含めるよう変更する意図である場合でも、製造委託については「不動産を製造する」という表現は通常しないため、「製造」・「製造委託」いった用語の定義を整理いただきたい。	
302	【該当箇所】 第2・1-1(3) 【意見】 「物品」について、「有体物」と変更しようとしている趣旨について、丁寧な説明・解説をすべきである。 【理由】 これまで「物品」の用語の定義は、動産に限り、不動産は除くものとされていたが、運用基準案において、「有体物」への変更が提案されている。これは、企業の取引・行動に影響を与える解釈の変更であり、これにより、「不動産」も「物品」に含まれることになるため、たとえば、修理委託の類型の中に「不動産の修理」が含まれることとなり、取適法では対象取引が下請法より拡大されることとなると考えられる。	物品の解釈の趣旨等については、No. 300 の御意見に対する考え方を御参照ください。
303	2 製造委託の「物品」が有体物に変更されたのは、不動産を含むという趣旨ですか。具体的にはどのような不動産が物品に含まれるのか、具体例を示していただければ幸いです。 また、「物品」の定義の変更により、取適法上、どのような影響や変更が生じるかについて具体的に説明していただきたいと思います。	物品の解釈の趣旨等については、No. 300 の御意見に対する考え方を御参照ください。
304	8. 法の対象となる取引・事業者(第2条第1項関係) (1) 製造委託における物品の定義	物品の解釈の趣旨等については、No. 300 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	物品の定義が「動産」から「有体物」に変更されているが、この変更の意図や背景をお教えいただきたい。従来の「動産」から「有体物」への変更によって、どのような取引や物品が新たに対象となるのか、または対象外となるのか、具体的な例示を含めてご説明いただきたい。	
305	1 「物品」(第2・1-1(3)) 「物品」の定義につき、「動産」から「有体物」へと変更されているが、変更の理由及び背景について明らかにされたい。 また、「物品というのは、有体物たる動産をいう」(公正取引委員会事務局編『新 下請代金支払遅延等防止法(商事法務研究会、1966) 82 頁)との記載からすると、実務上の影響はないと理解しているが、そのような理解で良いか。異なる理解であれば、実務上の影響を具体的に明らかにされたい。	物品の解釈の趣旨等については、No. 300 の御意見に対する考え方を御参照ください。
306	【1】第2 1-1 (3)について 現行の内容は「物品」とは、動産をいい、不動産は含まれない」であるが、本案においては「物品」とは、有体物をいう」との記載とされている。不動産を含む内容に変更されているが、変更の趣旨が不明であり、その理由を付記すべきである。	物品の解釈の趣旨等については、No. 300 の御意見に対する考え方を御参照ください。
307	・第2 の1-1 (3)における「物品」の定義の変更は、文面上不動産が含まれることになるかと理解する。だとすれば、当該定義変更に至った経緯と目的の具体的な説明を併記すべきである。	物品の解釈の趣旨等については、No. 300 の御意見に対する考え方を御参照ください。
308	また【別紙4】運用基準案の第2・1-1に関連し、「物品」の定義が「動産をいい、不動産は含まれない。」から「有体物」に変更されており、この変更の意図は何でしょうか。令和8年1月1日に公開された「『下請法』は『取適法』へ～知っておきたい制度改正のポイント～」というパンフレットに記載された定義は従前のままとなっています。	物品の解釈の趣旨等については、No. 300 の御意見に対する考え方を御参照ください。

309	別紙4「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案の「第2 1-1(3)「物品」とは、有体物をいう。」に関連し以下の3項目について、意見提出します。 1 建築物に使用される木材の製造について 住宅等木造建築物を建築する際、住宅メーカーや建設会社等から木材業者（プレカット工場等）に発注される木材（柱や梁、木質パネル等）は、品質（含水率、強度、耐久性等）や寸法、樹種、形状などの仕様に基づき、それぞれの対象となる建築物に応じて加工され納品されています。 また、木造に限らず建築物の内装や外装などに使用される木材（内装材、外壁材、下地材、外構材等）も、住宅メーカーや建設会社等から木材業者（製材工場等）に発注され、品質（含水率、耐久性、美観等）や寸法、樹種などの仕様に基づき、生産・加工し納品されています。 今回の改正案で、住宅メーカーや建設会社等から発注される住宅等建築物に使用される木材の生産や加工の契約は、当該法律の対象となると理解してよろしいか。 また、木材を生産・加工する契約には、住宅メーカーや木材業者等（発注側）から材料となる木材が支給され、製材工場・プレカット工場等（受注側）が生産・加工のみを行って納品する契約（賃挽き・賃加工）と、受注側で調達した木材を生産・加工して納品する契約がありますが、いずれも当該法律の対象として理解してよろしいか。 なお、発注者と受注者の契約形態は以下の3パターンがありますが、それぞれの契約についても当該法律の対象として理解してよろしいかご教示願います。 （1）住宅メーカー等（発注側）と製材工場・プレカット工場等（受注側）	運用基準の原案において、「「物品」とは、有体物をいう。」とした趣旨は、例えば、建売事業者が建物を構成する資材・部材の製造を委託する取引が製造委託に該当し、本法の対象となるかが必ずしも明確ではなかったことから、そのような取引が本法の対象となるという解釈を明確化するためです。 なお、建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は、本法の対象となりません。 製造委託に該当するかについては、個別の事案ごとに判断されますが、事業者が、業として行う販売の目的物たる建物の部品又は原材料である建築資材の製造を他の事業者に委託することは、製造委託に該当します。 なお、電気及び熱は、「物品」には、含まれません。
-----	---	---

	が直接取引をする契約。 （２）住宅メーカー等（発注側）が流通業者（受注側）と契約。その契約に基づき流通業者（発注側）が製材工場・プレカット工場等（受注側）と生産・加工について契約。 生産・加工した木材は製材工場・プレカット工場等から直接住宅メーカー等に納品。（商流と物流が分離） （３）住宅メーカー等（発注側）が流通業者（受注側）と契約。その契約に基づき流通業者（発注側）が製材工場・プレカット工場等（受注側）と生産・加工について契約。 生産・加工した木材は製材工場・プレカット工場等から流通業者に納品された後、流通業者から住宅メーカー等に納品。 ２ 製紙用原料の製造について 紙の原料となる木材チップは、製紙会社に木材チップ製造工場（製材工場等を含む）が納品しています。 この契約には、 （１）製紙会社から、樹種、乾燥度合い、樹皮の混入割合などの品質を指定された木材チップを納品する契約 （２）製紙会社へ納品した木材チップの品質（樹種、乾燥度合い、樹皮の混入割合等）、量に応じて、あらかじめ決められている単価に基づき、価格を決定する契約 の二つの形態がありますが、いずれの場合も製紙会社と木材チップ製造工場（製材工場等）の契約は当該法律の対象となると理解してよろしいか。 ３ バイオマス発電用のチップ製造について	
--	---	--

	木質バイオマス発電の原料となる木材チップについて、バイオマス発電事業者が木材チップ製造工場（製材工場等含む）が納品した木材チップの品質（樹種、乾燥度合い、樹皮の混入割合等）、量に応じて、あらかじめ決められている単価に基づき、価格を決定する契約を行っています。 バイオマス発電所では、電気や熱を販売しています。その原料となる木材チップ製造にかかるバイオマス発電事業者と木材チップ製造工場（製材工場等を含む）の契約は当該法律の対象となるのかご教示ねがいます。 電気や熱が「有体物」に含まれないならば、対象となるような文言にさせていただくことを要望します。	
310	「４」についての意見 当団体は、住宅等木造建築物の部材となる柱や横架材等の軸材、合板等の面材の加工を行う業者の団体です。住宅等の生産者（住宅メーカー等）から委託発注を受けて、製材や集成材等の木材の加工を行っていますが、発注者の中には適正な取引とは言い難いような事例があると漏れ聞くとこです。 会員のほとんどが中小の受託事業者該当するものと考えますが、その業が、そもそも、本法の対象になるのか否かが、『「４ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案』の第２の「１－１ 製造委託」を見てもよく分かりません。 改正前は「動産」に限定されていたものが、「有体物」に改正されることは前向きの改正であると考えますが、現在の文案では、「住宅等建築物の部材加工を行うプレカット加工業などの木材加工業」が、対象になるのか否かよく分かりません。 つきましては、この改正以降、プレカット加工業等の木材加工業が、本法の対象であることが明確に分かる措置を講じていただくことを要望意	物品の解釈に関する該当性等については、No. 309 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	見として提出します。	
311	第2 法の対象となる取引・事業者 1-1 製造委託 (3)において、『「物品」とは、「動産をいい不動産は含まれない。」から「有体物をいう。』と改正される案が示されています。この場合、建設業を営む者が業として請け負う建設工事に使用する資機材(空調機ユニット、冷凍機ユニット等、更にはこれらを設置する架台等)の製造を仕様、内容等を指定して製造業者に委託することは本法の対象となる取引(製造委託)に該当するか不分明なため、会員企業における取り扱いの混乱が予想されます。これらの資機材は、一般に、有体物ではありますが、建築物に付帯するものとして不動産と解されています。 仮に、該当するのであれば、運用基準の類型の一つとして明示するか、その他の方法により明確にしていきたい。なお、上記の建設工事に使用する資機材の製造の委託は、本法第2条第4項で、「役務提供委託」から除外されているいわゆる建設工事の下請契約とは別途に行われるものがあります。	物品の解釈に関する該当性等については、No. 309 の御意見に対する考え方を御参照ください。
312	「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案 第2. 1-1 製造委託 (3)「物品」について、改正案は「「物品」とは、有体物をいう。」とし、改正前の「「物品」とは、動産をいい、不動産は含まれない。」から変更するものとしていますが、この変更は、「物品」に不動産を含む趣旨であるかをご教示くださいますようお願いいたします。また、当該変更によって生じる変更前との適用範囲の相違について、主としてご想定のものが何かを明らかにしてくださいようお願いいたします。 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止	物品の解釈に関する該当性等については、No. 309 の御意見に対する考え方を御参照ください。

に関する法律の運用基準」案 第 2. 1-1 製造委託 (3)「物品」に、不動産が含まれるとすれば、製造委託について、委託事業者が「業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品」に不動産は含まれるかが問題になるものと存じます。すなわち、委託事業者となり得る事業者が、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の建設業者である場合、当該建設業者が「業として行う販売若しくは業として請け負う」（取適法 2 条 1 項）対象は、建物等の不動産となる場合がありますが、その場合、資本金要件等を充足し委託事業者となり得る建設業者が、資本金要件等を充足し中小受託事業者になり得る事業者に対して、建物の建設を委託する場合も、取適法の適用対象（製造委託）となるかをご教示くださいますようお願いいたします。仮に、改正前と同様に、製造委託に不動産（建物等）についての委託（建設等）が対象とならないのであれば、その解釈を明確にしてくださいようお願いいたします。 また、例えば、その顧客から、建物の設計、材料の調達、建設を一括して請け負った建設業者が、その建物に使用する建設資材の製造を、他の事業者へ委託する場合において、当該建設業者と当該他の事業者がいずれも資本金要件等を満たすものとして、それぞれ委託事業者・中小受託事業者になり得る事業者である場合には、当該建設業者は、不動産（建物）の建設を「業として請け負う」（取適法 2 条 1 項）にとどまるとしても、中小受託事業者に対して「物品」（不動産）の部品（建設資材）の製造を委託するものなどとして、取適法上の製造委託を行ったものとなるのかをご教示くださいますようお願いいたします。それとも、この建設業者による委託は、以下の（1）から（3）の場合に取適法の対象となるとの理解でよいのか（すなわち、建物（物品）の部品等に関する製造委託と解釈することで一般的	
--	--

	に取適法の適用対象となるものではないとの理解でよいか) についてもご教示いただきたく存じます。 (1) 当該建設業者が当該建設資材を業として販売している場合 (公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」(令和 6 年 11 月) Q5 のご回答) (2) 当該建設業者が当該建設資材を自家使用する物品として業として製造している場合 (公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」(令和 6 年 11 月) Q5 のご回答) (3) 上記建設業者の顧客から当該建設業者に対して当該建設資材についての個別の発注があったと評価できる場合 以上につき、どうぞ宜しくお願いいたします。	
--	---	--

(7) 型等に関する意見について

No.	意見の概要	考え方
313	本法案における「専ら」とはどのような意味で使用されているのか。 例えば、「専らこれらの製造に用いる金型」とはこれらの製造のみに用いる金型という意味か。「主にこれらの製造に用いる金型」という意味か。 他の表現を用いることができる中であえて「専ら」という表現を使った意図は何か。	「専らこれらの製造に用いる」とは、その製造に係る物品等の製造専用であるという意味です。
314	(4) 類型 1-4 における「自家使用」 類型 1-4 において「自家使用」が対象に含まれているが、金型に加えて、改正法で追加された治具や特定運送委託において、「自家使用」に該当する場合の具体例を示すべきである。	例示の追記については、本法施行後の事例の蓄積等を踏まえ、検討してまいります。
315	【別紙 4】運用基準案の第 2・1-1 に関連し、成型用の型にするための材料を、自社の指定する仕様（寸法）にて製造委託する取引は、『製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型』、『工作物保持具』、『その他の特殊な工具』のいずれの製造を委託するものでもないため、本法の適用対象外であると考えているが、その理解でよいでしょうか。	個別の事例に応じて判断されるものであるため、一概にお答えすることはできませんが、例えば、成形用の型が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品である場合に、当該物品の原材料の製造を他の事業者へ委託することは、「製造委託」に該当します。
316	(4) 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案（別紙 4）について 1-1 製造委託・「専らこれらの製造に用いる特殊な工具」とは、汎用性のない工具であって、目的物たる物品等の製造専用のものをいい、「工作物保持具」はいわゆる治具をいう。と規定されているが、ここでいう「工具」は法的な定義付けがなされているのか、なされていない場合は具体的にどういったものが対象なのか明示すべきと考えます。	「専らこれらの製造に用いる特殊な工具」とは、汎用性のない工具であって、目的物たる物品等の製造専用のものをいいますが、具体的には、切削工具などを念頭に置いています。 例示の追記については、改正法施行後の事例の蓄積等を踏まえ、検討してまいります。
317	新たに製造委託の対象となる「特殊な工具」についてですが、どの程度の物までを「工具」と判定するのでしょうか。手持ちで使用する例えばドラ	「特殊な工具」に関する考え方については、No. 316 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	イバー程度の物に留まるのか、或いはある程度大型の電動装置も含まれるのでしょうか。	
318	第2 法の対象取引・事業者 1-1 製造委託 (1)「工作物保持具その他の特殊な工具」 改正法で製造委託の対象として追加された「工作物保持具その他の特殊な工具」について、各企業で解釈が異なることを避けるため、可能な限り具体例を示して解釈を明確化すべきである。また必要に応じて、今後も継続的に具体例を追加することも考えられる。	「特殊な工具」に関する考え方については、No. 316 の御意見に対する考え方を御参照ください。
319	「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案新旧対照表において、『専らこれらの製造に用いる特殊な工具』とは、汎用性のない工具であって、目的物たる物品等の製造専用のものをいい、「工作物保持具」はいわゆる治具をいう。』とあるが、”工具”及び”治具”の範囲を具体的に特定していただきたい。特に、製品製造用のロボット、成形機、コンベアなどいわゆる生産設備といわれるものとの区別を明確にしていきたい。	「特殊な工具」に関する考え方については、No. 316 の御意見に対する考え方を御参照ください。
320	3 「工作物保持具その他の特殊な工具」の定義についての確認です。 工作物保持具は、いわゆる治具とされておりますが、治具の解釈としては、「工作物を固定して切削刃具（ドリル、リーマなど）を加工物に正しく当て、正確・迅速に加工するために用いる道具」、つまり工作物自体を固定するものに限定すると解釈してよろしいでしょうか。 一方で、工具については、「工作に使用する道具の総称」、つまり目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造ラインにおいて使用する道具で、汎用性のないものを広く含むという解釈になりま	「特殊な工具」に関する考え方については、No. 316 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	すか。 （例えば、製造ラインの機器を製造する会社の規格品の金属カッターの刃や樹脂製のしぼり出し口であれば該当しないが、当社ライン用の特殊規格の金属カッターや樹脂製のしぼり出し口であれば工具に該当する。）	
321	■工具 製造委託に該当する「その他特殊な工具」とは、切削工事などのように、持ち運び可能なサイズ感の工具を指しており、据え付けられている大型の設備などは該当しないという理解で良いか。一方、工具そのものが、大型設備の一部を構成するようなもの（設備に取り付けて使用するようなもの）であって、摩耗や故障等した場合に取り外して交換できるようなもの場合は、改正法でいうところの「特殊な工具」に当たり得るという理解で良いか。	「特殊な工具」に関する考え方については、No. 316 の御意見に対する考え方を御参照ください。
322	・意見 2：別紙 4 4 ページ 文脈上の問題であるが、前ページの「専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具」の補足説明と理解するが、特殊な工具においては「専らこれらの製造に用いる特殊な工具」とあるが、工作物保持具については「いわゆる治具」としか記載がなく、汎用性のある治具についても対象と解釈される。 法の主旨を踏まえると「専らこれらの製造に用いるいわゆる治具」と理解するが、法令遵守のため明示してほしい。	「工作物保持具」は、「特殊な工具」の例示であり、「専らこれらの製造に用いる」ものが対象となります。

(8) その他の意見について

No.	意見の概要	考え方
323	P20 7 不当な経済上の利益の提供要請 (4) 【質問】 ・対象となる“検具、製造設備等”の定義、「長期間」の定義を具体的に伺いたい。 ※「金型」「工具」に関しては、p4 1-1(3)に詳細下記2点記述あり、同等定義と理解すればよいか ①「専らこれらの製造に用いる型」とは、目的物たる物品等の外形をかたどった物品であって、これらの製造専用のものをいい、「金型」は金属製の型、「木型」は木製の型をいい… ②「専らこれらの製造に用いる特殊な工具」とは、汎用性のない工具であって、目的物たる物品等の製造専用のものをいい、「工作物保持具」はいわゆる治具をいう ・専用型/汎用型等を識別する明確なガイドラインを設定頂きたい。(供給先が複数存在する汎用型は対象となるのか、供給先が複数存在する部品の型で受託事業者側が独自で開発・設計された型等は対象外か) ・無償保管の期間について運用基準上は「長期間」、下請法によくあるQ&Aでは「1年間」 どちらの基準を持って実運用となるのか？ 【意見1】 ・受注者資産の場合、品番毎(具体的な一つ一つ)での、数・保管場所・他OEMとの共用 or 専用など、委託側では把握が不可能(特に、「自社倉庫の使用料相当額」) ・また中小事業者にとっても品番毎の見積り作業は負担過大で実質対応	「金型、木型、治具、検具、製造設備等」は、部品等の製造委託に係る製造に用いる物品の例示です。 「発注を長期間行わない等の事情がある」かどうかは、個別の事案ごとに判断されます。 不当な経済上の利益の提供要請に該当するかについては、個別の事案ごとに判断されます。 その他については、御意見として承ります。

	不可能 受発注両者で合意の上、配賦された形での支払い運用を適用可とすべき。 ・受注者側の資産型は、所有者が異なることでの運用の難しさがあるため、事情に考慮をしたあるべきベストプラクティス等を具体的に明示いただきたい。 【対応案（アクション）】 ① 管理費などの発生コストに関し、全品番を１品番毎に見積/登録をルール化する事は、非現実的のため、率等で配賦し価格設定 ② 発注者側から価格協議を呼びかけ、不足があれば相談していただく 【意見２】 ・中小受託事業者が所有する場合において、委託事業者が負担すべき範囲（受託事業者都合で要した費用は支払の対象外と整理すべき。受託事業者の自動ラックのメンテナンス費用/建屋建築費用/土留め費用等については相談を受けたことがある）、”委託事業者が事実上管理しているとき”の具体的な定義、判断基準を明確にして頂きたい（廃棄“等”、承認を要する“等”の具体例）。 ・委託側では把握していない受託側所有の型等について、受託側で保管費を申告してこない場合・具体的な対象型リスト等が提出されない場合、委託側に必要な対応や対処方法があれば伺いたい。受託側からの型リスト等明示など義務づけをお願いしたい。 ・「その廃棄等に委託事業者の承認を要する」ことをもって「事実上管理」しているとするのは無理がある。 正確に「中小受託事業者が所有する場合であってその廃棄等に委託事業者	
--	---	--

	の承認を要するとき」と限定的に記載すべきではないか。 ・型取引の適正化推進協議会報告書に型保管費用算定項目として型の保管に使用する設備費（パレット、棚等）との記載が有るが、製造設備は同じ内容を指すのか？別の内容を指す場合、その定義、範囲、例等を教えてほしい。 【対応案（アクション）】 委託側が包括的に保管費の支払要否を問い掛けたにもかかわらず、受託側で保管費を申告してこない場合、委託側はその旨を記録しておけば足りると思ってよい	
324	「下請事業者の所有する型等」には、自社商品パッケージ（包材）印刷のため、下請事業者の印刷会社が保有する「版」は含まれるのか？	不当な経済上の利益の提供要請に該当するかについては、個別の事案ごとに判断されますが、「その製造に用いる型等（金型、木型、治具、検具、製造設備等）」には、中小受託事業者が保有する版も含まれます。
325	7. 木型・治具等の製造委託対象物への追加について（新第2条第1項関係） (1) 型等を委託事業者が事実上管理しているとき 中小受託事業者が「念のため確認」をしてきた場合でも、委託事業者が管理権限を有していると判断されるのか、具体的な基準を明確にしていきたい。 【例1】自社からの委託にて設計・製造した金型から作製する部品（例えばギアなど）を、委託者の意思表示なく、先方（中小受託事業者）側で次回以降の開発機械でも流用部材として搭載することを検討している場合。 【例2】もともと委託事業者に保管するか否かの決定権限がなかった型について、中小受託事業者が念のため「廃棄してよい」を確認し、委託事業者が「処分して問題ない」と回答した場合、その履歴をもって管理権限	不当な経済上の利益の提供要請に該当するかについては、個別の事案ごとに判断されます。

	があったと判断されるのか、明確にしていきたい。	
326	(4) 「第4 委託事業者の禁止行為」「7 不当な経済上の利益の提供要請」の(4) ここでは「その発注を長期間行わない等の事情がある」場合における型等の保管費用の支払いについて言及されていますが、「その発注を長期間行わない等の事情がある」の前段階、すなわち量産期間中又は継続的な発注を行っている期間中の型等の保管費用の取扱いについての考え方をお示しください。例えば、①量産期間中又は継続的な発注を行っている期間中は「型等を保管させる」に該当せず保管費用の議論はそもそも発生しない、②量産期間中又は継続的な発注を行っている期間中も「型等を保管させる」に該当するので保管費用の議論が発生し得るが、部品等の製造委託等代金の額の中に保管費用が当然に含まれていると評価される（結果的に保管費用の議論は発生しない）、③量産期間中又は継続的な発注を行っている期間中も「型等を保管させる」に該当するので部品等の製造委託等代金の額とは別途で保管費用を支払わなければならない等のいくつかの考え方があり得ると思われませんが、どのように考え方を整理すべきかをお示しください。 また、「その発注を長期間行わない」との点について、具体的にどの程度の期間を想定すべきかをお示しください（公正取引委員会 HP の「よくある質問コーナー（下請法）」の Q&A46 では「1 年間」という数値が出てきますが、この点に関して運用基準で具体的な数値を示すことはせず、実際の運用は Q&A で示された考え方に従って行われると理解して差支えないでしょうか。）。	「その発注を長期間行わない等という事情」がない場合においては、個別の事案に応じ、不当な経済上の利益提供要請に該当するかどうか判断されます。
327	<該当箇所> 7. 不当な経済上の利益の提供要請	御意見として承ります。

(4) 部品等の製造委託に関し、その発注を長期間行わない等の事情があるにもかかわらず、その製造に用いる型等（金型、木型、治具、検具、製造設備等）の保管費用（型等の保管に要する費用。例えば自社倉庫の使用料相当額、外部倉庫の使用料、倉庫等への 運送費、メンテナンス費用等）を支払わず、中小受託事業者に当該型等を保管させることは、法第5条第2項第2号に該当する。なお、当該型等について、委託事業者が所有する場合のほか、中小受託事業者が所有する場合であって委託事業者が事実上管理しているとき（例えばその廃棄等に委託事業者の承認を要する等）の事情が認められるとき）も同様である。

<意見>

・「その発注を長期間行わない」の長期間とは、具体的にどれくらいの期間なのか、ガイドを明示して頂きたい。

・管理が必要となる型の数が膨大となる事、また、特に受託事業者が型等を所有している場合は、委託事業者は把握できない事等から厳格な運用は非現実的である。ついては、1点1点に個別対応するのではなく、何某かの簡便的な対応を許容して頂きたい。

・中小受託企業が関与しない取引は対象外となる為、上位取引先への保管費用の価格転嫁が進まないリスクがある。ついては、取適法だけではなく、独禁法の優越的地位の濫用の観点からの規制強化も検討頂きたい。

・委託事業者が受託事業者に、保管必要期間を具体的に提示できない場合、部品等の発注を長期間行なわない際の、保管費用を支払方法として、保管期限なしでの1回まとめ払いや、次回発注時期・数量の連絡なしでの部品価格への織込み支払が許容されるのか明確化頂き、支払方法の協議において配慮すべき事項について、運用基準またはよくある質問コーナー等

	にて、見解を記載頂きたい。	
328	【該当箇所】 第４・７(４) 【意見】 「その発注を長期間行わない」の「長期間」について、明確化すべきである。 【理由】 公正取引委員会「よくある質問コーナー（下請法）」Q46のＡには、「金型を用いて製造する製品について今後１年間の具体的な発注時期を示せない状態」との記載があるが、法令上は具体化されておらず、実務の予見可能性が低い。 【意見】 「検具、製造設備」について、明確化すべきである。 【理由】 定義がなく、不明瞭であり、実務の予見可能性が低い。 【意見】 中小受託事業者が所有する型等を「委託事業者が事実上管理しているとき」について、どこからが「事実上管理」になるかについて、明確化すべきである。 【理由】 他社所有の型等についての委託事業者の「事実上管理」が、どこまでを指すのか不明瞭であり、実務の予見可能性が低い。	御意見として承ります。
329	(３) 第４委託事業者の禁止行為・７ 不当な経済上の利益の提供要請 (４)	御意見として承ります。

	のなお書きは削除し、型等の所有権が委託事業者にある場合に限定して、法の改正を待つべきである。 「保管費用」では固定資産税ですら所有権を有さない委託事業者が負担すべきかのように読めるが、その所有に起因する必要費を支払うべきことは民法第 608 条第 1 項からしても自明のことのはずであって、すべての費用を所有者でない者に負担させるかのような記述は、自由競争の原理を曲げるものである。 そもそも「事実上管理」の態様は多種多様であるはずであり、製造体制を維持しては欲しいものの、これを用いて競合他社の部品を製造することを不可としたいわけではないこともあり得ると思われ、そのような場合は中小受託事業者が自ら投下資本を回収する努力ができるはずである。 B 類型につき十分な整理ができていないまま、運用基準で定めるべきではない。	
330	3 違反行為が既になくなっている場合の措置 「違反行為が現にある場合（中小受託事業者の利益侵害状態がある場合）のみならず、既になくなっている場合（中小受託事業者の利益侵害状態がなくなっている場合）においても委託事業者及び承継事業者に対して所要の措置をとるべきことを勧告することができることが規定されたことを踏まえ、これらの事業者についても対応を図ることとする。」と記載されている。しかし、違反行為が既になくなっている場合において、委託事業者および承継事業者に求められる「所要の措置」とは如何なるものかについて、実務上の予見可能性を確保する観点から、具体的な措置の例を示すべきである。	「所要の措置」としては、例えば、違反行為が既になくなっている旨の周知措置が想定されます。
331	◆第 1 運用にあたっての留意点 <該当箇所>	御意見として承ります。具体的には個別の事案ごとに判断されます。

	また、違反行為が現にある場合（中小受託事業者の利益侵害状態がある場合）のみならず、既になくなっている場合（中小受託事業者の利益侵害状態がなくなっている場合）においても委託事業者及び承継事業者に対して所要の措置をとるべきことを勧告することができることが規定されたことを踏まえ、これらの事業者についても対応を図ることとする。 <意見> ・勧告の基準（どこまで遡って勧告できるのか）を明確にして頂きたい。	
332	【遡及勧告関係】 ・既に違反事例がなくなっている場合でも遡及的に勧告することができる」とされているが、当該遡及期間の基準があればご教示いただきたい。	御意見として承ります。具体的には個別の事案ごとに判断されます。
333	P2 条文 【意見】 ・遡り可能な期間が不明（旧法での実行に遡及できない事は確認済）現法上の記録の保管期限が2年であり、それ以上は実績データが無いためにエビデンスを用いた議論は不可能 ・既に改善されている場合、勧告の対象とするか否かは、慎重にご検討をして頂きたい。 【対応案（アクション）】 これまで通り発注データは2年間を保管期限として実施する	御意見として承ります。
334	別紙4 第1 運用に当たっての留意点 3 法（10条2項）では、「特に必要があると認めるときは」とあるので、その要件を省略すべきではない。	御意見として承ります。

	また、「特に必要があると認める」基準を記載すべきである。	
335	企業取引研究会でのとりまとめをうけて、速やかに国会に法案を提出し成立したことは十分に評価する。特に、来年の賃上げへの効果も考慮して、施行日を国会審議のなかで修正いただいたことも評価できる。施行に向け規則やガイドラインの整備など準備を進めていくうえで、周知徹底が重要である。地域の中小企業まで届かなければ効果はあがらない。全国各地での説明会や業界団体なども通じた広報活動など、しっかりと対応いただきたい。 2025 春季生活闘争でも、価格転嫁が実現したところの方が賃上げ率も高いという結果が出ている。しかし、価格転嫁や取引の適正化はまだまだ不十分、道半ばである。「短納期発注や発注量が減じたにもかかわらず価格は据え置き」「転注をほのめかされて値上げを断念した」などの声もある。定期的な実態調査の結果をみながら、今回の「取適法」、既存の「労務費転嫁指針」、附帯決議の内容などを踏まえて、取引適正化の実現の取り組みを強化することが大事である。 また、取適法の範囲に含まれない取引も含めて商慣習の改善を進めていかないと取引の適正化は浸透しない。紙の約束手形の廃止についても、サプライチェーンの川上から順番に全体で進めていく必要がある。今般の法改正を足掛かりとして、どの取引先とも適正取引をしなければならないということをもっと周知したうえで、サプライチェーン全体に取り組みをひろげることが重要である。	御意見を踏まえ、本法の考え方の周知に努めてまいります。
336	2025 年 1 月 1 日からの下請法改正の件について意見があります。 弊社は「親事業者」で上場している会社ではあるものの近年資金繰りに窮	御意見として承ります。

	しており、なんとか自助努力で乗り切ってきている状況です。 銀行からの借入もできず、資産売却、費用削減、在庫削減、社長借入等具体的に対策を講じた上での現状があります。 今回の施行に伴い、キャッシュアウトが7千万円前倒しで必要な計算となり非常に厳しい状況になってしまいます。 下請会社の救済ばかりが焦点になっておりますが、親事業者を苦しめてしまい存続不可能になってしまいかねない会社もあることは認識いただきたくメールいたしました。かと言って弊社だけ特別措置があるとも思えず、不服を申し入れる機関もなく、泣き寝入りせざるを得ないのが現実でしょう。 いったいどおすればいいのでしょうか。	
337	＜その他要望＞ ・令和8年1月1日から取適法が施行となるが、従業員数の確認方法などの具体的な対応方法が公表されず、準備期間が十分ではないため、対応が間に合わないことから、施行から適用まで猶予期間を設けて頂きたい。 ・ガイドラインや講習会テキスト等の適用に関する詳細情報がないため法対応の準備が進められない。実務として対応が進められるレベルの適用に関する詳細情報を、早急に明示頂くと共に、実現可能な準備期間を設置頂きたい。	御意見を踏まえ、本法の考え方の周知に努めてまいります。
338	下請法の内容（改正内容）が、複雑で分からない。町村部の中小企業の中卒・高卒の担当者でも理解できるよう、一流大卒の役人が、かみ砕いて説明して欲しい。そもそも、もっとシンプルに分かりやすい改正内容にできないのか。	御意見を踏まえ、本法の考え方の周知に努めてまいります。
339	4「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」の1-1 製造委託の（4）類型1-4の解釈の明	御意見として承ります。

	確化について 同運用基準案の 1-1 製造委託の類型 1-4 は事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具の製造を他の事業者へ委託すること」とあるが、 旧下請法における下請取引適正化推進講習会テキスト（令和 3 年 11 月）の類型 4 の説明部分（P6）では一方、製造を行うことができる設備があったり、製造に必要な技術を持った作業員がいたとしても、他の事業者へ委託している物品を製造していない場合は、その使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合に該当しない。とあり、旧下請法の対象外であった。 運用基準案における類型 1-4 の解釈は、型又は工具の製造を委託した委託事業者が、他の事業者へ委託しても物品を製造していない場合、委託し、それらを用いて自ら物品等の製造を行う事（法の範疇）と、他の事業者へ委託している物品を製造していない事（法の範疇外）」は同時に存在し得るし、どちらにも解釈が可能のため、この類型 1 - 4 の記述が運用基準案の解釈に疑義が生じる恐れがある、 よって、1-1 製造委託の（４）類型 1 - 4 の解釈の明確化を希望し、出来得れば新しく作成される下請取引適正化推進講習会テキスト等に他の事業者へ委託している物品を製造している、していないにかかわらず、そ	
--	--	--

	の場合はその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合に該当するという趣旨の一文を添えてもらいたい。	
340	システム障害等に備えるため、紙の手形取引も残すべきではないか？	御意見として承ります。
341	2. 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第七条の書類等の作成及び保存に関する規則（作成・保存規則）に対して （1）中小受託事業者が、貨物自動車運送事業法に基づき一般貨物自動車運送事業の許可を得ているときは、同法第12条に基づき書面交付義務があり、運送事業者所定の書式が存在することが予想されるのであるから、中小受託事業者の書式を用いて発注したときは、法7条の書類等を交付したものとみなすべきである。	御意見として承ります。
342	（3）「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第七条の書類等の作成及び保存に関する規則」案（別紙3） ・第1条第1項第7号イについての意見 「その他当該支払手段に関する事項」とは具体的にはどういった事項を想定しているか、明らかにしていただければと存じます。 ・第1条第1項第7号ハについての意見 「その他その引換えに関する事項」とは具体的にはどういった事項を想定しているか、明らかにしていただければと存じます。 ・第1条第1項第8号ハについての意見 「その他当該貸付又は支払に関する事項」とは具体的にはどういった事項を想定しているか、明らかにしていただければと存じます。	「その他当該支払手段に関する事項」とは、当該支払手段を特定するに足りる事項をいいます。 「その他その引換えに関する事項」、「その他当該貸付又は支払に関する事項」、「その他当該電子記録債権の使用に関する事項」とは、当該支払手段についてとられている金銭同等性を確保する措置（中小受託事業者が当該支払手段を引き換えることにより当該支払期日に満額の金銭を得る方法）に関する事項をいいます。例えば、支払手段の決済に伴い中小受託事業者が受取手数料等を一時的に負担することとなる場合には、あらかじめ書面による合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む。）の上、委託事業者が中小受託事業者に対し支払期日まで別途受取手数料等相当額の金銭を支払うなどにより、中小受託事業者が支払期日に製造委託等代金の満額に相当する現金を

	・第1条第1項第9号二についての意見 「その他当該電子記録債権の使用に関する事項」とは具体的にはどういった事項を想定しているか、明らかにしていただければと存じます。	確実に受領しているようにする必要があるところ、その方法に関する事項を含みます。
343	7. 第7条に関する規則案第1条第七号ハ 「その他引換えに関する事項」として、どのような記載事項を想定しているか、また、それを記載させる趣旨がどのようなものか、明らかにしていただきたいです。 8. 第7条に関する規則案第1条第八号ハ 「その他当該貸付け又は支払に関する事項」として、どのような記載事項を想定しているか、また、それを記載させる趣旨がどのようなものか、明らかにしていただきたいです。 9. 第7条に関する規則案第1条第九号二 「その他当該電子記録債権の使用に関する事項」として、どのような記載事項を想定しているか、また、それを記載させる趣旨がどのようなものか、明らかにしていただきたいです。	「その他引換えに関する事項」に関する考え方については、No. 342 の御意見に対する考え方を御参照ください。
344	1. 意見提出対象 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第七条の書類等の作成及び保存に関する規則」(案)(別紙3) 2. 提出意見 第一条第三項 「それぞれ別の書類等」とありますが、ここでいう「別の書類等」とは、	御意見として承ります。

	どのような基準で判断されるのでしょうか。この点、電磁的記録の多様性を鑑み、「運用基準」「講習会テキスト」等で明らかにしていただけないでしょうか。 たとえば、委託事業者が中小受託事業者に対しプログラム（情報成果物）の作成を委託する場合、給付の内容を確定させてゆくこと、中小受託事業者から受領した給付の内容及びその受領日、給付の内容を検査すること、その検査の結果及びその検査に合格しなかった給付の取り扱い等の事項は、Slack や Teams 等のビジネスチャットツールでコミュニケーションが重ねられ、自ずと電磁的に記録されてゆくことが多いです。 これらビジネスチャットツール上のコミュニケーション記録を法第 7 条の書類等（以下「7 条書類」と略します。）とする場合、ひとつのスレッド（ビジネスチャットツールによって名称が異なるかもしれませんが、特定的话题を設定した一つの掲示板単位との意です。）でツリー状にまとまっていれば、各話者の各投稿は「別の書類等」ではない、との理解で良いのでしょうか。他方、複数スレッドに跨がっている場合（たとえば、給付受領後、検査に関しては別のスレッドを立てて、当該スレッドでコミュニケーションを重ねる等）は、それらスレッドは「別の書類等」となり、「その相互の関係を明らかに」する必要がある、ということになりますか。 本法施行後、法第 4 条の明示（以下「4 条明示」と略します。）方法としてビジネスチャットツールも許容されると理解しており、また、「下請取引適正化推進講習会テキスト（令和 6 年 11 月）」38 頁において「現行法 3 条書面の写し」を「現行法 5 条書類の一部」とすることは可能であるとされていることから、発注から取引完了に至るまでのビジネスチャットツール上のコミュニケーション記録をもって、4 条明示及び 7 条書類とすることが可能となるのではないかと考えております。	
--	---	--

345	「第1 運用に当たっての留意点」について 公正取引委員会 HP の「よくある質問コーナー（下請法）」QA3 によれば、 「親子会社間等の取引であっても本法の適用が除外されるものではないが、親会社と当該親会社が総株主の議決権の 50%超を所有する子会社との取引や、同一の親会社がいずれも総株主の議決権の 50%超を所有している子会社間の取引など、実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、従前から、運用上問題としていない。」とあるが、この運用は、改正後も変わらないことを、運用基準で明記すべきである。	御意見として承ります。
346	第1 運用に当たっての留意点 1 留意すべき点 貨物や業界ごとの物流特性や現場実態を十分に理解し、業界団体等が策定した物流に関する自主行動計画（「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」）に即した取組みについて考慮した上で、事業者に対する指導・助言等が行われるようにすべきである。荷主事業者に対しては、トラック・物流 G メンや改正物流効率化法による措置等も行われており、事業者にとって規制が重複しないよう、他の法律や施策の状況を踏まえた運用を検討すべきである。	本法によって中小受託事業者に係る取引の適正化が図られるよう、御指摘も踏まえつつ、適切に運用してまいります。
347	5. その他 (1) 今回の改正に伴いホームページの「よくある質問コーナー（下請法）Q5（商社の関与）」の見解に変更があるか確認したい。	御指摘のウェブページについて、従業員基準の追加に伴う必要の修正を行う予定です。
348	取適法の施行前に個別具体的な対応相談をしたいが、地方の郡部において、どこに相談すれば良いのか、明示して欲しい。	公正取引委員会のウェブページにおいて、本法の考え方についての相談窓口をお示ししております。
349	第二条「製造委託」「専らこれらの製造に用いる工作物保持具」について。 前提：弊社は自動車部品の製造販売を業としている資本金3億円超、且つ従業員数300名超の企業である。	個別の事例に応じて判断されるものであるため、一概にお答えすることはできませんが、例えば、事業者が、業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品について、専ら

	内容：以下は製造委託にあたるか。 弊社製造部品の加工方法検討を含む専用設備の設計・製造を、資本金3億円以下、又は従業員数300名以下の設備メーカーに発注した際、該社での加工方法検討の結果、発注した設備の一構成部品として保持具が提供される場合。	当該物品の製造に用いる工作物保持具の製造を他の事業者へ委託することは、「製造委託」に該当します。
350	当社はアパレル産業に携わる中小企業であり、製造委託先を含む多くの取引先と継続的な取引関係を築いております。このたびの下請代金支払遅延等防止法改正案について、中小受託事業者の保護や賃上げ促進といった政策目的には一定の理解を示します。以下、下請法と記載します しかしながら、本改正に伴う発注元企業に過度な負担が生じることで、実務上の混乱やアパレル産業のサプライチェーン全体への影響が懸念されるため、4「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案について、制度設計の再検討を強く要望いたします。 1 発注元企業の資金繰りへの過度な負担 発注元企業の多くも中小企業であり、十分な資金余力はありません。現在の手形取引は長年、売掛金と買掛金のバランスを調整し、資金繰りを平準化するための重要な手段となっており、保護対象企業を拡大し一律に廃止・制限すると、発注元企業は、支払サイト短縮に伴う急激なキャッシュポジションの悪化や、資金調達困難による経営への影響が懸念されます。結果として、発注元企業は業務継続そのものに支障を来す可能性があり、取引の縮小や停止、大規模なコスト削減を余儀なくされるといったことが懸念されます。	御意見として承ります。
351	4 発注元企業への資金支援制度の不足	御意見として承ります。

	発注元企業が、今回の法改正に伴うキャッシュフローの悪化を補填するため、銀行等からの借り入れを行う際に、現実として、中小企業の多くは、不動産などの担保となる資産をほとんど保有しておらず、これが金融機関からの融資を阻む障壁となりえます。	
352	5 想定される影響と懸念 仮に本改正が現行のまま施行された場合、次のような事態が想定されます。 ・発注元企業が下請法対象取引先との取引を減少させざるケースが想定されます。 ・発注元企業の資金繰り悪化により経営危機の増加。 ・小売機能を持つ発注元企業は、店舗従業員を含む大規模な雇用不安の発生。 ・それに伴う受託事業者受注減少、ひいては経営破綻の連鎖的発生。	御意見として承ります。
353	要望事項 1 「従業員数 300 人以下」という保護対象基準の見直し 製造業においては、従業員 300 人未満の企業が多数を占める一方で、真に保護が必要な小規模事業者はさらに限られます。 アパレルでは 100 人以上は大企業に相当し、100 人未満が中小企業になるのではないのでしょうか。 従業員基準の撤廃、または実態に即し、見直しを検討ください。 2 価格交渉に関する明確なガイドラインの整備 手形サイトに基づいて織り込まれていた金利相当分について、合理的な交渉が「不当な減額要求」とならない旨、明確な指針の整備を求めます。 3 発注元企業に対する実効性の高い金融支援の新設法改正に伴うキャッシュフロー悪化に対応するため、少なくとも 10 億円規模の資金支援枠を設	御意見として承ります。

	け、担保資産を持たない企業にも実行可能な支援制度を整備してください。	
354	5. 減額に対する遅延利息支払義務の明確化について（新第6条第2項関係） (1) 減額への遅延利息適用に当たっての「起算日」について 「改正法説明資料」では、減額に関して「起算日から60日を超えて支払われない場合に遅延利息が発生する」と記載されていますが、この「起算日」とは具体的に何を指すのか明確にしていきたい。例えば「成果物の納品日」や「業務の完了日」など、どの時点を起算日とするのか、実務上の判断基準を明示していきたい。	減額に係る遅延利息の起算日は、条文に記載のとおり、「製造委託等代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日のいずれか遅い日」となります。
355	(2) 減額への遅延利息適用に当たっての減額合意に対する取適法上の扱い 両者合意による減額が下請法上認められないことから、取適法上も同様の整理という認識だが、今回の取適法上の遅延利息が適用されるにあたり、減額についての両者の合意は無効となる理解でよいか。また、この場合、契約上の遅延損害金や支払遅延にかかる法定利息などは、発生する認識なのか、重複適用の有無も含めて整理をお願いしたい。	本法第6条第2項に定める要件を満たしている場合は、委託事業者は同項の遅延利息を支払う義務があります。
356	下請法運用基準改正案の第3の3（製造委託等代金の減額）につき、従前の〈役務提供委託における違反行為事例〉3-21（取引先の都合を理由とした減額）は削除されるのか、それとも、項番が繰り下がるのか。新旧対照表ではいずれかが不明確である。	従前の運用基準における「〈役務提供委託における違反行為事例〉3-21（取引先の都合を理由とした減額）」については、3-22として記載いたします。
357	別紙3 作成・保存規則案について 1. 意見内容 物流委託取引においては、元請から下請への委託内容が電話・口頭・LINE・FAXなどで行われる例が極めて多く、当該書類保存規定に定める「保存すべき文書等」がそもそも作成されていない現場実態があります。	本法第7条では、委託事業者は、中小受託事業者に対して製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則に定めるところにより、中小受託事業者の給付、給付の受領、製造委託等代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録を作成し、これを保存しなければならないとされています。

また、運賃記載のない社内書類を運送事業者に渡して書面交付としている例もあります。 保存義務だけを制度的に定め、指導・摘発対象を増やすことは容易でも、現場での改善につながらないリスクが極めて高いです。実務現場との間に深刻な乖離を生み、過度な形式主義による指導・摘発の温床となるおそれがあります。 2. 具体的要望 (1) 製造委託等の契約と異なり、日単位の反復的な発注形式が中心の物流分野では、別途ひな形が必要です。たとえば国土交通省の出している「運送申込書」の運賃を記載されない場合は、月末に支払通知書を交付すれば、書面とみなすことができるのか、社内書類を書面交付する場合等、現場で実務運用される書類の作成例を明示いただきたいです。 (2) 保存対象書類に「準ずる手段による情報の記録」の明記 LINE・音声記録・着荷主への受領書などの非定型書類も保存対象に準じることを明記してください。(スクリーンショットやメモでも保存として有効であるなど) (3) 物流取引特有の文書未整備実態に配慮した運用通知の併記 今後策定される運用基準やガイドライン等において、物流委託における「文書の欠落」が構造的に発生している事実を前提とした柔軟な取扱い方針を示すよう要望します。 3. 補足意見 制度趣旨である「中小受託事業者の取引適正化」を真に実現するためには、単に規則として保存義務を課すだけでなく、各業種に即した現実的な保存	記録規則では、書類の作成・保存だけではなく、記録規則第2条第3項に規定されている要件を満たす電磁的記録の作成・保存についても規定しております。 頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
---	---

	手段の提示と普及が不可欠です。 物流業界は「文書化されない日常業務」が多く、保存義務の設計を誤れば、形式的な違反だけが多発する一方、実効性のある指導・改善には結びつかない結果となりかねません。 現場感覚をもつ実務家・専門職の一人として、制度設計と運用の乖離を埋める仕組みの整備を強く希望いたします。	
358	●報復措置の禁止について 委託事業者と中小受託事業者の関係は、1社対複数社とは限らない。 1社対1社の関係性において仮に下請法違反があったとして、中小企業庁から調査書類の提出を求められたとしても、違反の事実を正直に記載することは出来ないのではないか。(1社しか居ない受託事業者が違反を告発したことが特定されてしまうため) 報復措置の禁止規定があったとしても、関係性の悪化を防いだり救済することは出来ないのではないか。 具体的な対応策は浮かばないが、正直な申告を促進できるような仕組みづくりは出来ないかを感じる。	御意見として承ります。
359	従業員基準は公的資料として開示性が低く、自己申告に頼ることになります。制度の公平性を保つためにも、会社法を改正し、有価証券報告書などに常時使用する従業員数も併記されることを強く望みます。	御意見として承ります。
360	●下請新工法の改正事項の概要の5（「下請」という用語の改正） 「下請」という用語の負のイメージを廃したいという意図は理解する。 「委託」とは、「人に頼んで何かをしてもらう」ことであるが、この用語にはそのあとに「する」「される」が付くことで、親事業者にも下請事業者にも用いられる言葉であり、また委託と受託は字面が似ており、混乱が生じる。	御意見として承ります。

	用語で混乱を生じた結果、法が目指す本来の目的に支障が出てはいけないと思うので、「親事業者」「下請事業者」の用語を継続しないまでも、混乱を生じない用語を再考するべきではないか。 国土交通省が進めている改正貨物自動車運送事業法では、今も「下請」の用語は使用されている。法の順守を求められる事業者に省庁の区別は無い。用語を変えるなら省庁横断的に取り組んで欲しい。	
361	取適法対象企業に発注する側の企業の法務担当者として、2点意見を申し上げます。 1. 今回の改正にはサプライチェーンを通じた価格転嫁の促進という側面があるものと考えますが、その場合でも旧来のいわゆる下請法適用会社が今回の法令改正で保護されるのに対し、それら会社から値上げ請求を受ける非適用会社が、自らの顧客に対して値上げ請求できるかという点とは限らず、サプライチェーンの中で、板挟みになる結果が生じることを懸念します。この点については、独禁法の優越的地位の濫用の運用で対処すべきものと考えます。前記の状況に対する独禁法の優越的地位濫用の運用を取適法のそれに近づける形で実施すること、およびその点の明言をお願いできればと思います。	御意見として承ります。また、本法によって中小受託事業者に係る取引の適正化が図られるよう、御指摘も踏まえつつ、適切に運用してまいります。
362	・意見6：全般 当社が委託事業者であり法令遵守の取り組みをする中で、例えば中小受託事業者が法令に即していない運用を希望（例：支払サイトを60日超にするなど）が想定されうる。 委託事業者が法令順守をする義務があり罰則規定あることは承知しているが、中小受託事業者側にも法令遵守の義務を課してほしい。	御意見として承ります。
363	【別紙1, 2, 3について】	御意見として承ります。

	・ これらを個別の規則にしておく合理性を見出し難い。「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律施行規則」とでも銘打ってひとつに統合する方がわかりやすいのではないか。	
364	【別紙 4 について】 ・ 前文をわざわざ設ける意義如何。	運用基準策定の趣旨・背景を明らかにするために記載しているものです。